

第二百回 国会

内

閣

委

員

会

議

錄

第

二

号

令和元年十月二十三日(水曜日)
午前九時四分開議

出席委員

委員長

井上

信治君

理事

長坂

康正君

理事

宮内

大島

敦君

理事

畦元

将吾君

理

牧島か

れん君

芳弘君

理

田中

太田

昌孝君

理

安藤

裕光君

事

関

芳弘君

理

西村

康稔君

理

北村

誠吾君

事

橋本

聖子君

事

平

将明君

事

長谷川

岳君

事

橋本

岳君

事

御法川

信英君

事

神田

憲次君

事

今井

絵理子君

事

藤原

崇君

事

佐々木

紀君

事

中谷

真一君

事

佐々木

紀君

事

内閣府副大臣

総務副大臣

厚生労働副大臣

国土交通副大臣

内閣府大臣政務官

内閣府大臣政務官

外務大臣政務官

国土交通大臣政務官

内閣府大臣政務官

に関する件、国民生活の安定及び向上に関する件及び警察に関する件について調査を進めます。

この際、お詫びいたします。

企画局審議役藤田研二君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として内閣官房新型インフルエンザ等対策室長安住徹君、内閣官房内閣審議官星屋和彦君、内閣官房内閣人事官人事政策統括官堀江宏之君、内閣府大臣官房審議官村手聰君、内閣府大臣官房カジノ管理委員会設立準備室審議官徳永崇君、内閣府政策統括官井上裕之君、内閣府政策統括官増島稔君、内閣府政策統括官宮地毅君、内閣府男女共同参画局長池永肇恵君、内閣府沖縄振興局長原宏彰君、内閣府子ども・子育て本部統括官鷗田裕光君、警察庁生活安全局長白川靖浩君、警察庁交通局長北村博文君、消防庁国民保護・防災部長小宮大一郎君、外務省大臣官房審議官小林賢一君、外務省大臣官房参考官曾根健孝君、財務省大臣官房審議官住澤整君、財務省主計局次長宇波弘貴君、中小企業庁経営支援部長渡邊政嘉君、国土交通省大臣官房審議官小林靖君、国土交通省水管理・国土保全局次長塩見英之君、観光庁審議官秋川直也君、気象庁地球環境・海洋部長大林正典君、環境省環境再生・資源循環局長山本昌宏君及び防衛省大臣官房衛生監査葉茂樹君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○松本委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。安藤裕君。

○安藤(裕)委員 おはようございます。自民党の安藤裕でございます。

本日は質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速質問に入させていただきます。まず、台風十五号、十九号と立て続けに大きな

被害が発生する台風がやつてまいりました。台風だけではなくて豪雨災害も頻発するようになつてこの際、お詫びいたします。

各自調査のため、本日、参考人として日本銀行企画局審議役藤田研二君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として内閣官房新型インフルエンザ等対策室長安住徹君、内閣官房内閣審議官星屋和彦君、内閣官房内閣人事官人事政策統括官堀江宏之君、内閣府大臣官房審議官村手聰君、内閣府大臣官房カジノ管理委員会設立準備室審議官徳永崇君、内閣府政策統括官井上裕之君、内閣府政策統括官増島稔君、内閣府政策統括官宮地毅君、内閣府男女共同参画局長池永肇恵君、内閣府沖縄振興局長原宏彰君、内閣府子ども・子育て本部統括官鷗田裕光君、警察庁生活安全局長白川靖浩君、警察庁交通局長北村博文君、消防庁国民保護・防災部長小宮大一郎君、外務省大臣官房審議官小林賢一君、外務省大臣官房参考官曾根健孝君、財務省大臣官房審議官住澤整君、財務省主計局次長宇波弘貴君、中小企業庁経営支援部長渡邊政嘉君、国土交通省大臣官房審議官小林靖君、国土交通省水管理・国土保全局次長塩見英之君、観光庁審議官秋川直也君、気象庁地球環境・海洋部長大林正典君、環境省環境再生・資源循環局長山本昌宏君及び防衛省大臣官房衛生監査葉茂樹君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○松本委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。安藤裕君。

○安藤(裕)委員 おはようございます。自民党の安藤裕でございます。

本日は質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速質問に入させていただきます。まず、台風十五号、十九号と立て続けに大きな

良瀬川遊水地であるとか、あるいは鶴見川多目的遊水地など、いろいろなところがこのような状況になっているという写真がついておりますけれどあります。改めて、お亡くなりになつた方々の御冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

皆様のお手元に資料を配付をしておりますけれども、一枚目と二枚目が最近の雨の降り方にについての傾向の資料です。

一枚目は四百ミリ以上の雨の降り方にについて、一枚目は一時間雨量五十ミリ以上の雨の降り方に二枚目は一時間雨量五十ミリ以上の雨の降り方にについてですが、四百ミリ以上の雨の降り回数はかつて比べて一・八倍に、一時間雨量五十ミリ以上上の雨の降る回数は一・四倍に増加をしておりま

す。

この件について、もう少し詳しく気象庁から御説明をお願いいたします。

○大林政府参考人 お答えいたします。

近年、豪雨災害をもたらすような短時間強雨や大雨の発生頻度は増加しております。

例え、全国のアメダス観測データでこの三十年余りの発生回数の変化を見ますと、委員がお示しになりましたとおり、一日当たり四百ミリ以上の大雨は約一・八倍に、また、一時間当たり五十ミリ以上の短時間強雨は約一・四倍に増加しております。

この大雨の発生頻度は増加してしまったこと

によります。

気象庁では、今後とも、地球温暖化対策の検討に資する気候変動の監視、予測情報及び豪雨災害の軽減に資する気象情報の充実強化に努めてまいります。

今回、大変大きな被害が発生をしましたが、一方で、過去にさまざまな治水対策をしてまいりましたけれども、その治水対策が功を奏したところ

もありました。それで、その治水対策が功を奏したところ

もありました。

結果、氾濫危険水位と呼んでございますけれども、災害の発生のおそれが極めて高い状態で緊急に避難をすべき水位を超えることなく回避できることでございます。

治水の施設は、必ずしも整備の直後に降水、面がございますけれども、長期にわたってその効果を發揮するということでございます。今後も、国民の皆様に御理解いただくために、施設の整備が発揮したところでございます。

○塙見政府参考人 お答えをいたします。

今回の台風十九号によりまして大変大きな被害が発生いたしましたけれども、こうした中に起きましても、御指摘のとおり、過去から整備をしてまいりました治水施設が浸水被害の防止、軽減に大変大きな効果を発揮したところでございます。

具体的に例を申し上げさせていただきますと、いずれも現時点の速報値ということで御理解いただければと思いますが、まず、埼玉、東京にございます中川、綾瀬川流域の首都圏外郭放水路等の施設がございます。これは平成十四年から運用を開始してございましたけれども、今回の台風十九号によりまして流域内に降りました雨の三割を流域の外に排水をいたしました。この結果、昭和五十年にも台風十八号とということで今回とほぼ同じ七年にも台風十八号といふことで今回とほぼ同じような雨が降ったときがございましたけれども、その際、三万户に上る家屋浸水被害が発生いたしましたのにに対しまして、今回は、それよりも若干雨が多かったにもかかわらず、流域の市、町では家屋浸水が千三百戸ということございました。

また、先生先ほど触れていたきました鶴見川多目的遊水地でございます。これは今回のラグビーのワールドカップの横浜会場になったところ

でござりますけれども、平成十五年から運用を開始してございましたけれども、今回は、過去二十一回の流入がありました中で三番目に多い流入があつて、九十四万立米を貯留いたしました。この効果を龜の子橋の水位観測所というところで見ま

すと、鶴見川の水位、全体として大変上昇してしまって、避難判断水位ということで、高齢者が避難を開始する目安となる水位まで水位が上がつ

ておりましたけれども、この貯留池への貯留によりまして水位を三十センチ下げることができた

ことはまさに昭和四十年に完成したものが今これだけ役に立っているということですから、やはり治水対策というのは、長い長い、もう本当に想定されましたけれども、これも被害はゼロと

いうふうに思います。

これはまさに昭和四十年に完成したものが今これだけ役に立っているということですから、やはり治水対策というのは、長い長い、もう本当に想定されましたけれども、これも被害はゼロと

いうふうに思います。

そして次に、台風十九号についてお伺いをした

ことがあります。

そこで、台風十九号についてお伺いをした

ことがあります。

そこで、台風十九号についてお伺いをした

ことがあります。

これはまさに昭和四十年に完成したものが今これだけ役に立っているということですから、やはり治水対策というのは、長い長い、もう本当に想定されましたけれども、これも被害はゼロと

いうふうに思います。

そして次に、今後の気候変動に伴う降水量の予想についてお尋ねをしたいと思います。

地球温暖化の進展によりまして一層の降水量の

增加が見込まれますが、国土交通省の方で、気候変動を踏まえた治水計画のあり方提言をまとめられています。今、資料を添付しております、七ページに添付をしておりますけれども、一度上昇したところで降雨量は一・一倍、流量は一・二倍、洪水発生頻度は約二倍になるということござりますけれども、このことについて、改めて国交省から御説明をお願い申し上げます。

○塙見政府参考人 お答えをいたします。
近年、各地で大水害が発生してございますけれども、今後、気候変動の影響によりまして、更に降雨が増加して水害が頻発化、激甚化するということが懸念されているところでございます。

このため、国土交通省におきましては、先ほど先生御指摘いただきましたとおり、気候変動の影響を定量的に治水計画に反映させるために、昨年四月から、有識者の方々にお集まりいたしました検討会を設置いたしまして、将来の降雨量、あるいは河川の流量、それから洪水の発生頻度、こういふものがどの程度増加するかについて定量的な御検討をいただき、本月十八日に提言をいたしましたところです。

この提言におきましては、気温が一度上昇した場合には、一級河川の治水計画において目標としております降雨量が全国平均で一・一倍にふえる、それから、河川の流量については全国平均で一・二倍にふえる、そして、洪水の発生頻度は全国平均で二倍になる、こういう取りまとめをいただいているところでございます。

○安藤(裕)委員 ありがとうございます。
一・一倍とか一・二倍といふと余り大したことないようなイメージも受けますけれども、しかし、今回、もうぎりぎりであつた川もたくさんあります。台風も更に巨大化をして襲来するということも想定されるわけですから、治水対策はまさに喫緊の課題であるというふうに思います。しかし、一方で、我が国の治水事業関係予算、

これは配付資料の八ページでお示しをしていますけれども、決して潤沢とは言えません。当初予算でいえば、平成九年の一兆三千六百九十八億円がピークで、それからずっと右肩下がりで下がっています。安倍内閣で少し持ち直しているものの、八千億円前後で横ばいという状況になつております。今お話しになつたとおり、これから雨の降り方は更に激化をする中で、この状態で日本国民の安心、安全が守れるのかということに対する疑問を感じざるを得ないと思います。雨は激化をしているのに予算は減らしてきました。これが今の日本の予算編成の方針であったと思います。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。
そこで内閣府にお尋ねをいたしますが、この治水関係費、治水事業費というものは、プライマリーバランスの黒字化目標がありますけれども、その枠内なのか枠外なのか、お答えいただきたいと思います。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。
財政健全化目標をいたしましては、二〇二五年のプライマリーバランス黒字化、それから債務残高対GDP比の安定的な引下げを定めておりまして、いずれの目標においても、御指摘の治水対策を始めとする防災、減災関係の予算も対象となることをお書きであります。

目標を実現するために、一般歳出のうち非社会保険関係、これは全体でございますけれども、経済、物価動向を踏まえつつ、安倍内閣のこれまでの歳出改革の取組を継続するというふうになります。

○安藤(裕)委員 ありがとうございます。
一・一倍とか一・二倍といふと余り大したことないようなイメージも受けますけれども、しかし、今回、もうぎりぎりであつた川もたくさんあります。台風も更に巨大化をして襲来するということも想定されるわけですから、治水対策はまさに喫緊の課題であるというふうに思います。しかし、一方で、我が国の治水事業関係予算、

○安藤(裕)委員 ありがとうございます。

そういうお答えになるんだろうというふうに思いますが、やはり、P-Bの黒字化目標の枠内にこの治水対策予算があるということは、物すごく大きな拡大をすることは困難であろうというふうな結論に達せざるを得ないんだろうというふうに思っています。

しかし、本当にそれでいいのかということについて議論を進めていきたいと思いますが、まず、なぜ国が借金を膨らませてはいけないのか、国が借錢をする、国債の残高をふやすということは経済に対してどういう効果があるのかということについて議論していきたいと思います。

まず、銀行がお金を貸すという行為を考えてみたいと思います。

これは、全国銀行協会企画部金融調査室が出しております「図説 わが国の銀行」という本の中に説明があります。このように書いてあります。

「銀行が貸出を行な際は、貸出先企業Xに現金を交付するのではなく、Xの預金口座に貸出金相当額を入金記帳する。つまり、銀行の貸出の段階で預金は創造される仕組みである。つまり、誰かが銀行から借金をすると、その分だけ日本国の中に存在する預金の総額がふえるということを言つてゐるわけですね。

日本銀行に伺いますけれども、この説明で合っているでしょうか。

○藤田参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、信用創造につきましては、まず民間銀行が貸出しを行い、それに対応して預金が増加する、こういう対応関係になつてございます。

ただし、もちろん、銀行が貸出しを行うに当たっておりまして、集中的な取組を進めております。

○藤田参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、企業が借入金を返済する際には、銀行貸出しが減少するとともに、預金も減少する形になるというふうに理解してございます。

○安藤(裕)委員 ありがとうございます。

まさに借り手の返済能力に依存するわけですか

れども、返済能力があれば銀行は融資をする、そのときにお金は生まれてくるということですね。

最近、結構ベストセラーになりました「父が娘に語る美しく、深く、壮大で、とんでもなくわかりやすい経済の話。」という、ヤニス・バルファキスという方の書いた本がありますけれども、この本はギリシャの財務大臣を務められた方で、EUの中でも異色で、ギリシャでもっと積極財政をするべきだということを主張して、ギリシャの財務大臣をした方ですけれども、この本の中で、こういうふうに書いてあるんですね。今の信用創造の話ですが、「ここで質問。銀行はミリアムに貸す五十万ポンドをどこで見つけてくるのだろう? 早合点しないでほしい。「預金者が預けたおカネ」は不正解。正解は「どこからともなく。魔法のようにパッと出す。」では、どうやって? 簡単だ。銀行の人が五という数字の後にゼロを五つつけて、ミリアムの口座残高を電子的に増やすだけ。」これは今の説明のとおりですね。

つまり、預金というのは、誰かがお金を借りたときに生まれてくる。これは銀行の信用創造機能と呼ばれますけれども、万年筆マネーとかキー

ボードマネーというふうに最近は呼ばれているようです。つまり、銀行は広く国民から集めたお金

を元手に融資をしているのではなくて、何もないところからお金を貸しているということですね。

それでは次に、借金を返済するという行為について考えてみたいと思います。

お金を借りたときに預金が発生するのであれば、借金を返済したときにはその預金は消滅するということになるんだろうと思ひますけれども、日本銀行に伺いますが、誰かが銀行に対する融資の返済をしたときに、日本国に存在する預金通貨はその分消滅するという理解でよろしいんでしょうか。

○藤田参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、企業が借入金を返済する際には、銀行貸出しが減少するとともに、預金も減少する形になるというふうに理解してございます。

○安藤(裕)委員 ありがとうございます。

まさに借り手の返済能力に依存するわけですか

れども、返済能力があれば銀行は融資をする、そのときにお金は生まれてくるということですね。

最近、結構ベストセラーになりました「父が娘に語る美しく、深く、壮大で、とんでもなくわかりやすい経済の話。」という、ヤニス・バルファキスという方の書いた本がありますけれども、この本はギリシャの財務大臣を務められた方で、EUの中でも異色で、ギリシャでもっと積極財政をするべきだということを主張して、ギリシャの財務大臣をした方ですけれども、この本の中で、こういうふうに書いてあるんですね。今の信用創造の話ですが、「ここで質問。銀行はミリアムに貸す五十万ポンドをどこで見つけてくるのだろう? 早合点しないでほしい。「預金者が預けたおカネ」は不正解。正解は「どこからともなく。魔法のようにパッと出す。」では、どうやって? 簡単だ。銀行の人が五という数字の後にゼロを五つつけて、ミリアムの口座残高を電子的に増やすだけ。」これは今の説明のとおりですね。

つまり、預金というのは、誰かがお金を借りたときに生まれてくる。これは銀行の信用創造機能と呼ばれますけれども、万年筆マネーとかキー

ボードマネーというふうに最近は呼ばれているようです。つまり、銀行は広く国民から集めたお金

を元手に融資をしているのではなくて、何もないところからお金を貸しているということですね。

それでは次に、借金を返済するという行為について考えてみたいと思います。

お金を借りたときに預金が発生するのであれば、借金を返済したときにはその預金は消滅する

ということになるんだろうと思ひますけれども、日本銀行に伺いますが、誰かが銀行に対する融資の返済をしたときに、日本国に存在する預金通貨はその分消滅するという理解でよろしいんでしょうか。

○藤田参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、企業が借入金を返済する際には、銀行貸出しが減少するとともに、預金も減少する形になるというふうに理解してございます。

○安藤(裕)委員 ありがとうございます。

まさに借り手の返済能力に依存するわけですか

れども、返済能力があれば銀行は融資をする、そのときにお金は生まれてくるということですね。

最近、結構ベストセラーになりました「父が娘に語る美しく、深く、壮大で、とんでもなくわかりやすい経済の話。」という、ヤニス・バルファキスという方の書いた本がありますけれども、この本はギリシャの財務大臣を務められた方で、EUの中でも異色で、ギリシャでもっと積極財政をするべきだということを主張して、ギリシャの財務大臣をした方ですけれども、この本の中で、こういうふうに書いてあるんですね。今の信用創造の話ですが、「ここで質問。銀行はミリアムに貸す五十万ポンドをどこで見つけてくるのだろう? 早合点しないでほしい。「預金者が預けたおカネ」は不正解。正解は「どこからともなく。魔法のようにパッと出す。」では、どうやって? 簡単だ。銀行の人が五という数字の後にゼロを五つつけて、ミリアムの口座残高を電子的に増やすだけ。」これは今の説明のとおりですね。

つまり、預金というのは、誰かがお金を借りたときに生まれてくる。これは銀行の信用創造機能と呼ばれますけれども、万年筆マネーとかキー

ボードマネーというふうに最近は呼ばれているようです。つまり、銀行は広く国民から集めたお金

を元手に融資をしているのではなくて、何もないところからお金を貸しているということですね。

それでは次に、借金を返済するという行為について考えてみたいと思います。

お金を借りたときに預金が発生するのであれば、借金を返済したときにはその預金は消滅する

ということになるんだろうと思ひますけれども、日本銀行に伺いますが、誰かが銀行に対する融資の返済をしたときに、日本国に存在する預金通貨はその分消滅するという理解でよろしいんでしょうか。

○藤田参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、企業が借入金を返済する際には、銀行貸出しが減少するとともに、預金も減少する形になるというふうに理解してございます。

○安藤(裕)委員 ありがとうございます。

まさに借り手の返済能力に依存するわけですか

れども、返済能力があれば銀行は融資をする、そのときにお金は生まれてくるということですね。

最近、結構ベストセラーになりました「父が娘に語る美しく、深く、壮大で、とんでもなくわかりやすい経済の話。」という、ヤニス・バルファキスという方の書いた本がありますけれども、この本はギリシャの財務大臣を務められた方で、EUの中でも異色で、ギリシャでもっと積極財政をするべきだということを主張して、ギリシャの財務大臣をした方ですけれども、この本の中で、こういうふうに書いてあるんですね。今の信用創造の話ですが、「ここで質問。銀行はミリアムに貸す五十万ポンドをどこで見つけてくるのだろう? 早合点しないでほしい。「預金者が預けたおカネ」は不正解。正解は「どこからともなく。魔法のようにパッと出す。」では、どうやって? 簡単だ。銀行の人が五という数字の後にゼロを五つつけて、ミリアムの口座残高を電子的に増やすだけ。」これは今の説明のとおりですね。

つまり、預金というのは、誰かがお金を借りたときに生まれてくる。これは銀行の信用創造機能と呼ばれますけれども、万年筆マネーとかキー

ボードマネーというふうに最近は呼ばれているようです。つまり、銀行は広く国民から集めたお金

を元手に融資をしているのではなくて、何もないところからお金を貸しているということですね。

それでは次に、借金を返済するという行為について考えてみたいと思います。

お金を借りたときに預金が発生するのであれば、借金を返済したときにはその預金は消滅する

ということになるんだろうと思ひますけれども、日本銀行に伺いますが、誰かが銀行に対する融資の返済をしたときに、日本国に存在する預金通貨はその分消滅するという理解でよろしいんでしょうか。

○藤田参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、企業が借入金を返済する際には、銀行貸出しが減少するとともに、預金も減少する形になるというふうに理解してございます。

○安藤(裕)委員 ありがとうございます。

まさに借り手の返済能力に依存するわけですか

れども、返済能力があれば銀行は融資をする、そのときにお金は生まれてくるということですね。

最近、結構ベストセラーになりました「父が娘に語る美しく、深く、壮大で、とんでもなくわかりやすい経済の話。」という、ヤニス・バルファキスという方の書いた本がありますけれども、この本はギリシャの財務大臣を務められた方で、EUの中でも異色で、ギリシャでもっと積極財政をするべきだということを主張して、ギリシャの財務大臣をした方ですけれども、この本の中で、こういうふうに書いてあるんですね。今の信用創造の話ですが、「ここで質問。銀行はミリアムに貸す五十万ポンドをどこで見つけてくるのだろう? 早合点しないでほしい。「預金者が預けたおカネ」は不正解。正解は「どこからともなく。魔法のようにパッと出す。」では、どうやって? 簡単だ。銀行の人が五という数字の後にゼロを五つつけて、ミリアムの口座残高を電子的に増やすだけ。」これは今の説明のとおりですね。

つまり、預金というのは、誰かがお金を借りたときに生まれてくる。これは銀行の信用創造機能と呼ばれますけれども、万年筆マネーとかキー

ボードマネーというふうに最近は呼ばれているようです。つまり、銀行は広く国民から集めたお金

を元手に融資をしているのではなくて、何もないところからお金を貸しているということですね。

それでは次に、借金を返済するという行為について考えてみたいと思います。

お金を借りたときに預金が発生するのであれば、借金を返済したときにはその預金は消滅する

ということになるんだろうと思ひますけれども、日本銀行に伺いますが、誰かが銀行に対する融資の返済をしたときに、日本国に存在する預金通貨はその分消滅するという理解でよろしいんでしょうか。

○藤田参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、企業が借入金を返済する際には、銀行貸出しが減少するとともに、預金も減少する形になるというふうに理解してございます。

○安藤(裕)委員 ありがとうございます。

まさに借り手の返済能力に依存するわけですか

れども、返済能力があれば銀行は融資をする、そのときにお金は生まれてくるということですね。

最近、結構ベストセラーになりました「父が娘に語る美しく、深く、壮大で、とんでもなくわかりやすい経済の話。」という、ヤニス・バルファキスという方の書いた本がありますけれども、この本はギリシャの財務大臣を務められた方で、EUの中でも異色で、ギリシャでもっと積極財政をするべきだということを主張して、ギリシャの財務大臣をした方ですけれども、この本の中で、こういうふうに書いてあるんですね。今の信用創造の話ですが、「ここで質問。銀行はミリアムに貸す五十万ポンドをどこで見つけてくるのだろう? 早合点しないでほしい。「預金者が預けたおカネ」は不正解。正解は「どこからともなく。魔法のようにパッと出す。」では、どうやって? 簡単だ。銀行の人が五という数字の後にゼロを五つつけて、ミリアムの口座残高を電子的に増やすだけ。」これは今の説明のとおりですね。

つまり、預金というのは、誰かがお金を借りたときに生まれてくる。これは銀行の信用創造機能と呼ばれますけれども、万年筆マネーとかキー

ボードマネーというふうに最近は呼ばれているようです。つまり、銀行は広く国民から集めたお金

を元手に融資をしているのではなくて、何もないところからお金を貸しているということですね。

それでは次に、借金を返済するという行為について考えてみたいと思います。

お金を借りたときに預金が発生するのであれば、借金を返済したときにはその預金は消滅する

ということになるんだろうと思ひますけれども、日本銀行に伺いますが、誰かが銀行に対する融資の返済をしたときに、日本国に存在する預金通貨はその分消滅するという理解でよろしいんでしょうか。

○藤田参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、企業が借入金を返済する際には、銀行貸出しが減少するとともに、預金も減少する形になるというふうに理解してございます。

○安藤(裕)委員 ありがとうございます。

まさに借り手の返済能力に依存するわけですか

れども、返済能力があれば銀行は融資をする、そのときにお金は生まれてくるということですね。

最近、結構ベストセラーになりました「父が娘に語る美しく、深く、壮大で、とんでもなくわかりやすい経済の話。」という、ヤニス・バルファキスという方の書いた本がありますけれども、この本はギリシャの財務大臣を務められた方で、EUの中でも異色で、ギリシャでもっと積極財政をするべきだということを主張して、ギリシャの財務大臣をした方ですけれども、この本の中で、こういうふうに書いてあるんですね。今の信用創造の話ですが、「ここで質問。銀行はミリアムに貸す五十万ポンドをどこで見つけてくるのだろう? 早合点しないでほしい。「預金者が預けたおカネ」は不正解。正解は「どこからともなく。魔法のようにパッと出す。」では、どうやって? 簡単だ。銀行の人が五という数字の後にゼロを五つつけて、ミリアムの口座残高を電子的に増やすだけ。」これは今の説明のとおりですね。

つまり、預金というのは、誰かがお金を借りたときに生まれてくる。これは銀行の信用創造機能と呼ばれますけれども、万年筆マネーとかキー

ボードマネーというふうに最近は呼ばれているようです。つまり、銀行は広く国民から集めたお金

を元手に融資をしているのではなくて、何もないところからお金を貸しているということですね。

それでは次に、借金を返済するという行為について考えてみたいと思います。

お金を借りたときに預金が発生するのであれば、借金を返済したときにはその預金は消滅する

ということになるんだろうと思ひますけれども、日本銀行に伺いますが、誰かが銀行に対する融資の返済をしたときに、日本国に存在する預金通貨はその分消滅するという理解でよろしいんでしょうか。

○藤田参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、企業が借入金を返済する際には、銀行貸出しが減少するとともに、預金も減少する形になるというふうに理解してございます。

○安藤(裕)委員 ありがとうございます。

まさに借り手の返済能力に依存するわけですか

れども、返済能力があれば銀行は融資をする、そのときにお金は生まれてくるということですね。

最近、結構ベストセラーになりました「父が娘に語る美しく、深く、壮大で、とんでもなくわかりやすい経済の話。」という、ヤニス・バルファキスという方の書いた本がありますけれども、この本はギリシャの財務大臣を務められた方で、EUの中でも異色で、ギリシャでもっと積極財政をするべきだということを主張して、ギリシャの財務大臣をした方ですけれども、この本の中で、こういうふうに書いてあるんですね。今の信用創造の話ですが、「ここで質問。銀行はミリアムに貸す五十万ポンドをどこで見つけてくるのだろう? 早合点しないでほしい。「預金者が預けたおカネ」は不正解。正解は「どこからともなく。魔法のようにパッと出す。」では、どうやって? 簡単だ。銀行の人が五という数字の後にゼロを五つつけて、ミリアムの口座残高を電子的に増やすだけ。」これは今の説明のとおりですね。

つまり、預金というのは、誰かがお金を借りたときに生まれてくる。これは銀行の信用創造機能と呼ばれますけれども、万年筆マネーとかキー

ボードマネーというふうに最近は呼ばれているようです。つまり、銀行は広く国民から集めたお金

を元手に融資をしているのではなくて、何もないところからお金を貸しているということですね。

それでは次に、借金を返済するという行為について考えてみたいと思います。

お金を借りたときに預金が発生するのであれば、借金を返済したときにはその預金は消滅する

ということになるんだろうと思ひますけれども、日本銀行に伺いますが、誰かが銀行に対する融資の返済をしたときに、日本国に存在する預金通貨はその分消滅するという理解でよろしいんでしょうか。

○藤田参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、企業が借入金を返済する際には、銀行貸出しが減少するとともに、預金も減少する形になるというふうに理解してございます。

○安藤(裕)委員 ありがとうございます。

まさに借り手の返済能力に依存するわけですか

れども、返済能力があれば銀行は融資をする、そのときにお金は生まれてくるということですね。

最近、結構ベストセラーになりました「父が娘に語る美しく、深く、壮大で、とんでもなくわかりやすい経済の話。」という、ヤニス・バルファキスという方の書いた本がありますけれども、この本はギリシャの財務大臣を務められた方で、EUの中でも異色で、ギリシャでもっと積極財政をするべきだということを主張して、ギリシャの財務大臣をした方ですけれども、この本の中で、こういうふうに書いてあるんですね。今の信用創造の話ですが、「ここで質問。銀行はミリアムに貸す五十万ポンドをどこで見つけてくるのだろう? 早合点しないでほしい。「預金者が預けたおカネ」は不正解。正解は「どこからともなく。魔法のようにパッと出す。」では、どうやって? 簡単だ。銀行の人が五という数字の後にゼロを五つつけて、ミリアムの口座残高を電子的に増やすだけ。」これは今の説明のとおりですね。

つまり、預金というのは、誰かがお金を借りたときに生まれてくる。これは銀行の信用創造機能と呼ばれますけれども、万年筆マネーとかキー

ボードマネーというふうに最近は呼ばれているようです。つまり、銀行は広く国民から集めたお金

を元手に融資をしているのではなくて、何もないところからお金を貸しているということですね。

それでは次に、借金を返済するという行為について考えてみたいと思います。

お金を借りたときに預金が発生するのであれば、借金を返済したときにはその預金は消滅する

ということになるんだろうと思ひますけれども、日本銀行に伺いますが、誰かが銀行に対する融資の返済をしたときに、日本国に存在する預金通貨はその分消滅するという理解でよろしいんでしょうか。

○藤田参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、企業が借入金を返済する際には、銀行貸出しが減少するとともに、預金も減少する形になるというふうに理解してございます。

○安藤(裕)委員 ありがとうございます。

まさに借り手の返済能力に依存するわけですか

れども、返済能力があれば銀行は融資をする、そのときにお金は生まれてくるということですね。

最近、結構ベストセラーになりました「父が娘に語る美しく、深く、壮大で、とんでもなくわかりやすい経済の話。」という、ヤニス・バルファキスという方の書いた本がありますけれども、この本はギリシャの財務大臣を務められた方で、EUの中でも異色で、ギリシャでもっと積極財政をするべきだということを主張して、ギリシャの財務大臣をした方ですけれども、この本の中で、こういうふうに書いてあるんですね。今の信用創造の話ですが、「ここで質問。銀行はミリアムに貸す五十万ポンドをどこで見つけてくるのだろう? 早合点しないでほしい。「預金者が預けたおカネ」は不正解。正解は「どこからともなく。魔法のようにパッと出す。」では、どうやって? 簡単だ。銀行の人が五という数字の後にゼロを五つつけて、ミリアムの口座残高を電子的に増やすだけ。」これは今の説明のとおりですね。

つまり、預金というのは、誰かがお金を借りたときに生まれてくる。これは銀行の信用創造機能と呼ばれますけれども、万年筆マネーとかキー

ボードマネーというふうに最近は呼ばれているようです。つまり、銀行は広く国民から集めたお金

を元手に融資をしているのではなくて、何もないところからお金を貸しているということですね。

様方に直ちにまた避難をするようになると改めて呼びかける、地元においてはまだまだ災害継続中といふような状況になつてゐるわけでござります。

またさらに今週末には台風二十一号が近づいているというようなこともあり、住民にとってはさらなる不安材料にもなつております。またさらにけさの地元のアメダス、気温でももう十度どいうことになつてきておりまして、大変に、寒冷地であります、寒くなつてゐるといふようなことから、一刻も早い生活再建への第一歩を進めて思つてゐるところでもございます。

安倍総理、十日の予算委員会におきましても、我が党の石田政調会長の質問においても激甚災害の指定について言及をされ、また、今、見込みというような通知も出していただいておるところでござりますし、また、さきには、視察に対して、被災地支援の財源として予備費の五千億円も確保しましたというようなことの中で、生活となりわいの再建に向けての対策パッケージを早急に取りまとめたい、このような表明もしていただきているところでもございます。

実際に、こうした激甚災害、心待ちにしている被災者また地元自治体のどうか御希望に応えていただきますよう心からまづもつてお願いを申し上げて、質問にさせていただきたいというふうに思ひます。

こうした中で、いわゆる日々に被災者の要望の段階におきましては、地元、被災住宅からの災害ごみの搬出でありましたり泥の搬出、まだ行つてゐるところでもございます。それからさらに、これから的生活となりわい再建のために、これからのお住まいをどうするかというような問題、さらには事業の再建といふことも大変な課題でございまして、この点についてちょっと質問をさせていたいというふうに思います。

応急仮設住宅の入居基準の緩和ということ、実

は、月曜日の公明党災害対策本部で、内閣府に対して求めさせていただきました。

といいますのも、災害救助法におきましては、住居が全壊、全焼又は流失した者であつて、みずからの方では住宅を確保できない者に限定をされており、これが応急仮設住宅へ入居できる基準からの資力では住宅を確保できない者に限定をされていることになつていただけでございます。昨年の西日本豪雨におきましては、これにさらに半壊、大規模半壊を含んだ方においても、住宅として再利用ができる、みずからの方においても、その方は入居できる特別措置がとられていることから、今回、同様の緩和を求めてさせていただいたところでございました。

ここでございますが、これにつきまして早速内閣府に動いていただきましたこと、感謝を申し上げたいと思います。月曜日の夜中にこの決定がなされた、それが自治体に通知として出されました。

これが、このことによつてどうなつたかというと、実は、昨日の夕刻に被災者に対して、きょうからいわゆる公営住宅に対する入居の受け付けを開始します、こういう通知が出されたんですね、地元から。そこには、今回出して要望をさせていただいたとおり、住宅が全壊あるいは大規模半壊又は半壊した場合という一言がちゃんときちんと書いてあるわけです。これがはつきりしないといわゆる被災者に対して、地方自治体は、こういう方々を対象にして、そういう方々が応急仮設住宅に、あるいは、これから賃貸もあると思つておりますけれども、そうした公営住宅に入居することができるんだよということを安心して通知ができないということなんですね。

これは、こう指摘するまで、これはある意味でいけば、これまでの前例からいつて当然だといふふうに國では思つておられたのかも知れませんけれども、しかし、地方自治体というのはなかなかそこまで、きちんと通知という形で伝えてあげないとその先に踏み込めないというのが実態であつて、だから、この通知が一つ出たことによつて、

地方自治体、安心して今度は被災者に對しても手を差し伸べることができたという、ちょっとこれ

は一つの教訓にしていただきたいといふふうに思つてございます。

普ツシユ型とよく言いますけれども、やはり、これは大丈夫だろう、あるいは地元でもわかつているだらうという形の中ではなかなかそうはいかないということ、今回のこれは私は教訓だというふうに思つておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

その上で、更に緩和をお願いしたいのは、被災家屋に住み続けることになった場合でも、その家の屋の改修のために一時的に応急仮設住宅への入居を求めるといふ声があります。こうした被災者は一時的な応急仮設住宅の使用を認めることができます。これが、このことによつてどうなつたかというと、実は、昨日の夕刻に被災者に対して、きょうからいわゆる公営住宅に対する入居の受け付けを開始します、こういう通知が出されたんですね、地元から。そこには、今回出して要望をさせていただいたとおり、住宅が全壊あるいは大規模半壊又は半壊した場合という一言がちゃんときちんと書いてあるわけです。これがはつきりしないといわゆる被災者に対して、地方自治体は、こういう方々を対象にして、そういう方々が応急仮設住宅に、あるいは、これから賃貸もあると思つておりますけれども、そうした公営住宅に入居することができるんだよということを安心して通知ができないということなんですね。

これは、こう指摘するまで、これはある意味でいけば、これまでの前例からいつて当然だといふふうに國では思つておられたのかも知れませんけれども、しかし、地方自治体というのはなかなかそこまで、きちんと通知という形で伝えてあげないとその先に踏み込めないというのが実態であつて、だから、この通知が一つ出たことによつて、

地方自治体、安心して今度は被災者に對しても手を差し伸べることができたという、ちょっとこれ

れました。

大変に気温が低くなつております。また、こ

れから仮設住宅を建設すると、やはりこれは更に先にいつてしまふこと也有つて、大変に寒

冷な地、今回、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、本当に、長野も含めまして、寒冷地域が大

変に多いわけでございまして、そういう意味にお

いても仮設住宅を建設していくような時間的な余裕は限られてることから、こうした民間の賃貸

住宅への入居ができるだけ望ましいと考えます

が、今現在の検討状況についてお伺いをしたいと

思います。

その上で、更に緩和をお願いしたいのは、被災

家屋に住み続けることになった場合でも、その家の

屋の改修のために一時的に応急仮設住宅への入居を求めるといふ声があります。こうした被災者は

一時的な応急仮設住宅の使用を認めることができます。これが、このことによつてどうなつたかといふふうに思つておりますので、よろしくお願ひをしたいと

思います。

○平副大臣 御質問ありがとうございます。

今、太田委員の御指摘のとおりであります。金壊並びに半壊については、御指摘いただいたとおり、十月二十一日に内閣府の政策統括官付参考官から今回被災をされた各都県の災害救助担当主官部長、局長宛てにそのように通知をさせていただいたところでござります。

○平副大臣 御質問ありがとうございます。

今、太田委員の御指摘のとおりであります。金壊並びに半壊については、御指摘いただいたとおり、十月二十一日に内閣府の政策統括官付参考官から今回被災をされた各都県の災害救助担当主官部長、局長宛てにそのように通知をさせていた

ました。御指摘いただいた、いわゆる被害で自宅に住むことが難くなつた方々、自宅を改修するまでの一時的な期間について応急仮設住宅を利用することができないかどうかという御質問に対しましては、これら、みずから自宅の再建を行なう場合には、再建を行う期間において応急仮設住宅を利用することが可能であるということをお答えさせていただきます。

○太田(昌)委員 先ほど申し上げましたとおり、内閣府としても、被災者の住まいの確保に向けて、引き続き、関係省庁と連携し、応急仮設住宅に係る制度の詳細な説明などの助言等を通じて、被災自治体の取組を支援してまいりたいと考えています。

○太田(昌)委員 先ほど申し上げましたとおり、しっかりととした説明と理解がこれから進めることの重要なキーワードだと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

次に、中小企業等の事業再建に向けた支援策について伺います。

昨年の西日本豪雨に際しましては、特に大きな被害を受けた岡山県、広島県、愛媛県を対象にしまして、中小企業等で構成するグループの復興事業計画に基づいて事業者が行う施設復旧等の費用

委員会の中でも、予算委員会の中でも赤羽大臣から、民間の賃貸住宅についても言及をされておら

を補助する中小企業組合等共同施設等災害復旧事業、中小企業等グループ補助金といいますが、これが実施されたと伺っております。これは、中小企業者、中小企業協同組合等に対して事業費の四分の三を補助したり、中堅企業に対しても二分の一を補助するもので、対象事業は、施設費や設備費のほか、事務局体制強化費なども対象となつておられます。

被災した地域の経済、雇用の早期回復のためにも大変に期待される事業であります。このたびの十九号に対する支援メニューにもぜひ実施を願うものであります。御見解をお伺いをしたいと思ひます。

○渡邊政府参考人 お答えいたします。

中小企業の工場など施設設備の復旧を支援するグループ補助金につきましては、これまで、東日本大震災、熊本地震や平成三十年七月豪雨といった激甚災害法のいわゆる本激が適用される災害において、施設設備の損壊等物理的な被害が広範囲かつ甚大であること、サプライチェーンが毀損すること等により我が国経済が停滞する事態が生じたことを踏まえ、特別に措置した制度となつております。

長野県や県内の市町村に基大な被害が生じたことは承知しております。現在、総理の指示に基づき、生活・生業支援パッケージの策定を進めているところであり、被災企業の状況を踏まえ、被災企業に寄り添った支援策を検討してまいりたいと考えております。

○太田(昌)委員 なかなか、今、明言もできるかどうかということになると思いますが、ぜひととも、これまでの災害の例に倣つて、今回の事業を何としても実施メニューに加えていただきたいことを強くお願いをしておきたいと思います。

災害ごみについてちょっと伺つておきたいとうふうに思います。

今回、やはり昨年の西日本豪雨の百九十万トンを上回るという災害ごみの予測があります。処理を完了までに二年以上かかるというような見込みも

耳にいたしました。こうした災害ごみの処分、これは自治体をまたいだ広域支援が必要であります。

まず、今自衛隊に大変にお世話になつておるわけですが、ございませんけれども、例えば私どもでいえば、環境省による災害廃棄物中部ブロック広域連携計画に基づいて、今、広域の支援も始まつておられます。すると伺つておりますが、現状及び今後の対応についてお伺いをしたいと思います。

○山本政府参考人 お答えいたします。

災害では膨大な災害廃棄物が発生しておりますので、これを迅速かつ適正に処理するためには、被災市町村の処理施設だけではなく、広域的な処理が必要と考えております。

そして、委員御指摘のとおり広域の取組をしておりますが、これは、事前にこういったものを、全国八ブロックで地方環境事務所が中心となつて広域的な連携の計画を策定しております。この計画に基づきまして、長野県につきましては、環境省と富山県が中心となつて広域処理に向けた調整を行つております。

引き続き、迅速かつ適正な処理を進めるための広域処理の調整を含めて、被災自治体の支援を全力で行つてまいります。

○太田(昌)委員 被災各県において、とにかく生き残れは災害ごみ共通の課題でございまして、千曲川、犀川、天竜川で県管理の区間がございます。千曲川で二十二キロ、犀川で四十一キロ、天竜川で十二キロ、県管理区間が存在をしておりまして、これは全国でもまれなケースというふうに聞いております。

これだけの災害が発災をいたしました。こういう中で、やはり下流から上流まで一つの考え方において治水、いわゆる河川の管理を行うこと、これは重要なことだというふうに思つております。そういう意味でも、今回、抜本的な対策が求められる中で、こうした統一した河川管理が求められておりまして、千曲、犀川、天竜川について後国によつて一括管理すべきと考えますが、この点について御所見をお伺いしたいと思います。

○佐々木(紀)大臣政務官 太田委員におかれ

ことになつておりますが、この点の見込みについてお伺いをしたいと思います。

○山本政府参考人 お答えいたします。

当初から農林水産省ともしっかりと連携をさせていただいておりまして、膨大な量の稻わら等が散乱、堆積して生活環境や来期の農耕への影響が懸念されたことから、環境省と農水省が連携をして、稻わら等の処理スキームを構築することとなりました。

また、委員の御指摘にありましたリンゴやキノコの培地等につきましても問題として認識しておりますので、しっかりと環境省、農水省が連携して対応してまいります。

○太田(昌)委員 よろしくお願いします。

これまで被災地共有の課題ということで質問をさせていただきましたが、最後に、地元の課題といたことでちょっと質問をさせていただきたいと思います。

今回、長野県の千曲川が溢水したというのは、全てやはり千曲川が問題なんですね。実は、長野県では中抜け区間というのがあります。千曲川、犀川、天竜川で県管理の区間がございます。千曲川で二十二キロ、犀川で四十一キロ、天竜川で十二キロ、県管理区間が存在をしておりまして、これは全国でもまれなケースというふうに聞いております。

このだけの災害が発災をいたしました。こういう中で、やはり下流から上流まで一つの考え方において治水、いわゆる河川の管理を行うこと、これは重要なことだというふうに思つております。そういう意味でも、今回、抜本的な対策が求められる中で、こうした統一した河川管理が求められておりまして、千曲、犀川、天竜川について後国によつて一括管理すべきと考えますが、この点について御所見をお伺いしたいと思います。

○今井委員 立国社会派の今井雅人でございます。

質問に際しまして、この一連の台風でお亡くなられた皆さん、被害に遭われた皆さんに、心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

政府におかれましては、一刻も早く復興に取り組んでいただきたいと思います。

きょうは、まず、西村大臣が首脳会談に陪席をされたいということでござりますので、先にちょっと質問させていただきたいと思います。

お手元の資料の最後、日米貿易協定の経済効果について、さらに、埋設許可などもしつかりといふても災害ごみとしての対応をお願いをしたいといたこと、さらに、埋設許可などもしつかりといふべきこと、さらには、暫定値というものが内閣官房のTPP等政府対策本部から出されましたけれども、中身についてはま

るんでしょうか。英語の問題ですが、教えてください。

○曾根政府参考人 先般の茂木大臣の御答弁に関してでございますけれども、茂木大臣とライターハイザー通商代表との間で交渉した結果、関税の撤廃を前提として更に交渉するということを確認しました上で、その上で最もふさわしい表現として、ウイズ・リスペクト・ツー・ジ・エリミネーションという文言になつたということを述べたものとうふうに考えております。

○今井委員 では、ちょっとと確認します。
外務省としては、ウイズ・リスペクト・ツー・リガーディングというのは意味が違う、そういう見解でよろしいですか。

○曾根政府参考人 交渉でいろいろな議論が行われた中で、茂木大臣とライターハイザーの間でこの文言になつたといいます。

○今井委員 私は、国会における大臣の答弁が正しいかどうかを確認しているので、今の質問は答えていませんから。

大臣が、ウイズ・リスペクト・ツー・リガーディングでは意味が違うとおっしゃったので、意味が違うんですかということ、それが政府の見解ですかと聞いているんです。

○曾根政府参考人 使われる表現等については、その交渉の経緯等を踏まえて確定しているということです。

今回は、関税撤廃を前提として更に交渉するという確認をして、その最もふさわしい表現として、ウイズ・リスペクト・ツー・ジ・エリミネーションを使わせていただいているということです。

○今井委員 もう一度聞きます。もう何度も聞きたくないんですよ。イエスかノー、答えてください。

○曾根政府参考人 大臣が答弁しているとおりであります。意味が同じですか、違いますか。

○今井委員 わかりました。

では、外務省としては、この一つは意味が違うという見解をいたしました。

私は、今まで調べている限りでは、それは違うと思います。

ちよつといろいろと、こういうはつきりしない

答弁が多かつたわけですから、西村大臣、最後にちょっとお願ひしたいんですけど、やはりこれは、関税撤廃が前提というのが日本側の立場だと

思いますが、必ずしも関税撤廃が今決まってい

いるわけではなくて、今後交渉されるわけです

ね。たとえ撤廃されるにしても、どれくらいの期

間かによつても経済の効果は違うわけですね。

ですから、これが前提でこの数字を出されていま

すけれども、関税撤廃がされた場合、それから

されなかつた場合、その経済効果を両方出してい

ただきたいんですよ。それで議論をしたいと思いま

すけれども、いかがですか。

○西村国務大臣 先ほど来答弁させていただいた

とおりでありますけれども、まさに関税撤廃なさ

れることが前提となつておりますので、そうでな

い試算を出すことは今回の交渉結果に反するもの

と、いうふうに理解をしておりますので、それは行

うつもりはございません。

もう一点だけ。

このG.T.A.Pモデルというのは、関税撤廃がな

定については外務委員会で協議がされると思いますけれども、国内の経済への影響はこの内閣委員会が所管でございますので、この日米の貿易協定を審議するに当たっては、ぜひ連合審査をしていただきたいということをお願い申し上げたいと思います。

○松本委員長 西村大臣は御退席いただいて結構でございました。

○松本委員長 後日、理事会で審議いたします。

○今井委員 では、済みません、西村大臣、これまで御退室いただいて結構でござります。ありがとうございます。

原氏が受け取った質問通告の内容を確認したところ、その中に嘉悦大学に関する項目があつたことから、原氏自身の判断により、必要な事実確認を行つたため、嘉悦大学教授の高橋洋一氏に対し、とともに、その謎否につきまして判断を求めるため、質問通告の内容を送付いたしたと聞いております。

原氏は、森議員からの質問通告を受け取つた原氏が、私人としての判断で高橋洋一氏に連絡したものであり、本件について、参考人招致の要請を受けた原氏以外の第三者である高橋氏に、内閣府から直接接觸をしたり情報を渡したりした事実はないと承知いたしております。

本件は、森議員からの質問通告を受け取つた原

内容を御存じない方もいらっしゃると思いますので、とても簡単に申し上げますと、今月の十月十五日、参議院の予算委員会で、森ゆうこ議員が国家戦略特区に関する質問をしようとされました。そこに、参考人に原英史ワーキンググループの座長代理を参考人で求めた。委員会としては、理事会としては招集をするということで、御本人に意向を尋ねたところ、御本人が出ないということで断られたということだそうです。

そして、その十五日に行われる質疑よりも前に、通告方法あるいは審議の内容が外部で拡散されたり雇用を確保したりということで、ある程度の期間がたつて均衡した状態ですので、かなり長い期間を見た後の時点を想定をしておりますので、そのこともぜひ御理解をいただければと思います。

○今井委員 出していただけないということですけれども、私たちには、このやはり二つの数字、関税撤廃がなされないときにはどれぐらい効果があるのかということも今後の議論の焦点だと思っておりますので、二つお願いしたいんですけれども、

たとおり、十月十一日金曜日の十九時過ぎに、森ゆうこ議員から内閣府事務局に対し、原英史国家戦略特区ワーキンググループ座長代理に対する参考人招致の要請と質問通告があつたとお聞きしております。これを受けて、二十時ごろに、事務局

会が所管でございますので、この日米の貿易協定を審議するに当たっては、ぜひ連合審査をしていただきたいということをお願い申し上げたいと思います。

○松本委員長 お答えいたします。

○北村国務大臣 お尋ねの件につきましては、御質問にあります。

これに対して、自民党の森山国対委員長はこうおっしゃっています。事前に質問通告が漏れて、それが質問の前に批判にさらされるようなことがあります。

これに對して、国会議員の質問権といふ問題を考えるのは、国会議員の質問権といふ問題を考へるおつしやっています。事前に質問通告が漏れて、それが質問の前に批判にさらされるようなことがあります。

あつては、国会議員の質問権といふ問題を考へる遺憾だといふふうに記者団に答えられておりま

すけれども、大臣もこれと同じ認識でよろしく思います。

○北村国務大臣 お答えいたします。

国会議員の質問権の具体的な内容が必ずしも明らかではなく、一概にお答えすることは難しいか

と存じております。

その上で申し上げれば、本事案に關しては、質問の内容を変更させたり質問の提出を妨げたことはなかつたのではないかというふうに承知しておりますから、特に問題となることはないのでないかと私は認識しております。

○今井委員 そうすると、今回のような事案で、例えば質問するのが怖くなつて質問できなくなつたりとかそういう事態が起きたら問題だということですか。

○松本委員長 時間をちょっととどめて。
〔速記中止〕

○松本委員長 速記を起こしてください。

北村国務大臣

お答え申し上げます。

本件は、内閣府職員が議員本人から問合せ不可

という連絡をいたたく中で、参考人招致を調整するため、必要性があつて、招致要請のあつた対象者に通告内容をお知らせしたものであります。

本件について、参考人招致の要請を受けた原氏以外の第三者である高橋氏に、内閣府から直接触したり情報を渡したりした事実はないと承知し

ておりますから、内閣府から通告内容が漏えいした事実はないと確認いたしましたところであります。

○今井委員 その件は後でお伺いしますけれども、今、北村大臣が、そのことによつて質問をやめたりとかそういうことがなかつたので特に問題ないといふふうにお答えになつたので、では、そういう事態が発生していたらそれは問題だつたんですねとおつしやいましたよ。そうおつしやいましてよ。今、本人がそのことによつて質問を取りやめたりとかそういうのがなかつたので問題ありませんとおつしやつたじやないですか。

だから、そういう事態がなかつたから問題ないと今おつしやいましたよ。そうおつしやいましてよ。今、本人がそのことによつて質問を取りやめたりとかそういう事態がなかつたので問題ありませんとおつしやつたじやないですか。
もう一度答えてください。

○北村国務大臣 お答えします。

本件について、参考人招致の要請を受けた原氏以外の第三者である高橋氏に、内閣府から直接接

触したり情報渡したりした事実はないと、先ほど申し上げましたように、承知しておりますし、

これはなかつたのではないかというふうに承知しておりますから、特に問題となることはないのでないかと私は認識しております。

○今井委員 そうすると、今回のような事案で、例えば質問するのが怖くなつて質問できなくなつたりとかそういう事態が起きたら問題だということですか。

○松本委員長 時間をちょっととどめて。
〔速記中止〕

○松本委員長 速記を起こしてください。

北村国務大臣

お答え申し上げます。

本件は、内閣府職員が議員本人から問合せ不可

という連絡をいたたく中で、参考人招致を調整することがなかつたので問題ないとおつしやいましたかつたんだけれども、大臣がちよつと思わぬ答弁をされたので、今伺つてているんです。

○今井委員 本来はそういう答弁が返つてくると思つていたので、ここはひつかかるところじゃなく

よ、さつき。だから、実はびっくりして、そうな

んですか、本当にといふうに伺つてているんですけれども、いかがですか。

○北村国務大臣 お答えいたしました。

議員の質問権に関する侵害というふうなことを

したということではないかというふうなお尋ねであります。この原英史さんという座長代理、それから、

ありましたから、そういうふうには認識しておりますが、この委員会で認めないとということは、やはり私は

大変問題があると思います。

委員長におかれましては、今後、過去の事例も踏まえて、こういうことがないようぜひまた差配をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○松本委員長 理事会に諮ります。

○今井委員 続きを行いたいと思いませんけれども、この原英史さんという座長代理、それから、

これからお話しする高橋洋一さんという嘉悦大学の

教授でございますけれども、私はお二人とも面識

がござりますので、ここで人格をどうこうと攻撃

するということをするつもりは全くありません。

あくまでも事実関係を確認したいということで、

お話を伺つていただきたいと思います。

最も問題となつておりますのは、十五日の質問

の前の日の十月十四日に、「虎ノ門ニュース」とい

う番組がありまして、そこに高橋教授がお出に

なつておられまして、こういうことを発言してい

るんですね。

私も森ゆうこ議員の通告書、通告じゃないです

ね、通告書、見ましたよ。まあ、箇条書きでほん

ぱんと書いてあって、すごい広かつたんだけど、

更に追加が来ていた。あれ、はつきり言うとね、

回は、私も要求をしましたけれども、私人であると、いうことで、参考人に呼ぶことに対する懲重でなければいけない、こういう御意見でございました。

しかし、平成二十九年の七月の十日、私はよく内閣府から通告内容が漏えいした事実はないといふふうに私は考えております。

○今井委員 本件は、通告内容の送付が、議員本人から問合せ不可との連絡をいたく中で、参考人招致を調整するためにやむを得なかつたといふふうに私は考えております。

○北村国務大臣 本件は、文部科学委員会と内閣委員会で行いました。そのときに、与党側が参考人として呼んだのがこの原英史さんです。私人の方を呼んでいるわけですね。

○今井委員 本件は、そのはそれで一つの判断ですから結構だと思います、それは御本人の判断ですから結構だ

かし、院として過去にも実績があり、参議院の方でもそういうことを認めている、そういうものを

この委員会で認めないとということは、やはり私は

大変問題があると思います。

○北村国務大臣 お答えいたしました。

○今井委員 本件は、そのはそれで一つの判断なので、し

かし、院として過去にも実績があり、参議院の方でもそういうことを認めている、そういうものを

この委員会で認めないとということは、やはり私は

大変問題があると思います。

○北村国務大臣 お答えいたしました。

○今井委員 本件は、そのはそれで一つの判断なので、し

かし、院として過去にも実績があり、参議院の方でもそういうことを認めている、そういうものを

この委員会で認めないとということは、やはり私は

大変問題があると思います。

○北村国務大臣 お答えいたしました。

○今井委員 本件は、そのはそれで一つの判断なので、し

かし、院として過去にも実績があり、参議院の方でもそういうことを認めている、そういうものを

この委員会で認めないとということは、やはり私は

大変問題があると思います。

最初の質問通告だけでよかつたと思いましたけどね。私の方に役所の方から、役所の方から来たんだで、質問がありました。

ちなみに、高橋さんは、担当省庁の担当課の人からいつ聞いたんですけど。これは質問通告が終わった後ですね。

○北村国務大臣 お答えいたしました。

○今井委員 本件は、文部科学委員会と内閣委員会で行いました。そのときに、与党側が参考人として呼んだのがこの原英史さんです。私人の方を呼んでいるわけですね。

○北村国務大臣 お答えいたしました。

○今井委員 本件は、そのはそれで一つの判断なので、し

かし、院として過去にも実績があり、参議院の方でもそういうことを認めている、そういうものを

この委員会で認めないとということは、やはり私は

大変問題があると思います。

○北村国務大臣 お答えいたしました。

○今井委員 本件は、そのはそれで一つの判断なので、し

かし、院として過去にも実績があり、参議院の方でもそういうことを認めている、そういうものを

この委員会で認めないとということは、やはり私は

大変問題があると思います。

○北村国務大臣 お答えいたしました。

○今井委員 本件は、そのはそれで一つの判断なので、し

かし、院として過去にも実績があり、参議院の方でもそういうことを認めている、そういうものを

この委員会で認めないとということは、やはり私は

大変問題があると思います。

○北村国務大臣 お答えいたしました。

○今井委員 本件は、そのはそれで一つの判断なので、し

かし、院として過去にも実績があり、参議院の方でもそういうことを認めている、そういうものを

この委員会で認めないとということは、やはり私は

<p>ターを見て想像したとおっしゃっていますが、私も見ました。文字が幾つか書いてありましたけれども、箇条書きにはなっていませんでした。それと、追加の質問のところはアップされていました。ですから、ツイッターを見た限りでは、追加が来たということはわかりません。わからないであります。そこそこがあります。</p> <p>それから、二つ目ですけれども、こうもおっしゃっています。森議員の質問の最後に、特区ビジネスコンサル社の図の中で俺も書かれていると。</p> <p>不思議ですね。原さんに送られた四枚の中にはそんな図はどこにもありません。その図と思われるのは、森議員が質問の際に出した資料の中にあると思います。これは事前には原さんに渡し始めたはずです。しかし、なぜ高橋さんは質疑が始まる前にこの図のことを知つていらつしやつたんでしょうか。</p> <p>○北村国務大臣 お答えします。</p> <p>番組内容や高橋洋一氏の番組内での発言について、政府としてはコメントする立場ないとお答えをさせていただきます。</p> <p>○今井委員 役所からもったとおっしゃっているんですよ。内閣府からもったとおっしゃつていて、今、その事実関係を確認してもらいたいということで、皆さん 高橋さんになんとヒアリングされたじやないですか。ですから、そのヒアリングされた内容が信用できるものというふうに今内閣府は考えていらっしゃるんですかというごとをお伺いしているんです。どちらですか。その内容は十分に信頼できるものであるといふうに評価しておられますか。</p> <p>○北村国務大臣 お答えをさせていただきます。</p> <p>重ねての答弁で大変恐縮でありますが、政府としては、番組内容や高橋洋一氏の番組内での発言についてコメントをするという立場にはないといふお答えであります。</p> <p>○今井委員 私はそういうことを申し上げているんじやないですよ。</p>	<p>大臣、もう一度申し上げますけれども、高橋さんは役所の人からもったと言つておりますが、後ほど説明を変えておられまして、実は原さんからもったんだということを言つています。箇条書きのものは、原さんには実は質問を全部送つてあるのは皆さん見てわかつていただけだと思いますが、これは高橋さんは見せていないとおっしゃっています。</p> <p>あるとすると、高橋さんは別のところで見たとか考えられません。それは一体どこかというところなんですけれども、高橋さんは、それを森ゆうこさんのツイッターで見たというふうにおつしやつています。しかし、ツイッターの中身を見ると、追加があつたというようなものを確認できることはあります。ですから、ツイッターを見ただけではそれはわからない。</p> <p>更に申し上げれば、政府の関係者あるいは院の人間以外は知る由もない質問の資料、その内容についても事前に言及されておられます。それは原さんも知らないはずです。となると、原さん以外の人からもっただと考えるしかありません。それを持ちよつと確認したいんです。</p> <p>だから、説明が矛盾していらつしやるんじやないですか、そのことに対する大臣はどういうふうに評価されますかということをお伺いしているんです。</p>	<p>○北村国務大臣 お答えをさせていただきます。</p> <p>私は、矛盾するところを感じません。ただ今まで答弁したとおり、正しい答弁を、いささか不十分なところは、不行き届きなどころはあつたかもしれません、答弁はさせていただいたものだと思います。</p> <p>以上です。</p>	<p>○今井委員 では、もう一度質問しますが、この図は一体どこから出たんでしょうかね。それは私は調査をすべきだと思うんですけども。少なくとも高橋さんはそのことについて言及しておられないんだから、今の段階では高橋さんの説明は不十分なんですよ。だから、そこをちゃんとやはり、自分の役所からは出ていないということを大臣として調査しなければいけないと思うんですけども、いかがですか。</p> <p>○今井委員 珍しく明快な答弁をいただきまし</p>
--	--	---	--

た。ありがとうございます。

もう一点だけお伺いします。

原さんにお出ししている資料ですけれども、もちろん原さんに関する質問もありますけれども、それ以外のものも全部送っているんですね。十四個あるうちの一個だけが原さんに対する質問でございますが、残りの十三は全く関係ありません。

このことを外に公表、渡すということが、果たして公務員の守秘義務に当たるか当たらないかと

いうことでありますけれども、大臣も国家公務員法を御存じだと思いますが、百条に、「職員は、

職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。」と

いうことで、解説があります。これは人事院の服

務規律ですね。ここに、職務上知ることのできる

秘密とは、職員が職務に関するものである

ことと定めています。全部だというふうに書いてあります。

その質疑者に關係のない情報まで事前に流すと

いうのは、これは情報を漏えいしたということに

当たらないんですか。

○北村国務大臣 お答えします。

質問通告の文書は、通常、行政府の職員が職務

上取得し、組織的に用いるもの、そして、行政機

関が保有している場合は行政文書として扱うこと

が公文書管理法上の趣旨に鑑みて適當ではないか

と考えます。行政文書の全てが守秘すべきに

該当するわけではなく、個々の文書の内容に即し

て個別に判断すべきものと承知しております。

いざれにせよ、本件につきましては、内閣府の

職員が議員本人から問合せ不可との御連絡をいた

だく中で、参考人招致を調整するため、必要性が

あつて、招致要請のあつた対象者に通告内容をお

知らせたものであり、それ以外の第三者に通告

内容を知らせた事実は、重ねて申し上げますけれ

ども、確認されていないということでありますの

で、御了解いただければと思います。
○今井委員 今ちよつと御紹介したんですけども、人事院の服務規律には、職務上知ることので

きる秘密とは、職員が職務に関するものであつて

の秘密というふうに書いてありますけれども、大

臣は、全ての情報とは限らないとおっしゃってい

ましたので、この人事院の考え方と大臣の考えは

違うということでおろしいですか。

○松本委員長 ちょっとと速記をとめて。

〔速記中止〕

○松本委員長 速記を起こして。

北村国務大臣。

○北村国務大臣 お答えします。

○松本委員長 お答えします。

お越しいただいていますので、最後、一問だけ質問させていただきたいと、私の仲間がまた質問させていただきたいというふうに思います。

大臣、御就任おめでとうございます。

大臣、十月の十七日に秋の例大祭に靖国神社に参拝をされました。

私は、それぞの議員は自分の判断で参拝をするのは別に、全く問題がないというふうに思つてますけれども、閣僚となると、やはりそこは次元が違う問題だというふうに思つております。

大臣は、九月二十七日の記者会見で、韓國の方にももつと親善の進展ができるべいと思つていいというふうにおっしゃつておられますけれども、この大臣の参拝に対しても、韓國側からは深刻な遺憾の意が示されております。

大臣の参拝が日韓関係の改善に対して一つの、障害というか、になったのじゃなかという認識はござりますか。

○衛藤国務大臣 十七日朝に靖国神社に参拝に参りました。あくまでも私人としてお参りをさせていただきました。

そのとき私が、後でいろいろな記者の方に聞かれたんですが、祖国のために命をささげた方々

に対して慰靈を申し上げました、そして同時に、平和を祈念し、国民の皆様の幸せを祈つてまいりましたというぐあいに申し上げたところでござります。

○松本委員長 次に、早稲田夕季さん。

○早稲田委員 立憲民主党、国民、社会保障、そ

して無所属フォーラムの共同会派の早稲田夕季で

ございます。本日は、内閣委員会で質問の機会を

お与えいただきまして、ありがとうございます。

また、冒頭に申し上げます。台風十五号、十九

号で多くの方が犠牲となられました。亡くなられ

た方々に心からお悔やみを申し上げますとともに

に、被災をされました多くの方々にもお見舞いを

申し上げ、そして、一日も早い復旧復興、そして

生活再建のために、私どもも力を尽くしていくこ

とをお約束を申し上げたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

本日は、お忙しい中、赤羽国務大臣にもお越し

をいただきました。ありがとうございました。カジ

ノを含みますJRについて、順次質問をさせてい

ただきたいと思います。

私は、先般の十八日、赤羽国務大臣の所信表明を伺いまして、質問をさせていただこうと思いまして。こちらでは、特定複合観光施設区域、IRの整備に関する事務を担当する国務大臣として、一言御挨拶申し上げますとおっしゃいました。

そこで、私は質問通告をし、赤羽大臣の出席の御要請をお願いしたわけですが、残念ながら、大臣の出席はできないので副大臣にしてほしいと。なぜですかと言つても、いろいろ理由が二転三転いたしました。そして、当初おっしゃつていたのは、所掌事務ではない、整備法ができるまではともかくとして、整備法ができるまではいろいろフェーズが変わつて違うんだというような御説明を担当の方がされておりました。

大変不思議なことだと思います。大臣がこうやって所信表明をなさつてゐるのに、それを所掌事務ではないと。そんなことがあり得るのでしょうか。

そして、また二転三転いたしまして、最後は大臣が御出張だとかいうお話を出てまいりました。全くもつて事の真偽がわからぬまま、大臣はやはり御出席をされますということを言われました。そこに至るまで、一昨日、四時間、五時から九時まで、通告をしてから九時まで四時間の間、事務所もそのまま開いていなければならぬ、そしてまた、何より役所の方々もこれに取りかかりにならなければならない。そして、この事実について、事実かどうかわかりませんけれども、出張に関しても、何も委員部の方では存じ上げないということで、大変混乱をきわめました。

このことについて、赤羽大臣、どのようにお考えでしょうか。

○赤羽国務大臣 まず冒頭、済みません、お答えさせていただく前に、台風十五号、十七号、十九号に關しまして、お亡くなりになられた方もたくさんいらっしゃいますので、まず御冥福をお祈りさせていただきますとともに、被害に遭われた全ての皆様にお見舞い申し上げたいと思います。ま

た、災害復旧につきましては、与野党関係なく取り組むべき課題だと思っておりますので、ぜひ御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

また、今回の答弁につきまして、ちょっとと済みません、私も委員会運営のことで全てを承知しているわけではございませんが、今お話をあつたところ、大変な時間の浪費をさせてしまって、さまざま誤解を生んでしまったことにつきまして、私の、国土交通省の所掌の対応について、大臣としておわび申し上げたいと思います。大変申しわけございませんでした。

一度いいですか、ちょっとと済みません、正しいかどうかわからぬんですけれども、このIRの件についてちょっとと、非常にわかりにくい、私自身もあれなんですが、私は国土交通大臣としての立場でIRにかかわる所掌もあり、また、同時にIR担当大臣としての所掌もあるということをございます。ですから、IR担当についての質問につきましては、当然この委員会で質問に答える義務があると思います。ただ、国土交通大臣としての所掌については、他委員会ということでお答えいたします。ですから、IR担当についての質問には退席されたと伺っております。

では、推進法をより具体化し、現実にしていく実施をしていくためのこの整備法にはなぜ賛成をされたのでしょうか。理由をお聞かせください。

○赤羽国務大臣 私は、最初の推進法の本会議の採決のときの時点では、一議員として、この案件に関して、経済的政策の効果と社会的政策のマイナス面がどうなるのかということをやはりはからなければいけない、当然の懸念があるわけですから、そうしたことが推進法の中身に余り内容が詳しく書かれていたものですから、私はそのときに賛否を留保いたしました。

その後、整備法が国会に提案され、その審議では、我々が一番、大変配をしていました依存症等々の対策も講じられると、これも私自身もかかわったことあります、そうしたことでも踏まえて、整備法の本会議のあれには賛成させていたいたところでござります。

今、大臣から謝罪をいただきました。大変重く受けとめさせていただきまます。しかし、国土交通

省でこういうやりとりがあつたことは十分に認識をしていただきまして、そして、今御自身から

も、よくその担当の、意味のところも不明などござりますが、それからまた経済効果という意味において、試算を出していらっしゃいますでしょうか。メリットについては、どれだけの、この依存症対策が必要かということも、それからまた、治安、風紀の乱れ、そうしたことでもたくさん言われております。でも、もう整備法ができるから以降、参議院の方でも前石井大臣も答弁をされております、当然ですから。

ですから、ここでもしっかりと、内閣委員会として、IRの整備、依存症などの弊害防止対策に万全を期しながら、所要の準備作業を速やかに進めまいりますと赤羽大臣御自身が表明をされているわけですから、これに関する全てのことにお答えをいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、次に参ります。

二〇一六年に推進法が成立をいたしまして、さらに、IR整備法の方は二〇一八年七月に成立をいたしました。赤羽大臣は、推進法の採決のときには退席されたと伺っております。

では、推進法をより具体化し、現実にしていく実施をしていくためのこの整備法にはなぜ賛成をされたのでしょうか。理由をお聞かせください。

○赤羽国務大臣 私は、参考人としても国会に出席をされております、静岡大学教授の鳥畠与一先生の資料を使わせていただきました。

まず、一ページの方では、IRの中心はカジノではないと、確かに面積ではそうかもしれません、三%と。

では、収益率、それではどうなのでしょうか。後ろの二ページをごらんいただきたいと思います。

メルコリゾーツ、これはマカオを中心の大変、いわゆるカジノを含むIRをやつているところでありますけれども、この資料です。一つの事例でありますけれども、これで、この収益の構造、これがどうのようになつていて、これを見てお答えをいた

だきたいと思いますが、カジノの収益率、どのくらいになつていて御確認をされましたでしょうか

か、お願ひいたします。

○赤羽国務大臣 先生から提出いただいた、これでよろしいんですか。このマルコの場合は、二〇一八年で八六・五%となつていてと書かれています。

○早稲田委員 まあ、ほぼ九割ですよね。

そして、このマルコができる、当初は九六%だつたけれども、これも八六%に下がつてある。でも、依然として、ほかのを見てみれば、宿泊であるとか飲食であるとか娯楽、これよりはもう桁違に大きな収益率になつていてるわけです。

このことをもつと国民の方にも周知をしていただきたい。いかにもIRイコールカジノではないという、面積だけのことではないんですね。収益を頼つていて。つまりは、非カジノの施設がカジノ施設に頼らざるを得ない状況になつていてのがIRです。

それを、あたかも面積が狭いからそれだけではないんですというような、何か印象的なお話をすらうなだけでは、国民に本当のものがわかりません。国民の方はそういうふうに理解していませんから。はい、そんなんです。ですから、ぜひよろしくお願ひいたします。

○赤羽国務大臣 私は、このIRの法案の審議のときにはシンガポールの施設を視察いたしました。このマカオの施設はちょっとよくわかりませんが、シンガポールの施設というのは、本当にいう意味では、国際会議場ですか、コンサートの会場ですか、レストランとか、ショッピングモールとか、先生が書かれていたエンターテインメントの総合施設の中にカジノのできる部分があるというようなことで、私の率直なところは、そこは非常に、入るのも非常に厳しく規制もされておりまじ、しつかりとした運営がされているんだろなというふうに理解をしました。

ですから、何かIRというと、私も当時はIRの施設というのがよくわかつていなくて、カジノが前面に出てくるような、マカオとか、当時の、何というんですか、写真で見るようなところのようないmageとは随分違うものだなというふうに私はそのときに感じました。

そして、今回、この仕組み、国際会議場、国際展示場ですとかエンターテインメントの施設といふのは、単体ですと、今、国とか県とかから補助金が出ながら、ようやく回しているというような状況の中で、今回、このIRの仕組み 자체が法案のそのもので、カジノの部分の収益で、そうした補助金を使わずに運営をしていく、そういう仕組みなので、私は、ちょっと九割がどうかというのいろいろ議論があると思いますが、ある意味では、カジノの部分で、補助金を使わずにこうしたIRという全体の施設を運営していくというの先生の意見はよくわかりましたが、私は、そういうふうに判断をして、整備法の審議のときには賛成をさせていただきました。

○早稲田委員 全て国の補助金、自治体の補助金でやるものよりは、民間で、そのようにカジノでもうけて、しかも、人の負けですけれども、その中で利益を上げていく、それによって回していくということが、それがこのIRには必要だと赤羽大臣はお考えだということですけれども、まあ、政府はお考えなんでしょけれども、まあ、した同僚議員の報告によれば、シンガポールは大変明るいイメージかもしれません、でも、これはまた国のいろいろなセキュリティ、個人情報の観点も全然違いますから、日本とは、その中で、この韓國の方では自国民をほとんど立入禁止にしているわけですから、その中で一つあると、最初は、カジノによつて収益が入つて、よかったです。大變この町全体が衰退をしてしまつたから、最もせれません。でも、現在、十五万人い

た人口は三・八万人にまで落ち込み、そして、風俗店、質屋さん、サラ金、こうしたものが建ち並んで、小学校はほかの町に移らざるを得なかつた、そういうところもあります。

このことについてやはり重く考えていただきなければならぬし、シンガポールのあくまでも明るい事例だけを捉えられては、事のデメリットの対策にはならないと思います。そのことは赤羽大臣が一番御存じなのではないかと思いますが。

それでは、シンガポールのお話を出ましたので、四ページ目を見ていただきたいと思います。これは、シンガポールの外国人観光客の増加それから消費額の増加ということを日本と比較した資料であります。これはまず、もちろん、二〇一年と二〇一八年を太字に書いてあるわけですね、日本の場合。そして、シンガポールは二〇〇九年、カジノができる前と二〇一八年とを比較しております。これを見ていただくと、日本では、カジノがないのに五倍の外国人観光客になつております。それから、シンガポールの方はどうかと申しますと、ふえてはおります、倍増していますけれども、二倍であります。

もちろん、いろいろ国によつての観光政策は違いますけれども、シンガポールは、一つ申し上げるのは、やはりこれに頼らざるを得ないような観光の環境だということではないでしょうか。

この日本が五倍、政府が一生懸命やつているからといふお話をありますけれども、潜在的に日本には四つのやはり観光の資源、大きなものがある、このことが私は大きいと思つてます。自然、歴史、文化、そして食、これは本当に世界に誇るものでありますし、もう土壤が違うということもなんですね。カジノに頼らなければならぬ、そうしなければ外国人観光客やインバウンドがふえないということでは全くありません。

これを見ても、日本は、二〇〇九年、国際観光競争力の比較というのを見ますと二十五位であります。

ただ、でも、一九年には四位に上がっておりました。アシアでは一位です。それから、シンガポールの方は、十位でありましたのが十七位に下がつてます。

カジノも一時的な流行はありますけれども、その後、やはり伸びていないということがわかる結果ではないかと私は思っています。

ですから、観光の目玉といつて、安倍総理もおつやつておりますけれども、シンガポールだけを見て、ほかを見ていらっしゃらないのではないか。しかも、そういうデメリット対策も非常に少い。その中で、シンガポールと日本の観光を比したこの表を見て、大臣はどのようにお考えでいらっしゃるか。

〔委員長退席、関(芳)委員長代理着席〕
○赤羽国務大臣 シンガポールという国がどういうお考えで観光政策をしているのかというのは、ちょっとと、当然、よくわかりませんが、その前に、我が国のインバウンドがふえたというのは、それは、ある意味ではビザの緩和ですか受入れ環境の改善ということで、當時八百万ぐらいで停滞していたのが、昨年は三千百万人を超えたということは事実です。

ただ、今先生おつしやられたような自然、歴史とか、四つ、済みません、ちょっとと記憶にないですが……(早稲田委員「文化です」と呼ぶ文化とか、それは、しかし、これまでもあったものであつて、私は、そこに観光政策を産業化するには、プラッシュアップしなければいけない、そういう意味でさまざまな工夫がされている中で、その効果が出てきたと。

ただ、今の政府は、二〇二〇年に四千万人、二〇三〇年には六千万人という相当野心的な目標を掲げて、さまざま観光政策をしていくということで、さまざまな取組を進めていく。今、ややもすると京都ですか首都圏ですか相当インバウンドのお客さんが集約しているところを、少しでも地方に来ていただくような取組もしなければい

けないといふことで、さまざまなお取組をしてい

る。

同時に、やはり夜間の、ナイトタイムの観光というのが少ないと、いうような指摘もある中で、私は、そうした中で、美術館とかなんとかの開く時間は少し長くしてもらつたりとか、ヨーロッパでは夕方以後、オーケストラを聞くとか、そうしたことができるのと同時に、やはりIRの施設というのもそうした感覚で選択肢をふやすといふことであつて、これ一本に掲げて今後の観光政策をやつしていくといふような考えでは私自身はないわけでありまして、その選択肢の一つとしてやつていく。

加えて、先生御心配の韓国の例とかということも、私は行つたわけじやありませんが、さまざま聞いておりますので、やはりIR、ちゃんとしたものをつけられないといけない。やはりリスクがあるというのは御指摘のとおりなので、そのリスクを回避して、できるだけ、今こういった立場にたまさかなつた以上は、最初の推進法に賛成をしなかつた私がこのIR担当大臣になつた以上は、そうした懸念を払拭できるようなよりよい施設をつくるのが私の責任だと考えております。

〔関(芳)委員長代理退席、委員長着席〕

○早稲田委員 懸念を払拭できるようといふことでございますが、次の質問に移りたいと思いまます。基本方針案のパブコメをされました。これは、基本方針案を九月四日に公表されまして、パブコメは国会の開会の前日に締め切つたということであります。これも大変、一ヶ月という短い期間でございました。

これだけ社会問題になつていて、反対の意見も減るどころかふえている、そして不安の声もふえている、その中で、この一ヶ月といふ、これはあくまでも行政手続法では下限を決めたものであるにもかかわらず、なぜ一ヶ月で打ち切つたのか、そしてまた、この公表時期はいつなのか、

二点伺います。

○萩川政府参考人 お答え申し上げます。

請の期間という部分は空欄の状態でパブリックコメントをさせていただいております。

今議員からお話をありました十一月、まあまだ時期は決まつておりますが、二回目のパブリックコメントといふのは、そこの申請期間についてパブリックコメントをさせていただくということを考えてございます。

なので、今、本体の方をパブリックコメントをさせていただいて、かかるべきタイミングで申請

までの間、IR整備法に基づく基本方針案につきま

してパブリックコメントの意見公募を行わせていただきました。全体で八百五十件くらい、八百五

十人あるいは法人からたくさんの御意見をいたしました。お一人で数十件も御意見をいただいた

という方もおられます。

現在、観光厅におきまして、そのいただいた御意見の精査を行つてあるところでございます。内容につきましては、基本方針を決定、公表する際

に、御意見との対応等々を明示いたしまして公

表する予定でございます。

○早稲田委員 基本方針案を策定するときにこのパブコメを公表するんじゃ遅過ぎるのではないか

でしょうか。基本方針案は当然この国会でも議論をすべき事項だと思いますが、大臣はどのようにお考へでしようか。

○萩川政府参考人 IR全体の進め方、その中で、基本方針を作成する、これを国土交通大臣の任務としていたたくどいということは、国会で議論をしていただいてIR整備法という形になつております。

現在、国土交通省では、整備法に定められました基本方針を策定するという国土交通大臣の任務の一環といたしましてパブリックコメントをさせていただいているということでございます。

○早稲田委員 ですから、方針が決まるまでにパブコメを公表しなければ、私たち議員が見られないければ、そこを踏まえた議論ができるないじゃないですかということを申し上げているんです。

それから、十一月にも第二回のパブコメをされる」と聞いておりますけれども、それでは当然、第一次をやる前に第一回の公表をされるということです。

○萩川政府参考人 九月四日からの第一回のパブリックコメントというのは基本方針についてやらせていただきましたが、基本方針の中で唯一、申

てさまざまな御意見を頂戴するということなので、その御意見を反映した結果というのは最終的な基本方針案という中で示させていただくとすることを考えてございます。

○早稲田委員 最終的に基本方針案に反映するといつても、反映されたかどうか、私たちにはわからないじゃないですか、それを見せていただかなれば。一つ一つの意見があります。もう結構でござります。

○早稲田委員 いや、空欄の部分だけ第二回でとたたくどいふうに考えております。

○早稲田委員 いや、空欄の部分だけ第二回でとたたくどいふうに考えております。基本方針全体についてはもう第一回でやつっているということですけれども、基本方針案の議論をしていくに当たり、政府だけが国民の声をわかつていて、私たちに知らされないというのは不適切ではないかということを申し上げているんです。

赤羽大臣、いかがでしようか。大臣にお答えいただきます。

○赤羽国務大臣 済みません、我々の理解は、国民の議論は国会の議論でIR整備法に定められました。そのIR整備法に基づいてこうしたプロセスを進めていると承知をしております。

○早稲田委員 国民の同意を求めるわけですよければ、そこを踏まえた議論ができるないじゃないですかということを申し上げているんです。

○早稲田委員 なぜ公表しなければ、私たち議員が見られないのですか。何か公表をおくらせる、そうした不都合な事由があるんでしょうか。

○萩川政府参考人 このたびのパブリックコメントなんですか。何か公表をおくらせる、そうした不都合な事由があるんでしょうか。

それから、その出張のことも、内閣委員会の委員部は聞いていない状況です。それをなぜ議員にだけ、質問する人にだけ言つてくるのか。つまりは質問をやめてくれといふこと、そのやりとりでしよう。審議官がそうやつておつしやるんでしょう、これは大変重大なことだと思います。

○國會議員に、質問しないでくれ、副大臣でいいんじゃないかと言つたら、どなたも大臣はお忙しいんだから、出てこなくなりますよ。そういうことをそんたくしておつしやるような、その国会の運

てさまざまなお取組をしてい

るかもしれない。そのことについてもきちんと検討をしていただこう、強く要望をさせていただきたいと思います。

そうでないと、また台風二十一号ももう今言われております。そういう中で、本当に生活、もちろん防災は大切ですけれども、一旦、被害に遭つた方の生活を再建する、これは何よりも皆さんが望んでおられることですから、そのところは早く、スピード的に、お願いを強くしておきまして、最後に、衛藤大臣にもお越しをいただいておりますので、一問だけ質問させていただきます。

これは、私がずっとやつておりました企業主導型保育事業について、過去の不正についての真相究明と責任について、ぜひこのことについて、大臣も新しく就任をされました。そして、この中で、ずっと申しているわけですねけれども、補助金適正化法に基づいた実地調査、そういうものがなされておりません。この実地調査はしても、法に基づいたものにはなっていない。こんなことによるらしいんでしようか。

そして、破産・民事再生、それから譲渡もあります。それからまた、この中で取りやめのものも、二十八年、二十九年で二百五十二施設もあつたわけです。それからまた、この間出来ました実地調査においては、返還を求めている額が何と、補助金ですよ、返還を求めているのが十一億です、十一億二千万円。ほとんど未回収です。そして、私たちがずっとと言つていたANELAの問題、それからWINカンパニー等がありますけれども、これについては前副大臣の関与も報道もされています。

大変大きな問題でありまして、このことについて、ぜひ補助金適正化法に基づく実地調査、そしてまた返還を求めている部分について、間接補助者でもいいわけですから、一部取消しをぜひ実施団体にしていただきたいと思います。

こうしたことしつかりとやらないで、次の公募団体を、もう公募、今かけていらっしゃいますけれども、それは本末転倒です。やるべきことを

やつていただきたい。補助金が十一億も返還を請求するなんというのがほかの事例であるんでしょうか。まさに、適正に使われていないからこの十一億の返還があるのではないでしようか。

新大臣としての御決意、そしてまた、補助金適正化法でぜひやついただきたいということについてのお答えをいただきたいと思います。

○松本委員長 衛藤国務大臣、時間が来ておりますので、簡潔にお願いします。

○衛藤国務大臣 企業主導型の保育事業をめぐつては、起訴されるような事案を始め、補助金の返還につながるような事案が発生していることは、大変遺憾であります。本当に許されないことだと思つています。

今この少子化を解決する中で、企業主導型保育もちゃんと活用していただければ、大変、父兄に

も、いろいろな方にも利便さを確保されているところでありますけれども、それをこういう形で悪用されたとも言えるようなことになつてくるのは、まさにこの趣旨を理解していただけなかつたと、いうことについて極めて遺憾だと思つています。

そういう中で、御承知のとおり、児童育成協会に對して我々は補助金を出して、そこから、又補助金、間接補助金みたいな形になつていてますので、今これを、個々のところも入れて、徹底的に調査をしているところでございます。補助金を出していくところはこの児童育成協会でございますから、ここに對しても今調査をしていくところでございます。

そういう中で、私どもも、今お話をございましたように、いわゆる基準をちゃんと示せなかつた、あるいは実地検査をちゃんとしていかなかつたといふ、そういう私どもの明確な指針を出せなかつたことによるところもありますので、そういう調査をしながら、新しい実施団体の公募を十月一日から行つているところでございまして、これは基準を厳しく示して、そしてさらなる取締りをちゃんととやれるようになつてしまいたい。そして、ぜひ、

本来の趣旨である企業主導型の保育事業について、国民の皆様方の理解を得られるように頑張つてまいりたいというように思つて、いる次第でござります。

○早稲田委員 答えに残念ながらなつております。新大臣としての御決意、そしてまた、補助金適正化法に基づいてやるという言及はございませんでした。が、引き続き強く要望をさせていただきます。

○武田国務大臣 委員の御指摘のものというのは、あります。ありがとうございます。

○松本委員長 次に、大島敦君。

○大島(敦)委員 国民民主党の大島です。何問か質問をさせていただきます。

十月十二日の台風十九号ですが、ちょうど関東だと夜中に台風が通過するんですけれども、土曜日でしたので、午後からずっと地元、大体水が出

るところは承知しているのですから、車でずっと回っておりまして、荒川で全国で一番川幅が長いところがありまして、二キロを超えた川幅なん

ですけれども、車で往復してみると、若干恐怖を感じているところもあつて、それで、夕刻には大

体元の内容を県土整備事務所の所長には、寄らせて、伝えさせていただいたりもして、そういう対応をとらせていただきました。

翌日も、水が出ていたところ、何カ所があるも

のですから、そこをずっと見回つておりますので、今回、私の知人から聞く中で、私の、

まあ、そんなに災害が多い地域ではないですか

れども、それでも避難所に避難されている方、そして私の知人からも、こういうものがあつた方がいいねというお話をありました。

今ですと、民間、地元でも、段ボール会社がボランティアで備蓄として段ボールのベッドを用意

して、いたいたりもしているんですねけれども、段ボールのベッドに寝ること、そしてパーテーションがあつて非常に快適です。

ただ、もう一つあるといいなというのがありまして、よくこん包資材の緩衝材と言ふんですか、あのプチプチ、空気が入つていて潰せるこん包資

材があると非常に暖かくなつて快適である。それほど高価ではなくて、安価、廉価なもの、安いものですから、切つたりもできるので、そういうような資材を、国としても、例えばブッシュ型の支援があると思いますので、用意することも必要なかなと私も思いまして、その点につきまして、大臣の所感を伺わせていただければ幸いと存じます。

○武田国務大臣 私は被災地へ視察に行つたときは必ず避難場所に立ち寄らせていただいて、皆様方のニーズというものをお聞きしてきました。いろいろな意見を取りまとめた中において、この具体的な活用方策については検討させていただきました。い、このように思つております。

○大島(敦)委員 これは私だけの意見ではなくて、十月十八日の文化放送で、あんどうりすさんと、福島県の内閣官房長官が、この緩衝材、今大臣の指摘された緩衝材について極めて有効であるというお話をしているのですから、國あるいは都道府県、市町村で、それぞれが決めるんでしょうけれども、ぜひ前向きに検討してほしい。この場で、すぐに用意しますよと言うのはまだ時間がないものですから難しかったと思うので、その点についてもう一度、大臣の方から積極的な答弁をお願いします。

○武田国務大臣 苦しんでおられます避難所の多くの皆様方のお役に立てるものであるならば、これは、我々としては前向きに検討するのは当然のことだ、このように思つております。

○大島(敦)委員 ありがとうございます。先ほどの今井議員の発言を聞いていて、所管の大臣はいらっしゃらないんですけど、私が感じたことを申すと、やはり、これまでの政府の有識者の方と、今の事例というのは若干、民間人で

あればその情報を外部に伝えたとしても大丈夫ですかという政府の答弁だったと思うんです。民間人であれば、政府の有識者であってもその知り得た情報をほかの人に漏らしたとしてもこれは罪に問われないという話ですかね、そういうお話をだつたと思います。

ただ、公務員の皆さんには守秘義務がかかるつて
いるので、公務員の皆さんの守秘義務と民間人で
ある政府の有識者の方の守秘義務は、僕は余り義
務化するのは消極的な立場なんですけれども、あ
る程度、今後、規制というのかな、ガイドライン
か規制なのか、かけた方がいい事例かなと、聞い
ております。

特に今井議員と担当大臣の御発言を聞いている
と、その中で、参議院の予算委員会は、与野党ど
もにその方の招致は了解したんですね、今。
(発言する者あり)了解している。了解しているに
もかかわらず出てこなかつた人がその内容をほか
の第三者ですか、に伝えていいかどうかというの
は、ちょっと私もひつかつたんですよ、出てこ
なかつたから。それはやはり、私の感覚だと、出
てこないんだつたらしつかりとそれはそこなどど
めておいた方が良識的、良識的というのはこれは
一つの価値判断になるから、とどめておくべきだ
なというふうに感じているのですから。

今後、公務員を御担当になる大臣、武田大臣と
しては、特に公務員制度改革の中での公務員
の守秘義務の問題、私も公務員の皆さんの守秘義
務は物すごく信じております、公務員の皆さん
には大体本音で伝えていきます、私は。

それは、公務員の皆さんには他者に漏らすことが
ないという前提に立っているのですから。そこ
が崩れると、それが民間人を通じてということに
なると、なかなかそこが芳しくなくなってしまう
のかなとも思うものですから、その点につきまし
て、大臣がもしも、政治家としての御所見はある
と思うんですけども、質問通告はしていないん
ですけれども、その点についてお答えいただけれ
ば幸いと存じます。公務員制度担当大臣として。

○武田国務大臣 北村大臣の所管なわけですかけれども、国家公務員法第百条の規定によりまして、職務上知ることのできた秘密を漏らすことは許されない、こうされておるわけでありますけれども、公務員も、公務員としてやつていいこととやつて悪いことというのはちゃんとわきまえて、しっかりとした仕事をやつていただきたい、私はそう思つております。

○大島(敦)委員 公務員と、あともう一つ、今後、これまで多分、これは人事院かもしれないんですけれども、民間の有識者の皆さんの守秘義務の扱いについても、多分、議論をする時代になつてきたのかなと思うのですから、それは私の意見として、今後また大臣と質疑を通じながら深めていきたいなと思います。

もう一つは、国家公安委員会の国家公安委員長ですでの、国家公安委員会、私は、警察機構の非常に中核をなすのがこの五人のメンバーだと思つていて、前回の通常国会でも、国家公安委員会の議事録の公開について、早く出してほしいと。やはり、一ヶ月以内に出すのが私としては芳しいなと思うんです。これは、国家公安委員会の五人のメンバーの持つている問題意識が警察庁及び都道府県警に共有されることによつて、警察機構がより民主的に運営されるものですから。その点につきまして、議事録の公開につきましての御答弁をお願いします。

○武田国務大臣 御指摘のとおりであります、委員会における議論の状況といふものは公表し、議事の透明化を図ることは、警察庁を管理する國家公安委員会としての責務を果たす上で極めて重要である、このように認識はいたしております。

そのような認識のもと、国家公安委員会では、会議の日時、出席者、会議における案件名等を記載した暫定版のものを速やかに公表しておるわけであります。一方で、議論の詳細な状況につきましては、出席者への発言内容の確認というものをとつていかなくてはなりませんので、それに少々の時間を要しておるというのが現状であります。

本日までに、九月五日定期会までの議事録は公表させていただいておりますけれども、いずれにしましても、できるだけ丁寧に作成の上、可能な限り速やかに公表できるよう努めています。

○大島(敦)委員 ありがとうございました。

前回私が質問してから大分改善されているとは思いますが、地味なんですけれども、結構大切なものですから、その点についてよろしくお願ひ申し上げます。

質問時間はあと十分ぐらいしかないのですから、西村大臣に。

御質問通告としては、平成の経済を振り返つての認識を問うというふうにしてありますて、先ほどの答弁の中で、経団連の皆さんに、内部留保の活用とか、あるいはもつと人材を採つてくれとか、給与の問題とか、御発言されていたと思うんですけども、今の、どうして日本が、私としては、大臣所信を読んでいただいて、さまざまな数字が改善しているというのは、確かに数字を見ればそうだよなとは思うんですけども、この三十九年間を振り返つてみて、もつと成長してよかつたのが日本経済じゃなかつたのかなとも思う。これは私たちの時代も含めてですよ。これはやはり政治が今後の経済の停滞を招いているのかもしれないと思うのですから、まずその点についての御認識を、ちょっと手短にいただければと思います。

○西村国務大臣 お答え申し上げます。

まさにこの三十年、一十年、失われた二十年と言われたり、いろいろ言われるわけですが、それとも、経済成長は資本と労働と生産性とよく言われますけれども、資本も、デフレの状況の中、現金で持つていた方がメリットが大きい、投資するよりもという、そういうデフレマイナンドがある中で、投資が余り行われてこなかつた。それから労働も、人口が減少する中で労働人口が減つてくるということをございます。そして、生産性の部分も、人材への投資あるいはICT、ITの技術

を使って生産効率を上げていく、その面もおくれがあつた。

そうしたさまざまな要因で十分な成長ができてこなかつたというのと、過去のこの二十年、三十年の経緯だといふに思います。

○大島敦委員 濟みません。

私は、二〇一二年に、ある役所のこれから退官される幹部の方とお話ししたことがあつて、どんなに金をまいて、金をまくという言い方は下品なんですけれども、どんなに金融緩和しても成長しないとお話をさせていたいたい。今の日本の、要は経営者、特に大企業の経営者の皆さんのマインドに着目しないといけないなと思っていて。大体私と同じ世代なんです。

私の民間のときの経験そのままのメンタリティーを持つているとすれば、一九九五年、私は一回転職するんですけども、そのとき、鉄鋼会社でしたから、係長として三つのことを決めました、九五年に、鉄鋼会社の係長として。

一つは、二度と人は雇わない。メインバンクから常に金を返せと言わっていて、私の先輩の人事担当の課長はつらい仕事をずっとやっていました。人の雇用を奪うって、物すごくつらい仕事をす。これが一つ。

もう一つは、私も新規事業の撤退案件をずっと見ていました。されども、多分、一社一千億円を超えるお金を新規事業に使って、みんな失敗しましたので、もう一度珍しい仕事はしないと決めるわけですよ。珍しい仕事はしないといふうこと。

人は雇わない、金は銀行から借りない、珍しい新規事業はしないといふに係長の私でも決めたので、課長以上は皆さん、もっと強くそんな印象が残っていると思うの。

二〇〇〇年代になつて労働法制が緩和をされ、みんな非正規に変えたわけ。みんな無借金にしたわけですよ。かつ、無借金にするということは、新規事業をしなければ失敗しないから、内部留保は高まるということになるわけ。

そのメンタリティーが払拭されない限りはなかなかイノベーションは起きないなという感じを持つていて、二〇〇八年のリーマン・ショックが、このメンタリティーが正しいということが証明されたわけですよ。上場企業は全て無借金だから、そのリーマン・ショック、世界じゅうの経営者は結構大変だったけれども、日本の経営者は、ふうんという感じで乗り切っているわけですよ。

どんなに、新規採用しるとか内部留保を吐き出せとか、さまざまなことを言つたとしても、やはりサラリーマン経営者ですから、三割以上が外国人株主ですから、それはなかなか果敢には言わないと思うの、そのところは。この日本の経営者のメンタリティーにしつかり着目して、来年の骨太方針をつくってほしいと思うわけですよ、これからの議論なんだけれども。

ます。

○西田国務大臣 大島委員官御指摘のとおり、かつての日本は三つの過剰と言われて、設備過剰、雇用の過剰、借金の過剰ということで大変苦しい思いをしてきたわけですけれども、そのときとは状況はがらっと変わっていると思います。

もちろん設備は産業構造の変化に伴って不用となつてくる設備はあるわけですが、一つには人手不足。これだけ人手が足らない中で、正社員をこの間百三十万人ぐらい、安倍政権になつてからふやしてくれていますし、そういう意味で状況は変わっていきます。

更に言えば、いみじくもお沂しやいましたけれども、外国人株主もふえる中でコーポレートガバナンスが進んで、株主の側から、資金を有効に使うようにと。もちろん、配当に回せとか自社株買入しろという、そういう声もあるわけですからとも、未来に向かって投資をするという、こういった声も出てきておりますので、そういう意味で、状況はかなり変わってきてると思います。

そうした中で、改めてこの内部留保をしっかりと未来への投資に使ってもらう、あるいは人材を使つてもらうということを要請をいたしましたし、そうできるように、規制緩和なり税制面なり、さまざまな面でそういう内部留保、資金を使つてもらえる環境をつくるように、しっかりと政策を実行してまいりたいと考えております。○大島(敦)委員 今大臣に質問したことを見たのは、私、毎年夏にはインターンシップ生に三人から五人ぐらい来ていただいて、君たち、何を考えているのか聞くわけですよ。去年の夏のインターンシップ生、大学三年生で二十。

何を考えているのか聞いたたら、私たちの世代はリスクをとつて上に行くよりも、下にこぼれない努力をする世代だと明確に言い切ったわけ。リスクをとつて上に行くよりも、下にこぼれない世代。これは、意外と大臣、今の上場企業の役員の経営者と同じメンタリティーかなと僕は思ったわけ。

それを突き詰めていくと、もう金利は上げられないと思うけれども、政治がやはり大分かかったのかなと思うの。金利を上げることによって、要是新陳代謝を経営の中に、要是経営のしつかりとした評価をつけることが必要だと思う。だつて、金利が低ければお金を返す必要がないから、大体、会社としては経営責任は問われない。

これはいろいろな意見はあるけれども、GPIFあるいは日銀が株式を買い続けることも、ちょっとと高どまりしてしまってなかなか経営実態が反映されないとすることもあるかもしれない。これは意見が分かれるところだと思うけれども。ですから、しつかりとした競争原理を働かせるような日本経済にしないと、なかなか、さつき大臣がおっしゃっていた経営の、要是もつと人材をリフレッシュをする必要があるかと思うんだけれども、その点について、なかなか答弁しづらいと思うんだけども、お答えを伺わせてください。

○西村国務大臣 御指摘のとおり、世界をめぐるグローバル化であつたり、あるいは経済社会をめ

ぐる環境、ICT技術、IT技術の革新のスピードの速さ、こういった大きな変化が今起つておられますので、これに対応する産業構造に、構造改革は進めていかなければならぬというふうに思つております。

そうした中で、金融政策は日本銀行において適切な判断をされながら進められると思いますけれども、三本の矢でありますので、私ども、機動的な財政政策とそれから成長戦略、この中で円滑にスムーズに、新しい時代にふさわしい産業構造になるように、そしてまた人材も、こうした新しい時代にふさわしい、いろいろな取組もできる前向きな人材をぜひ育てていきたいと、そういうふうに考えております。

○大島(敦)委員 今後の議論の中で、その点は深めさせていただきたいなと思っています。

最後に、これはことしの三月なんですがれども、これは、前にインターネット・シップ生をしていただいた大学四年生の女性の方が就職が決まつたと私の事務所に来ててくれて、初任給は幾らだと聞い

上げというのは非常に大事な課題だと思っております。

六年連続で今世紀に入つて最高水準の質上げが続いておりますけれども、外部の海外経済が不透明な面もある中で、今般、けさ経団連にもお願ひを、要請をしてまいりましたけれども、ぜひ質上げが継続するように、そしてその中で人材が育つていくようになに、そうしたことをしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○大島(敦)委員　ありがとうございました。終わります。

○松本委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時九分休憩

午後一時開議

質疑を続行いたします。泉健太君。

ぐる環境、ICT技術、IT技術の革新のスピードの速さ、こういった大きな変化が今起こっていますので、これに対応する産業構造に、構造改革は進めていかなければならぬというふうに思つております。

そうした中で、金融政策は日本銀行において適切な判断をされながら進められると思いますけれども、三本の矢でありますので、私ども、機動的な財政政策とそれから成長戦略、この中で円滑にスマーズに、新しい時代にふさわしい産業構造になるように、そしてまた人材も、こうした新しい時代にふさわしい、いろいろな取組もできる前向きな人材をぜひ育てていかたいというふうに考えております。

○大島(敦)委員 今後の議論の中で、その点は深めさせていただきたいなと思っています。

最後に、これはことしの三月なんですけれども、これは、前にインターナシップ生をしていただいた大学四年生の女性の方が就職が決まつたと私の事務所に来てくれて、初任給は幾らだと聞いたわけですよ。二十万円。ボーナスは三ヵ月。これは、ある上場企業の関連子会社の優秀な女性の方。二十万と聞いて、私が三十七年前に会社に入ったときの初任給が十三万だから、余り変わらないなど。

調べてみると、ここ二十年、ドルベース、為替を調整すると、日本だけ減っているわけですよね。給与、初任給だったかな、九%ぐらい減つていたかと思う。ほかの、英國あるいは米国だと一・八倍、二十年間で上昇しているというのがあるのですから、なかなかこの辺の、これは経営者が音頭をとるとともに、今後変わってくるとは思うんだけれども、この点についても私たちとしては、どうやってこれを上げていくかというのも必要かと思うので、その点について具体的には今後議論するとして、最後にその点についての御所見を伺わせてください。

○西村国務大臣 御指摘のとおり、デフレから脱却をし、経済を成長軌道に乗せていく上では、貨

上げというのは非常に大事な課題だと思っております。

六年連続で今世紀に入つて最高水準の賃上げが続いておりますけれども、外部の海外経済が不透明な面もある中で、今般、けさ経団連にもお願ひを、要請をしてまいりましたけれども、ぜひ賃上げが継続するように、そしてその中で人材が育つていくよう、そうしたことをしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○大島(敦)委員 ありがとうございました。終わります。

○松本委員長 午後一時から委員会を開きまととし、この際、休憩いたします。

午後零時九分休憩

午後一時開議

○松本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。泉健太君。

○泉委員 国民民主党、そしてこの共同会派の泉健太と申します。午前に引き続き、我々、質疑をさせていただきたいと思います。

まず、私も、台風十九号、そして、さまざまな災害でお亡くなりになられた方々に御冥福をお祈りをし、そして、被災者の皆様にお見舞いを申し上げ、一日も早く復興に向けて努力をしていきたく思います。

私も先日、十月の十七日に災害ボランティアに行ってまいりまして、いわゆる泥かきですとか家財道具の撤去、そういうことをさせていただきました。

改めてですが、水害というのは本当に、水につかるわけですから、家の中のものはほとんどだめになつてしまつということで、その家財の運び出しこのものは大変、水分を含んで重たい家財道具でありまして、おおよそ高齢者の皆様ではこれは難しいといふものでありますし、もちろん男性、女性、いろいろな方がありますが、力の強い方で

なければなかなかこの作業を進めることができな
い、そういうような状況であります。

また、床上、床下含めて水につかってしまったと、それを自然に乾燥させるために一ヶ月以上かかるかもしれない。これは、暖房、ストーブを使つたり、例えばドライヤーを当てたりとかビーターを当てたり、こうすることをしちゃだめだといふんですね。木が曲がってしまうということもありまして、本当に自然乾燥させていかなければいけない。ですから、今、多くの被災者の方々の中で、二階建ての家の中で、一階部分は床板を剥がして、そして二階部分だけで生活をしながら日々作業に追われている、こういう方々がおられるというのを実感いたしました。

これは、国民民主党のいわゆるマニフェスト、参議院選挙政策には入っているわけですけれど

も、それ以外でも、超党派の議員連盟、自然災害議連というのがございまして、与党の皆さんも御参加されていますけれども、そこでもこの災害ボランティア控除ということについては政府に申入れをさせていただいていることになりますので、重ねて、この言葉、多くの先生方にも覚えていた

それぞれダウンロードしていただき、そして配布、広報してくださいというようなものでございました。

それは、今の時代、そういうものかもされません。政府が刷るといつても一千万部刷れるわけでもないでしようし、数万部、関係機関にお配りをするというぐらいであれば、各行政に広報を委ねる。これはこれで、そういう一つの指定かもしれない。

心は、この警戒レベル一、二、三、四、そして五、こういうふうに変わつたということを明確に御存じの方は、私は、実はそう多くないんじやないかというふうに思つております。

あの十月十一日のときに、私も、かなり風が強かつた関係で、地元に戻らず、東京の宿舎に滞在をしておりました。朝九時ぐらいに、地元港区、東京の宿舎のある港区では、いわゆる防災無線が発せられて、警戒レベル三だという防災無線が流れました。そして、夕方には警戒レベル四というものが流れました。

この警戒レベル四、皆さん、ごらんいただくとわかるとおり、全員避難と書いてありますね。じゃ、全員避難したのかという話なんです。港区の皆さん、全員避難したでしようか。絶対そんなことはあり得ないです、あり得ないです。

多くの国民の皆様が実はそういうふうにこの全員避難等と、いうものを覚えておると、いうことが、す

は思うんですけども、改めて本日、この警戒レベルについて取上げをさせていただき

たいと思います。
では、ちょっとこの紙は一つおいておいて、実
はきょう、ガイドラインというのも持つてまい
りました。この警戒レベルという新たな仕組みに
なつたのは、今回のレベルファイブまでになつた
のは、ことしの三月からということになります。

それは、今の時代、そういうものかもされません。政府が刷るといつても一千万部刷れるわけでもないでしようし、数万部、関係機関にお配りをするというぐらいであれば、各行政に広報を委ねる。これはこれで、そういう一つの指定かもしれない。

しかしながら、恐らく国会議員の皆さんも、内心は、この警戒レベル一、二、三、四、そして五、こういうふうに変わったということを明確に御存じの方は、私は、実はそう多くないんじゃなかつた関係で、地元に戻らず、東京の宿舎に滞在をしておりました。朝九時ぐらいに、地元港区、東京の宿舎のある港区では、いわゆる防災無線が発せられて、警戒レベル三だという防災無線が流れました。そして、夕方には警戒レベル四といいうものが流れました。

この警戒レベル四、皆さん、ごらんいただくとわかるとおり、全員避難と書いてありますね。いや、全員避難したのかという話なんです。港区の皆さん、全員避難したでしょうか。絶対そんなことはあり得ないです、あり得ないです。

多くの国民の皆様が実はそういうふうにこの全員避難というものを捉えているということが、すんなり皆様が受けとめられる印象ではないでしょか。全員避難というんだから全員避難でしょ

と。でも、恐らくその後に必ず、はてなマークがつくと思うんですね。全員避難つてどういうこと、誰が、どこに、どうやつて。これが実際、多

くの方々が抱く印象ではないのかなと。こういった避難の情報ということに関しては、抱く印象、どういう感情を持つかということが極めて大事なわけですね。

そういう意味で、私は、ここまで累次、災害のたびに情報の発信の仕方が変わつてきていると、

たいと思います。

では、ちょっとこの紙は一つおいておいて、実はきょう、ガイドラインというものも持つてまいりました。この警戒レベルという新たな仕組みになつたのは、今回のレベルファイブまでになつたのは、ことしの三月からということになります。

ここに、避難勧告等に関するガイドライン①、②というものがあります。こちらの方も読ませていただきましたが、実は、この中には、非常に大きなことも書かれております。何かといいますと、これは中央防災会議の中で、この議論ガイドラインがどういうふうにあるべきか、そしてこの新しいレベル分けがどうあるべきかということについて議論がなされてきて、それが報告書としては昨年の十二月にまとめられたわけですけれども、そこで大きく変わった方針というのが、これまでは、行政主導の取組を改善することにより防災対策を強化する、これが政府の考え方だったと言っているんです、これがどう変わったか。自分の命は自分で守る、こう変わったということなんですね。これはむちやくちや大事ですよね。

政府はこう変えたかもしぬれないので、国民がこのことを知っていますか。おじいちゃんが知っていますか、子供たちがこのことを知っていますか。政府は今や、自分の命は自分で守れる國民にそう訴える防災対策をしているということ、これは、我々政治家はかなり重たく受けとめなければいけない要する人は避難と書いてありますね。そして裏面を見ていただくと、避難に時間をする人、御高齢者等は避難と書いてあります。避難に時間を要する人は避難と書いてありますね。そして裏面の設定がなされているということになります。

きょうはさまざまなことを質問させていただきますが、このレベル三というところを、もう一回チラシに戻つていただきますと、警戒レベル三、高齢者等は避難と書いてあります。避難に時間を要する人は避難と書いてありますね。そして裏面を見ていくと、避難に時間を要する人、御高齢者等は避難と書いてあります。おじいちゃんが知っていますか、子供たちがこのことを知っていますか。政府は今や、自分の命は自分で守れる國民にそう訴え

内閣府にお伺いしたいと思いますが、この避難に責任を持つのは誰であるのでしょうか。お答えください。

○平副大臣 お答え申し上げます。

は、今示されたとおり、みずから命はみずからが守るという意識を持ち、みずから行動をとることが原則であるとされています。一方、高齢者等の施設利用者等の避難については、介護保険法や水防法等により、施設管理者が利用者の避難計画を含む災害計画を作成することとされています。また、在宅の高齢者等については、避難行動要支援者名簿の活用等により、地域の取組によつて避難支援を進めることとしております。

あえて指摘をさせていただきたいと思うんですね。

としつつ、関係する機関が適切に役割を分担をし、高齢者等の避難に取り組む必要があると考えております。

1

質問でござり、こと後段の方に書かせて
消防庁も副大臣なんですかね、全国における避難
行動要支援者名簿、こちらの策定状況はという質
問をさせていただきたいと思いますが、よろしく
お願いします。

— 1 —

られる」ということで、それに合わせてこの
ような避難行動要支援者名簿の策定というのが
わってくるという認識をしております。
○泉委員 ありがとうございます。

けです。ただ、やはり在宅の問題ですね。この点の方々については、今、実は、ばくつと避難を呼びかけて、そしてそれぞれで努力をしておりますという段階であります。余り明示的にその地域におられる移動困難者が動かされるようにならない状況があるわけですね。

ここで、きょう質問を取り上げるのは、例へば、

レベ
感じが
設施
設施
在宅
しよ
だけ
ただ
きたい
うふう
に思
います。
そして、今、自衛隊の話でいえば、今恐らく
おつしやられたのは、災害が起こった後の、派遣
要請があつた後の移送ということだとと思うんです
が、これも、自治体とすれば、恐らく自衛隊の派
遣要請というのはかなりちゅうちょされている節
が見られます。まだ自衛隊の段階ではないという
言葉は、首長さんからよく聞かれる言葉でもあり
ます。

四

時点では、千七百二十市町村、九八・九%が作成済み、二十市町村が未作成となる見込みです。この二十市町村のうちの十八市町村が令和元年度未までに作成済みとなる見込みであります、残りの二町村が令和二年度以降に作成済みとなる見込みとなつております。

なお、今回の台風十九号等も受けまして、地域の防災計画の策定、その他見直しというものが図

レベル三のときには、施設の方々は移動先も含めて明示的になっていますので、そこはしやすいわ

て、厚労省の例えればD.M.A.T.のようなものの対応があろうかと思いますが、隅々まで行き渡つてい

い
心
ある全員避難というのは、もう皆さん、基本的に
は立ち退き避難という形で遠くに逃げてください

ねと言いたいんです、もうこのレベルフォーの段階では、いわゆる垂直避難、二階に上がつてくださいとか、できる限り崖から離れてくださいとか、もうそういうことでしか動けないという状況も含めてレベル四なんですね。

そういうことでいえば、もっと早く、もうレベル三ぐらいのときから、そういうたた、地域にお住まいの個人の方であつても、移動困難者について立つて仕事をしていただきたいというふうに思いはその移動を支援する、ぜひこういう考え方について仕事をしていただきたいというふうに思います。

そして、関連しますと、今回、あえて特定の名前は申し上げませんが、幾つかの自治体で、このレベル三やレベル四に合わせて、職員や水防団、消防団も住民と同じように避難をしたというケースがありました。これはこれで、今、どう判断するべきかということが問われていると思います。ただ、レベル二の段階では、水防団待機水位というのがありますから、水防団は例えればレベル二で待機をするわけですね。では、レベル三、レベル四になつたときに、全員避難と言われたときに、行政職員や消防団、水防団は全員避難をするべきなのかどうか、ここをお答えいただけますでしょうか。

○平副大臣

お答え申上します。

行政職員がそういったレベルスリー、フォー、ファイブにおいて基本的にどう行動すべきか、避難すべきなのかどうかという問合せだと思います。

レベルスリー、フォー、ファイブの状況下においては、行政職員は、現場の状況に応じて、まずみずからの安全確保をした上で住民の生命財産を守る行動が期待をされております。このため、地方公共団体は、職員や庁舎等が被災をした状況を想定をし、災害応急対策等の業務を継続することができる体制をあらかじめ整えておくことが重要であると思います。

ですから、職員 자체はそのレベルに応じてこう動くべきだということの国の定めはございませ

ん。ただ、被災地においては、例えば津波で被災をしたところなどは、そういう退避ルールを定めているところもありますし、定めていないところもある。基本的には、職員はみずから安全の確保を行なつております。

○長谷川副大臣

消防団員は、地域防災力の中核的役割を担つております。

消防団員は、災害に際し、警戒レベル三、四、五のいずれの場合であつても、消防団長の指揮監督のもとで、みずから安全を最大限確保しつつ、警戒活動や住民への情報伝達、住民の避難誘導などの活動を行うものと考えております。

ただし、先ほど御指摘がありましたように、河川の警戒時など河川の異変を察知した場合には、消防団員も团长の指揮のもとで直ちに避難する」とが適当であると認識しております。

○泉委員

済みません、恐らく水防団も一緒だと

思つて、そこはちょっと割愛をさせていただきます。

御法川副大臣には、全国交渉で取り組んでい

る、まるごとまちごとハザードマップの件でござります。

○泉委員

済みません、恐らく水防団も一緒だと

思つて、そこはちょっと割愛をさせていただきます。

らかではなく、それを一概にお答えすることは難しいのではないかと私は存じます。

その上で申し上げれば、本事案に関しては、質問自体の内容を変更せたり質問の提出を妨げたというふうなことはなかつたのではないかというふうに承知しておりますから、今委員が御指摘のようなことは当たらないのではないかと私は存じます。

○柚木委員 いやいや、質問を変更しなかつたとか、あるいは妨げたとか、それは何をもつてそうおっしゃつているんですか、大臣。

実際に、森ゆうこ議員御本人のみならず、秘書さん、スタッフさん、例えば、事前の高橋洋一さんのインターネット番組での発言や、あるいは、この後やりますけれども、原座長代理みずからが、まさに質問の前日に、インターネット上の、国家戦略特区等、寄稿しているサイトに、まさにこの森さんの質問より前の日に、文章で批判をどんどんやっている。

そういう中で、実際に秘書さんたちは体調を崩されたり、これは私も、例えば厳しい質問をさせていただくときは、これは普通、質問より後ではつきり言つて、事務所は仕事できない状態にはつきり言つて、そういうことが事前に起こつて、そういう状態が事前に起こつて、それが起こり得るような、しかも質問権の侵害をやつておきながら、いや、変更したかどうかなんてそもそも検証できませんし、それは妨げたことにならないというのは何をもつて言われるのかと思いますけれども、そういう、与野党の国対委員長会談の中でも、事前に通告が漏れて批判にさらされるのはあり得ない、あつちやいけない、そうやって今後再発防止をやつていこうというふうに合意しているにもかかわらず、政府の側が、いや、質問権を侵害していないなんて言つたら、どうやつて再発防止をやるんですか。じゃ、何がいけないんですか。

○北村国務大臣 お答えします。

本件について、参考人招致の要請を受けた原氏以外の第三者である高橋氏に、内閣府から直接接觸したり情報渡したりした事実はないと承知しております。おり、内閣府から通告内容が漏えいした事実はないと確認をいたしましたところでございます。

○柚木委員 じゃ、質問権の侵害をしていないし、何もいけないことはしていないという認識だと

以上です。

今井委員が、まさに事前に、内閣府の、高橋さんからの聞き取り調査も含めて、内閣府が事前に、原さんは参考人で要求されているから一定の情報を提供しているけれども、それが高橋さんに對しては原さんから情報提供がされている。もちろん、原さんから更に、きょう通告しているよう第三者以降に漏えいされていますから、それも大問題なんですけれども、じや、その、先ほど原さんから高橋さんに提供されていない情報、図という言葉がずっと使われていたんですけども、私もいろいろ、もちろん森さん御本人からもいろいろなお話をお聞きした上で、恐らくこの図だらうなと思うものも手元に持つていていただくときには、これは普通、質問より後でありますよ、後にさまざま電話、メール、ファックス、はつきり言つて、事務所は仕事できない状態になることがあるんですよ。

そういう状態が事前に起こつて、そういうことが起こり得るような、しかも質問権の侵害をやつておきながら、いや、変更したかどうかなんてそもそも検証できませんし、それは妨げたことにならないというのは何をもつて言われるのかと思いますけれども、そういう、与野党の国対委員長会談の中でも、事前に通告が漏れて批判にさらされるんですか、大臣。

○北村国務大臣 お答えいたします。

いうのも確認をした上で聞いていますから。實際には渡つているんですよ、既にその資料は。

十一日の時点に、この図と言われる、今井さんもそういう表現をされていたんですねが、その資料というのは、当然、皆さんも御存じのように、参議院であろうが衆議院であろうが、今お手元にお配りしている質問資料というのは事前に理事会でチェックする。そのチェックする前に、与党側は

議院で、渡つて、原座長代理に対しても資料に対する連絡が行われた。原氏がその後、高橋氏に對して連絡をとつた。先ほど答弁した経過であります。

ね、十一日の日の、既に、二十時ごろですね。

この番組は十四日で、その間に当然、土日挟んで、しかも、番組の中で、高橋さんは、まさに役所の方から受け取つた、そういうことまで明確に

答えられているんですね。先ほど今井さんが言わ

が、時系列的にも、原さんが渡していかなければ、役所としてはもう十分、委員部からの入手も含め

て、手元にあつて、しかもそれが高橋さん、十四日の「虎ノ門ニュース」ですね、番組で、あるいはその後ツイッターでも、図を見たという発言につながる。

これは、原さんが渡さなかつたら内閣府から渡す以外あり得ないじゃないですか。ちょっと聞いていますか。だから、今の時系列の流れだと、その図は、内閣府から渡さなかつたら、そもそも高橋さんは入手し得ない、そういう図資料なんだですよ。ですから、内閣府から入手した可能性は否定し得ないじゃないですか。どう説明するんですか。

○北村国務大臣 お答えします。

大臣、聞いてくださいよ、ちょっと。聞いてください、私の質問を。いいですか。質問を聞かない

から、さつきみたいに違う日の原稿を読んじやう

んですよ。いいですか。

私がお願いしたいのは、今の説明ではなく、内閣府から高橋さんへの情報漏えい、つまりは国家公務員法守秘義務違反に疑われる、そういう状況が、疑惑が払拭できないどころか、今強まつて

るんですよ。今、答弁は。ですから、ぜひお願い

したいのは、では、原座長代理から高橋さんによ

ういうメールがどういう日時に行つて、そして、

その着信履歴、高橋さん側のそれを確認してく

ださい。そして、さらに、内閣府がですよ、内閣

府が原座長代理に對して、いつ、どういう資料を、メールなど連絡をとつたのか、これも確認して、そしてこの委員会に提出していただきたいのですけれども、調査してください。大臣、まず答えてください。調査してください。

二五分に、官房総務課から地創事務局総括班に對し、追加資料に係る連絡があつたと報告を受けております。さらに、二十二時三十八分に、同総括班から地創事務局特区班に對し、追加資料にかかる連絡があつた。さらに、地創事務局特区班

○北村國務大臣　せつかくお尋ねでござりますから、できれば重複を避けてお答えいたしたいのでありますけれども……（柚木委員「いや、調査してください」と言つてゐるんですよ」と呼ぶ）調査は、もちろんこれまでいたさせておりますので、なお必要であれば適切な措置をとることにいたします。

か。そうじゃないと、幾ら言い張つたってわからぬですよ。内閣府が漏えいしていないと。ですから、今、必要な調査をすると言われましたから、この委員会に調査を報告いただくようになります。

○松本委員長 後ほどの理事会で協議いたします。

○柚木委員 これは、先ほど今井委員が午前中にしていた部分の追加で質疑させてもらつたんですけど、これにとどまらないんですよ。本当に、この後、私、こんなことがあり得るのかな?ということが起つてきているわけです。その点を申し上げますが、その前に一つ確認です。

高橋委員によれば、一五四回目付、東京、二〇〇〇年六月二日付

りますので、さよう答弁させていただきます。
○袖木委員 つまり、高橋さんのみならず、今、
池田さんという名前を出されたんですが、そのま
さに全く関係ない第三者も含めて、これは池田さ
ん自身がそうツイートもされているんですねけれど
も、みんなにメールしたと。

そういう状況自体が、つまりは、当該者以外
に、まさに、先ほど守秘義務の、秘密、知り得た
全ての情報は、これは国家公務員に課せられます
が、大臣は何度も私人と言われていますが、この
原座長代理は国会にも参考人でも出られていて、
都合のいいときはそうやって出てくる。そう
じやないときは私人という区別はもうやめてほ
いんですけど、準公職的な、まさに公的な役
職であるナンバーワン、座長代理の方が、まさ
に、関係ない第三者、更にそのほかの方々にも事
前に質問内容を漏えいして、この後言いますけれど
ども、具体的な侵害に当たる妨害行為を行われる
ような、そういうことにつながっていくんですね
けれども、第三者以降どんどん情報が広まることが

をする、扱うということは、当然これはあり得るわけですから、そういう方々に対して、やはり第三者に対して、しかも、事前に漏えい、かつ、それで具体的な侵害行為が起こっているわけですから。やはりそういうことを、まさに自民党と野党団対委員長会談でも、再発防止のためのルールづくりは必要だと、それで合意しているんですよ。

政府としても、やはりそういう認識で、同様に、定めがないからいいんだということではなくて、仮に、現行、それは制度の不備だということであれば、その制度の不備を改める、その姿勢を政府として示すことをぜひ考えていただきたい大臣、いかがですか。

○北村国務大臣 お答えさせていただきます。

いずれにせよ、参考人招致のために公務員以外の者に通告内容を送付する場合は、通告された議員本人の意向に沿うべく、極力丁寧に対応するよう努めてまいりたいというふうに存じております。

既に御答弁もさせていただいていますけれども、本件参考人招致を調整するため、必要性があつて、招致要請のあつた対象者に通告内容を知らせたものでございまして、それ以外の第三者に通告内容を知らせた事実は確認されていないとい

○柚木委員 今まさに明言していただきました。
必要に応じて適切に調査するということですか
ら、委員長、我々はまさにその必要性を感じてい
るから、こんな重大な、前代未聞の、だつて、目
玉政策の、そのワーキンググループのナンバー
ツーの方が情報漏えいしているだけでも問題なの
に、それをさらに、内閣府から守秘義務違反が行
われている疑念が、今まさに、午前も含めて、疑
念が強まっているわけですから、その調査結果
を、今申し上げたように、もう一度繰り返します
よ、内閣府から原座長代理へ、どういう形で、い
つ、どんな情報を送受信しているのか、そして、
原座長代理から、じゃ、高橋さんにどういう形
で、メール等を含めて、連絡、送受信があつたの

か。そうじゃないと、幾ら言い張つたってわからぬですよ。内閣府が漏えいしていないと。ですから、今、必要な調査をすると言われましたから、この委員会に調査を報告いただくよう求めます。

○松本委員長 後ほどの理事会で協議いたします。

○柚木委員 これは、先ほど今井委員が午前中にしていた部分の追加で質疑させてもらつたんです
が、これにとどまらないんですよ。本当に「この後、私、こんなことがあり得るのかな」ということ
が起こっているわけです。その点を申し上げます
が、その前に一つ確認です。

高橋さんには、一応内閣府からは、原さんから
行つてはいるということですが、さらに原さんから
、まさに御本人が寄稿しているインターネットの
ウエブの運営者の方ですね。名前は伏せておき
ますが、その方に対して、その方以外の方にも、
みんなにメールしたということで、その方はツ
イートまでしているんですね。運営者の方が。
ですから、高橋さん以外に、まさに高橋さん
も、金然、今回参考人で呼ばれてもいないのに質

○柚木委員 つまり、高橋さんのみならず、今まで池田さんという名前を出されたんですが、そのままに全く関係ない第三者も含めて、これは池田さん自身がそうツイートもされているんですねけれども、みんなにメールしたと。

そういう状況自体が、つまりは、当該者以外に、まさに、先ほど守秘義務の、秘密、知り得た全ての情報は、これは国家公務員に課せられます。大臣は何度も私人と言われていますが、原座長代理は国会にも参考人でも出られていて、都合のいいときはそうやって出てくる、そういうときは私人とどう区別はもうやめてほしいんですけど、公職的な役職であるナンバーワン、座長代理の方が、まさに、関係ない第三者、更にそのほかの方々にも事前に質問内容を漏えいして、この後言いますけれども、具体的な侵害に当たる妨害行為を行われるような、そういうことにつながっていくんですねけれども、第三著以降にどんどん情報が広まることが多いのは、これは、内閣府として、そういうこというのは正しいという認識なんですか、それとも、やはりそれは控えるべきだという認識なんですか、どちらなんですか。イエスかノーかで答えしてください。

をする、扱うということは、当然これはあり得るわけですから、そういう方々に対して、やはり第三者に対して、しかも、事前に漏えい、かつ、それで具体的な侵害行為が起こっているわけですから。やはりそういうことを、まさに自民党と野党団対委員長会談でも、再発防止のためのルールづくりは必要だと、それで合意しているんですよ。

政府としても、やはりそういう認識で、同様に、定めがないからいいんだということではなくて、仮に、現行、それは制度の不備だということであれば、その制度の不備を改める、その姿勢を政府として示すことをぜひ考えていただきたい大臣、いかがですか。

○北村国務大臣 お答えさせていただきます。

いずれにせよ、参考人招致のために公務員以外の者に通告内容を送付する場合は、通告された議員本人の意向に沿うべく、極力丁寧に対応するよう努めてまいりたいというふうに存じております。

既に御答弁もさせていただいていますけれども、本件参考人招致を調整するため、必要性があつて、招致要請のあつた対象者に通告内容を知らせたものでございまして、それ以外の第三者に通告内容を知らせた事実は確認されていないとい

に、さらなる質問権の侵害行為につながっているから問題になつてゐるんですよ。ですから、ぜひ、意向に沿つていいながら問題になつてゐることを認識をしていただいた上で、先ほどの調査結果が出てくれば、これは本当に、原さんから高橋さんに行つていない情報がどこから来たのか。そして、それが、送受信記録等も含めて、もし内閣府から出ていたら、本当に、二十日の大臣会見、あれは虚偽会見になつちやいますからね。それに本当に責任問題だと思いますので、ぜひ、調査結果を踏まえて、今後、我々としても、真相究明、再発防止に努めてまいりたいと思います。

加えて、とんでもないのが、大臣、朝お渡ししているのでお読みいただけたと思うんですけどけれども、この原座長代理が、森ゆうこ参議院議員の参議院の質問の前日に、投稿をしているSNSのあるプラットフォームに、「森ゆうこ議員の国家戦略特区に関する質問通告に関して」というタイトルで延々と批判を展開しているんですよ。あり得るんですか、本当に。しかも、これは、要は質問封殺と読めるような文言ですよ。

そして、それによつて、実際にもう大炎上で、しかも、当然、それを読めば、スタッフの方だって、みんなおわかりになるでしょう、秘書さんやスタッフの方、何千件、何万件、コメントが来て、ぱり雑言が来たらどうなりますか。

そういうことにつながつて、事前の、しかもこれは、百歩譲つて質問の後ならその感想なりありますから言わせませんよ。質問の前日ですよ、前日に、国家戦略ワーキンググループのナンバー1の座長代理が署名入りで延々と批判を展開しているんですよ。質問の前日に。

漏えいに加えて、質問の前日に質問権の侵害、封殺につながるようなことを行つてある。これは適正なことなんですか、それとも、やはりさわしくないことなんですか。大臣、どっちなんですか。

う問い合わせでありますけれども、私は、そのふさわしい、ふさわしくないの、議員でない私人の方の行動、言動について判断をする立場にはないのではないかというふうに思います。

○柚木委員 もちろん、北村大臣が任命されたわけじゃないにしても、政府が、しかも、官房長官ともおいでになつてゐるんですけれども、安倍政権を挙げて、まさに規制改革、国家戦略特区、日下とをして進めていくそのワーキンググループのナンバーワンの方が、事前漏えいだけじゃなくて、質問よりも前に森議員を名指して誹謗中傷、これならずすれば明らかに封殺なんですよ、こういう指摘が。

ら、円滑かつ効果的な答弁にも資すると考えたかであります。このような形をとつたと事務方から報告を受けております。

このような事情を鑑みれば、参考人招致の諸否を伺うために参考人に対して必要な範囲で行われた通告内容の共有は問題ないと判断することが適当ではないかと私は考えますけれども、いずれにせよ、参考人招致のために公務員以外の方に通告内容を送付する場合は、通告された議員本人の御意向に沿うべく、極力丁寧に対応するように今後は努めてまいります。

ら、円滑かつ効果的な答弁にも資すると考えたなかであります。

このような形をとつたと事務方から報告を受けております。

○柚木委員 今のような御答弁だと、関係ないものも文脈だといってどんどん提供して、結果的に今回も第三者以外に漏えいしているわけですから、第三者に対してもどんどんそういう事前に質問内容が漏えいして、なおかつ、事前ですからねいろいろな方がそれに対して、まさに今回座長整理がやっているような、SNS上で公にどんどんどんどんそれが拡散されていけば、まさに質問権の侵害、拡大するじゃないですか、そんなことを認めていたら。

ですから、関係ないところについては、やはり当該者に対して情報提供を、それは慎むというのが内閣府のあるべき姿だと思いますよ。そういうやらないんですか、大臣。

○北村国務大臣 お答えします。

原氏への通告内容の送付は、議員本人からの問合せ不可とのあらかじめの連絡をいただいておる中で、参考人招致を調整するためにやむを得なかつたものであると認識しております。

引き続き、参考人招致のために公務員以外の者に通告内容を送付する場合には、通告された議員本人の意向に沿うべく、極力今後とも丁寧に対応するよう努めてまいります。

○柚木委員 これはまさに与野党国対委員長会談の中でも、再発防止のために、事前漏えいももとろんいけないけれども、関係ないところまで更に事前漏えいはもつといけないわけですから、当然

そういう話になつていくと思ひますけれども、それは当然政府としてもそういう立場で対応いただかない、それが第三者、さつき言つたよう位に質問しました、事前漏えい、質問侵害があつた、その翌日に。それに対して今度は、資料をつけますけれども、十ページ目以降、森ゆうこさん弾劾署名集めを始めるんですよ、原座長代理中心に。これは、さつき見たら三万一千九百八十一も集まっているんですよ。（発言する者あり）いやいや、すごいんじやなくて、とんでもないですよ。

国會議員の質問権というのは、皆さん御承知のとおり、憲法上保障されていて、その中で、事前漏えいという質問権の侵害を受けながらも、やはり国民から見て、規制改革に、まさにアベノミクスの目玉の国家戦略特区に、この間もまさにさまざまな問題で、大臣が所信で述べられたように、公文書管理のあり方、改さん、漏えい、隠蔽、かわつた人が自殺までする、私の地元の方ですよ、財務省近畿財務局の方、そういうさまざまな問題につながつていった中で、まさに今回も、そういうことがあつちやいけない、そして真相を究明しなきゃいけないという森委員の質問に対して弾劾署名を集めるというのを、一般の方じやないですよ、座長代理が。しかも、これは、見てください、皆さん。署名発起人、名立たる方々が、まさに政府の中で諮問会議とかさまざまなもの識者会議の本当にトップも務められていて、務められていた方々も含まれていますよ。

こういう方々が発起人になつて弾劾署名、これを座長代理の方々が中心になつてやるというのは、これは任命しているのは内閣府ですからね、原座長代理。こんな弾劾署名をやること、こうい

う方がやることというの これは適切なことなんですか、いかがですか。適切じゃないんですか、どちらですか。

第三者行為について私から申

○袖木委員 いや、第三者の行為じやなくて、座長代理が主導して署名集めを始めて、なおかつ、発起人の中にはまさに政府の有識者会議のさもざまな会に名を連ねておられる方々まで含まれていて、そして今回、その主導されておられる座長代理が署名集めを始める。しかも、事前に漏えいしている、なおかつ、ネット上でまさにもう誹謗中傷、本人も圧力を感じる、こういうことをやつている中で、加えて弾劾署名集めですよ。

これ、皆さん、まさに今、報道や言論や表現の自由、さまざま指摘もされている。やはり、一強長期政権の中でさまざまな問題も出てくる、指摘もされてきた。それに対し、やはり謙虚に対応していく、それが求められる中で、政府の有識者

会議ナンバーワンの方が国会議員の質問のこの中での発言で弾劾署名を始めるというのが、第三者じやないですよ、国家戦略ワーキンググループ座長代理、ナンバーワンの方がやっていることですから。第三者じやないんです。これが適正なことなのかどうなのか、イエスかノーかでちやんと答えてくださいよ。今後こういう先例を認めるんでですか。

先ほども申し上げたように、第三者の行為、言動について私が適不適の判断をする立場にありません。僭越なことであると思います。

だけれども、自分の考え方や、あるいは、毎日新聞の記事もつけていますけれども、ことし六月十

一曰 この毎日新聞のスクープに端を発してさまで、國会でも追及がなされてゐる中で、それに対してもさに訴訟にもなつてゐる。わかつてますよ。

だけれども、訴訟になつてゐる内容についても

○北村国務大臣 ただいまの質問には私はお答え
よ。それぞれ主張は当然割れていて、それに対しても、當然、私もこれまでも、訴訟中の案件でも国会の中でさまざまな質疑をさせていただいて、御答弁もいただいていますよ。それを、どういう立場で意見をするのか、質疑するのか、当然、質問権の自由ですから、気に入らなければ弾劾請求なんてやっていたら、質問は成り立ちませんよ。国民の知る権利、どうやって代弁するんですか。こういうことを前例として認めるに、今後、では、政府にとつて、あるいは与党の皆さんにとつて都合の悪いことを追及したら、不都合な真実を明らかにしようとしたら、弾劾署名、受けるんですか。認めるんですか、こういうことを、座長代理、内閣府は、認めるんですか。いや、ちゃんとコメントしてくださいよ。第三者じゃないですか。

できる立場にないというふうに存じますので、今後、更に私も勉強して、委員の質問にお答えできぬものか、研さんに努めたいというふうに思います。

○柚木委員 事前に通告して、ちゃんと論点をまとめて、答弁をお願いしていますので、ちゃんとそれは事前に勉強していただいた上でここで御答弁をいただきないと、この場がまさに質問権、国

民の知る権利を代弁することになりませんので。これは本当に、いや、さまざまな署名活動はもちろん認められていますよ。だけれども、自分の側から気に入らない、事実でない、これは事実でないかどうかもさつきからいろいろ言っていますけれども、裁判で見解が分かれているんですから。相手の立場に立つたら相手にとつては事実

が、反対に立てば事実でないから裁判になるんでしょう。そういうことを追及したら弾劾署名を認め

めることになりますよ。政府のワーリング
のナンバーワンの方が。
よろしいですか、大臣。大臣、ちょっと次の質
問に答へんで、よく聞いてください。

こういう状況の中では、なぜ、今回、質問

事前の質問権の侵害や第三者漏えいで更にいろいろな人がこれに加わってきて大炎上するというところになつてゐるのか。

考えてみれば、そもそも、資料にもおつけしていますように、毎日新聞の六月十一日の報道、この報道に端を発して、資料の十三ページ目、特区提案者から指導料、ワーキンググループ委員支援会社、二百万円、会食もということで、この記事によれば、原さんが、まさに二百万円、直接とは書いていませんよ、どういう形かはわかりませぬん、その一百万円が、この記事とのおり言及がある中で、これに端を発して今回のまさに質疑につながり、かつ、事前の質問の漏えいや、さもざまな、要は質問する方からすれば言論封殺、質問権の侵害に当たるような内容が、しかも事前に

事後じやなしに、行われているようなことになつ

つまり、これは、まさに国家戦略特区という安倍政権の看板政策が、ともすれば、この間もさまざま指摘されてきた、安倍友という表現もありますけれども、安倍総理の周辺の親しい方々にどんどん、権力、税金の私物化、こういうことになつてゐるんじゃないのか、そういう疑惑が、この後も読報がずっと報じられてますよ。こういうこ

とに對して追及をして、真相を明らかにして、そういうことがもしあるんであれば、責任の所在を明確にして再発防止に努める。公文書管理、まさに再発防止に努めるという所信を述べられたじやないですか。そういう案件なんですよ。

ですから、この毎日の記事、皆さん、これをちょっとごらんになつてくださいね。これだけ

じゃないんですよ。まだまだなことが実際に、原座長代理を含めて、その周辺で起こっているとい

うことで問題にならでいるんですね。
ですから、こういうことをぜひ、私
も裁判もされていますが、内閣府とし
ては調査をして、こういう状況の中で

長代理として、これはこの後もやりますけれど

も、利益相反になり得るような、そういうお立場を続けていただくことが本当にふさわしいのかどうなのかという議論にもなつていくわけです。
ぜひ調査をお願いしたいのは、これは報道によればですよ、この資料におつけしている以外の統報がずっと出ています。これはまさに何かと似ているんですね、この流れが。例えば、森友問題では、朝日新聞がスクープをして、どんどん問題が、疑惑が拡大をしていくって、結果的に、公文書改ざん、指示された方が自殺までしちゃった、こういうような流れがありました。この問題も、まさに、この報道に端を発して、さまざま疑惑が拡大して、国会でも問題になつて、そのような中で、ぜひお調べをいただきたいんです、具体的に。

て、そこに当時の藤原議員官も同席をして、こういう報道です。それに對して、原さんは、否定をしたり、あるいは一部認めたり。しかし、毎日新聞の取材によれば、藤原さんも学校法人の方もあるいは特区ビズといふ、特区ビジネスコンサルティング、まさに、ここに書かれている記事によれば、原さんと非常に近い、なぜ近いかといふことは後ほど申し上げます。そういう方々も同席をして会食が行われたり、さまざまなことがそこで決まって、実際に特区ビズの会社に学校法人から発注につながるとか、そういうようなことが、原座長代理が同席をされたことで、相手側は、特区ビズと同じ会社の方だと思っていたというふうに報道の中でも述べられていますが、そういう報道の中身なんですね。

ですから、ぜひお願いをしたいのは、これに対してもやはりきつちりと内閣府として調査しない

と、こういう状況のまま引き続き、原さん、たくさん、ワーキングの座長代理だけじゃなくて、さまざまな分科会あるいは諮問会議、規制改革の会議、役をやっています。あるいは、もうやらされたのかもしれないけれども、自治体の顧問とか、そういうような公的なお仕事をされてきていく中で、やはりその疑惑がある中で、利益相反になるようなことがもし今後も続けられれば、これは当然、納税者の税金が使われる話ですから、我々としてもそこはきっちりと明らかにしていくことで、問題がないでなければならないでいいんですよ、あるかどうか調査をすることが必要だと思うので、ぜひ具体的に、この報道の中身、じゃ、原座長代理と福岡の学校法人の方、いつ、どこで、何回会ったのか、どんな内容のやりとりをしたのか。

あるいは、原座長代理と、これは支援会社とまで書かれていますけれども、記事によれば。特区ビジネスコンサルティングの社長が同席をしているんですよ、学校法人の方との面会、会食。いつ、何回、どんなやりとりをしたのか。そして、それらの場に藤原豊当時の内閣府の審議官が、これは御本人は認めているんですよ、その場にいたと。しかも二回ある。それを、原さん御自身も、その一回についてはあえてコメントを控えてきた。しかし、それをこの数日の中で、森さんとのやりとりの中でいろいろなことも発言が出てきています。

ですから、それが事実かどうかということを、やはり調査を内閣府としてちゃんとやって、グレーのまま、どんどんまた物事が決まっていく、税金が使われていくということにならないようにしていただかたいので、ぜひ調査をお願いします。

○北村国務大臣　お答えいたします。

毎日新聞の件につきましては、お話しのとおり、現在係争中の事案でもあるため、政府としてはこれにかかる答弁をいたすることは差し控えたま

その上で、公文書管理については引き続き適切な対応をしてまいりたいというふうにお答えをさせていただきます。

れた可能性はありませんか。つまり、これまで安倍総理をいわば歴代の担当大臣はかばうような形で、最後は諮問会議が決める、総理、座長。この間十日の日も、十五日にも総理は答弁されていいますよ。

しかし、ワーキングにおいて選定しというのではなくて、これは実は、歴代の規制改革の担当大臣、梶山大臣、山本大臣、みんな同じように、ワーキンググループにおいて選定しと答弁をして、そして、最後は安倍総理が議長の諮問会議、これが選定自体をするのではない、そういうふうに、いわば総理をかばうかのような答弁を続けてきたんですよ。

そうすれば、今回の、北村大臣、選定する場所ではないという答弁修正、これだと、歴代の担当大臣の答弁というのは、みんなこれは虚偽だったことになるんですね。そういうことになりますよ。どう説明しますか。

○北村国務大臣 お答えします。

国家戦略特区のプロセスでは、規制改革項目の追加、事業者の選定、これらのはずれについても、民間有識者も加わった特区諮問会議やワーキンググループが主導し、適正に行われてまいっています。総理もこれまでの答弁の中でその点について繰り返し御説明をされていると認識しておられ、民間議員のお話と特に矛盾する点はないと承知いたしております。

以上です。

○榎木委員 私が聞いているのは、まさに、この資料にあるとおり、答弁修正並びにおわびまで、ふだんなかなか総理もおわびされませんよね、いろいろ厳しい質問があつても。今回、あつさりとされているんですね。誤解を生じさせない、その点について率直におわびを申し上げたい。それはまさに、このままワーキンググループにおいて選定しというふうな文言が残つていれば、後々問題になるからだというふうに疑われますよ。

そして、それまでの歴代の、北村大臣と同じ立場の歴代の大臣は、まさにワーキンググループが

選定する、だから、総理が議長の諮問会議で決めんじやないんだと言つて、いわば総理をかばうような答弁を続けてきたんですよ、事実。ですから、その答弁とそこがあるわけです、大臣の答弁は。全然矛盾するんですよ。

だから、これまでの大臣の答弁は虚偽になるんですか。だって違うことを言つているんですよ、それについてちゃんと明確に答えてください。

○北村国務大臣　お答えいたします。

決定という言葉の意味がわからぬる部分もありますけれども、正確に申し上げれば、次とおりであります。

規制の特例措置は、ワーキンググループにおける民間有識者と関係者との議論を経て、特区諮問会議が調査審議を行い、それぞれの所管大臣の同意を得た上で決定するという仕組みになっていることは御承知のとおりであります。

さらに、事業者の選定や事業内容にかかる区域計画は、関係府省との協議及び同意を得て、特区諮問会議が議論を行った上で、最終的に総理が認定する仕組みとなつております。

なお、規制の特例措置の提案募集は、あくまで規制改革の実現に必要なアイデアや情報を集めるためのものであり、ワーキンググループは、もとより、特定の提案を審査し、選定あるいは採択する機能を有してはおりません。

以上です。

○榎木委員　今の答弁も事実と実はそこがあるのと、そのことも追加で聞きますよ。

実は、十月十五日の参議院予算委員会で森ゆうこ議員が最後に質問した部分に、安倍総理がこう答えていたんですね。今的大臣の答弁も含めて答えているんですね。今的大臣の答弁も含めて答えていたんですね。今的大臣の答弁も含めて答えていたんですね。これは加計学園の問題と示した上で総理に尋ねて、北村大臣も安倍総理も答えていたんですね。されども、最終的には、これは、北村大臣は、さまざまプロセスを経て諮問会議が決める。そして、安倍総理は、分科会、区域会議、そして最終的には諮問会議で決め

ですから、それが事実かどうかということを、やはり調査を内閣府としてちゃんとやつて、グレーのまま、どんどんまた物事が決まっていく、税金が使われていくということにならないようにしていただきたいので、ぜひ調査をお願いします。

○北村国務大臣 お答えいたします。

毎日新聞の件につきましては、お話しのとおり、現在係争中の事案でもあるため、政府としてはこれにかかわる答弁をいたすことは差し控えたま

となつた点について率直におわびを申し上げたい、こういうふうになつてゐるんです。
しかし、じゃ、何で急にこのタイミングでそういう答弁修正になつていくんでしようか。まさ
に、先ほど少し例示しました森友学園問題でも、新聞報道によつてさまざま疑惑が国会でも議論
になつて、犠牲者まで出る、そういう状況もあつて、公文書管理のあり方 大変問題になりまし
た。

そして、今回、このワーキングにおいて選定しを、じゃ、なぜ外したのか。早目の火消しが行わ

○柚木委員 私が聞いているのは、まさに、この資料にあるとおり、答弁修正並びにおわびまで、ふだんなかなか總理もおわびされませんよね、いろいろ厳しい質問があつても。今回、あつさりとされているんですね。誤解を生じさせない、その点について率直におわびを申し上げたい。それはまさに、このままワーキンググループにおいて選定しというふうな文言が残つていれば、後々問題になるからだとうふうに疑われますよ。

そして、それまでの歴代の、北村大臣と同じ立場の歴代の大蔵は、まさにワーキンググループが

○ 柚木委員 今の答弁も事実と寒はそこがあるのです、そのことも追加で聞きますよ。 実は、十月十五日の参議院予算委員会で森ゆうこ議員が最後に質問した部分に、安倍総理がこう答えていたんですね。今の大蔵の答弁も含めて答えていたんですね。これは加計学園の問題と例示した上で総理に尋ねて、北村大臣も安倍総理も答えていたんですね。けれども、最終的には、これは、北村大臣は、さまざまプロセスを経て諮問会議が決めると。そして、安倍総理は、文科会、区域会議、そして最終的には諮問会議で決め

と、こういう状況のまま引き続き、原さん、たくさんワーキングの座長代理だけじゃなくて、さまざまな分科会あるいは諮問会議、規制改革の会議、役をやっています。あるいは、もうやめられたのかもしれませんけれども、自治体の顧問とか、そういうような公的なお仕事をされてきていましたで、やはりその疑惑がある中で、利益相反によるようなことが今後も続けられれば、これは当然、納税者の税金が使われる話ですから、我々としてもそこはきつちりと明らかにしていくことで、問題がないでいられないんです。よ、あるかどうか調査をすることが必要だと思うので、ぜひ具体的に、この報道の中身、じや、原座長代理と福岡の学校法人の方、いつ、どこで、何回会ったのか、どんな内容のやりとりをしたのか。

あるいは、原座長代理と、これは支援会社とまでも書かれていますけれども、記事によれば、特区ビジネスコンサルティングの社長が同席をしているんですよ。学校法人の方との面会、会食。いつも、何回、どんなやりとりをしたのか。そして、それらの場に藤原豊当時の内閣府の審議官が、これは御本人は認めているんですよ。その場にいたと。しかも二回ある。それを、原さん御自身も、その一回についてはあえてコメントを控えてきた。しかし、それをこの数日の中で、森さんとのやりとりの中いろいろなことも発言が出てきています。

○榎木委員 それでは、仮に、判決にもよりますけれども、まさにこの報道のとおりのようなことが今後調査も含めて認められた場合には、ふさわしくない、仮にですよ、報道のとおりだとすれば、お立場の状態の今まで、公金、税金が使われることが決まっていく。しかも、利益相反の関係にあるよう、そういう状態で決まっていくということになりかねません。それは具体的にどういうことかといふことも申し上げたいと思うんです。

実は、十月十日の、まさにここにおられる今井委員の質問に対して、安倍総理大臣、北村大臣もそうなんですけれども、これまでの見解と違う、いわば答弁修正、謝罪をされているんです。資料の十四ページ目をごらんください。

これは、まさに安倍政権の柱である国家戦略特区における審査・選定について、これまで安倍総理が繰り返し、ワーキングの中で選定等も事実上行われていると答弁をしてきました。そのように官邸のホームページにも書いてあります。

ところが、なぜか急に、ことし九月以降、そしてこの間の十月十日、答弁修正、謝罪につながつていくんですね。北村大臣もまさに、ワーキンググループは選定をする場所ではございません、安倍総理に至っては、誤解を生じさせかねないもの

された可能性はありませんか。つまり、これまで、安倍総理をいわば歴代の担当大臣はかばうよう、うな形で、最後は諮問会議が決める、総理、座長。この間十日の日も、十五日にも総理は答弁されていいますよ。

しかし、ワーキングにおいて選定しというのは、これは実は、歴代の規制改革の担当大臣、梶山大臣、山本大臣、みんな同じように、ワーキンググループにおいて選定しと答弁をして、そして、最後は安倍総理が議長の諮問会議、これが選定自体をするのではない、そういうふうに、いわば総理をかばうかのような答弁を続けてきたんですよ。

そうすれば、今回の、北村大臣、選定する場所ではないという答弁修正、これだと、歴代の担当大臣の答弁というのは、みんなこれは虚偽だったことになるんですね。そういうことになりますよ。どう説明しますか。

○北村国務大臣 お答えします。

国家戦略特区のプロセスでは、規制改革項目の追加、事業者の選定、これらのいずれについても、民間有識者も加わった特区諮問会議やワーキンググループが主導し、適正に行われてまいっています。総理もこれまでの答弁の中でその点について繰り返し御説明をされていると認識しております。民間議員のお話と特に矛盾する点はないとの承知いたしておるところです。

以上です。

選定する、だから、総理が議長の諮問会議で決め
るんじやないんだと言つて、いわば総理をかばう
ような答弁を続けてきたんですよ。事実。ですか
ら、その答弁とそこがあるわけです、大臣の答弁
は。全然矛盾するんですよ。

だから、これまでの大臣の答弁は虚偽になるん
ですか。だって違うことを言つているんですか
ら。それについてちゃんと明確に答えてください
い。

○北村国務大臣 お答えいたします。

決定という言葉の意味がわかりかねる部分もあ
りますけれども、正確に申し上げれば、次のとお
りであります。

規制の特例措置は、ワーキンググループにおける
民間有識者と関係者の議論を経て、特区諮問
会議が調査審議を行い、それぞれの所管大臣の同
意を得た上で決定するという仕組みになつていて
ることは御承知のことおりであります。

さらに、事業者の選定や事業内容にかかる区
域計画は、関係府省との協議及び同意を得て、特
区諮問会議が議論を行つた上で、最終的に総理が
認定する仕組みとなつております。

なお、規制の特例措置の提案募集は、あくまで
規制改革の実現に必要なアイデアや情報を集める
ためのものであり、ワーキンググループは、もと
より、特定の提案を審査し、選定あるいは採択す
る機能を有してはおりません。

以上です。

ると答弁しているんです、十五日の日に。そして最後に、森ゆうこ議員が、いやいや、そもそもその分科会、区分会議、合同で開かれることもあります、そのメンバー 자체に原座長代理が入ってい

問題だし、今回の答弁修正、謝罪では、その疑惑、利益相反は払拭できない、そういうことを聞いてるんですよ。ちゃんと答弁してください。今のは答弁になつていませんよ。

て、分科会が決定するということにはなつております。

かが重複をしていたり、特区 бизの松島社長が土日夜間の方の、これは選挙に候補者を出していいんですけれども、その事務担当で、選挙会計までやつて、その選挙会計がなぜか特区 бизで領収

るんですよ。だから「ワーキンググループ」座長であり、分科会、区分会議のメンバーでも出席している。だから、利益相反じやないですかと言つて終わつているんですよ。

○北村匡務大臣 事業者の選定に関する制度的なお尋ねということであれば、先ほども申し上げたとおりでありますけれども、まず、事業者を公募し、その際、必要に応じて、関係分野の専門家や

同で開かれているケースもあって、その場に原座長代理が出ているんですよ。ですから、それも含めて、今のだとダメなんですよ、含めた合同会議で決めたりしているんですから。だから、今のだけ

書を切られたりしているんですよ。
ですから、まずはどの関係ではなかつたのか、
一体であつたんじやないかと疑われても仕方のな
い内容を原座長代理は否定されています。これ

○北村国務大臣　お答えいたします。

正は意味ないんですよ。まさに、分科会や区分会議に原座長代理は入っているんですから、これを変えたところで利益相反の疑いは消えないんですよ。ですから、その答弁、実は意味がないんですよ。こういう状態ですから、まさにその利益相反の状況になつていてる。原座長代理が区分会議、分科会にも入つていて。これは利益相反じゃないですか。ちゃんと答えてください。

行い、国、自治体及び公募によって募った事業者で構成する区域会議が区域計画案を策定し、その計画案が、諮問会議における議論を経て認定を受ける仕組みとなっておるわけでございます。そもそも、制度的にワーキンググループは、事業者の選定に関与する仕組みとはなつております。そこで、区域計画においても、各区域計画が決定することになつておりますが、分科会が決定することにはなつていないと、このことであります。

○松本委員長 速記を起らしてください。

〔速記中止〕

○松本委員長 大臣、すぐ答えられますか。
ちよつととめてください。

○否定にはなっていません、今の。
合同会議の場合はどうなんですか。合同会議の
場合は。(発言する者あり)

合同会議の場合はどうなんですか。分科会と区
分会議の合同会議の場合は。

そういうことも含めて、グレーなままで、ワーキンググループ、安倍政権の目玉の規制改革特区はやはりおかしいと思うので、ちゃんと調査をして、委員会に報告をして、正すべきことは正すべきことをお願いして、ほかの大蔵の皆さんに本当に来ていただきて申しわけありませんでしたのが、またの機会にぜひよろしくお願ひいたします。

制の特例措置は、ワーキンググループにおける民間有識者と関係者との議論を経て、特区諮問会議が調査審議を行い、それぞれの所管大臣の同意を得た上で決定する仕組みであります。

きは決めないと、今は決めると言うので、答弁を変えないでください。ちゃんと整理してください、ちょっと、今の。

○柚木委員 ちょっとこれは、後日、理事会で確
認してください。

○松本委員長 次に、青山大人君。
○青山(大)委員 国民民主党含む共同会派の青山大人でございます。
私の方は、災害に関して幾つか質問をさせていただきます。

事業者の選定については、必要に応じて、関係府省も加わった分科会での議論を経た上で、内閣府、自治体、公募した事業者などから成る区域会議で案を策定いたします。

利益相反になるということを聞いているんですね。
○松本委員長 ちょっと、もう一度質問してもらえますか。

私は、実際に、原座長代理が出席をされて、いる
分科会とその区分会議の合同会議、というふうにタ
イトルはなつていましだけれども、それは資料を
見た、確認した上で問うて いますから、また理事

ただきます。

特区諮問会議が調査と審議を行い、その上で、最終的に総理が認定する、こういう仕組みとなっております。

長代理が、今治分科会のメンバーにも、これは合同で会議も行われている区分会議で、出席しているんですよ。だから、座長代理であり、決定をする分科会、区分会議の方も含めて決定するという

いた上で、そうであるならば、利益相反の指摘は、これは免れ得ませんから、改善してほしいと
いう趣旨ですから。

○袖木委員 それじゃ、否定にはなつていませんよ。大臣。今の御答弁では、利益相反の。まさに今言われたように、その分科会なり、今、決定過程にかかる分科会、区分会議等に、メンバーになつてゐるんですから、同じ原座長代理が。別に原さんだけじゃなくて、そういうことが起これば利益相反になるということについて、

ふうに總理も答弁していますからね。そっち側にもいるといふことが利益相反だといふことを問題だと言つてゐるんです。ですから、そのことについて明確に答えてください。

○北村国務大臣 お答えします。

区域計画についても、各区域計画が、先ほども申しますように、決定することになつておりまし

ほど申し上げた調査をしつかりして委員会に報告していただきたいんです。

きょうはやる時間はありませんでしたけれども、特区ビジネスと密接な関係にあると言われるような土日夜間議会改革、これは政治団体なんですね。原さん、座長代理が代表なんです。

この、それぞれ会計の担当の方とか事務の方と

県民放のテレビ局がないことが影響しているからか、今回の台風十九号でも、茨城県の被災状況について、当初、余りマスコミ等でも報じられず、被害の大きさが伝わらなかつたわけでござります。

政府の皆様におかれましては、茨城県も甚大な被害を受けたことをまずはしっかりと認識してほ

しいというふうに思います。

現在、茨城県そして市町村においては、総力を挙げて、被災者救済そして被災地の復旧に取り組んでいるところであります。しかし、今回の台風十九号の被害は茨城県内全域という広範囲に及び、県や市町村の対応のみでは限界があります。

そこで先日、茨城県知事が、武田大臣のところへ茨城県内の被災した現状を伝えるとともに、国に対しての要望も申入れをされました。また、武田大臣御自身も、茨城県の大子町の方へ被害状況の視察へ行かれたとのことでございます。

まずは大臣、各種現場からの報告そして要望等を受け、更に茨城県の被災地を実際にご覧になりました中で、改めて、大臣の災害復旧復興に関する今後の取組についてまずはお伺いをします。

○武田国務大臣 まずは、委員の地元であります茨城県を始めとします全ての被災地、被災者の皆様にお見舞いを申し上げたいと存じます。

去る二十一日月曜日、茨城県におきましては、久慈川などの氾濫で浸水した大子町役場、栃木県においては、栃木市のJR両毛線鉄道橋の被害状況、佐野市栄公園野球場の災害、みの仮置場の状況を視察するとともに、栃木県栃木市と福島県いわき市の避難所を訪問させていただきました。先ほど委員のお話ありました大子町におきましては、河川の氾濫により最大三メートル近く浸水した町役場、増水により倒壊した鉄道橋、仮置場に持ち込まれた廃棄物を目の当たりにし、改めて、今回の台風の被害の大きさというものを実感をいたしました。

また、訪問した避難所では、大変な不安を感じておられる被災者の方々の切実なる思いに触れ、被災された方々の生活支援そして復旧復興に全力で取り組む決意を新たにしたところであります。被災者の皆様へのきめ細やかな支援は急務であり、訪問した避難所におきましても、寒さ対策に關する要望を伺つたところであります。

政府としても、水、食料、衣類、段ボールベッド、暖房器具等のブッシュ型支援、避難所生活の

環境整備、被災自治体への職員派遣、住まいの確保など、先手先手で対策を講じておるところであります。

また、総理の方からも、被災者の生活となりやすい再建に向けた対策パッケージを早急に取りましため、予備費等を活用してしっかりと被災自治体を支援するよう、指示をいたしております。

拝見した被災の状況、いたいた地域の御要望と、いうものをしっかりと受けとめながら、また、大変な不安を感じておられる被災者の切実な思いに応えられるよう、地元自治体と緊密に連携し、政府一体となって、速やかかつ強力な災害応急復旧対策、生活支援を行つてまいりたい、かように思つてゐるところであります。

○青山(大)委員 それで、あと一点。これは所管が違うので要望までにとどめますけれども、当然、各大臣も御承知だと思いますが、今回、茨城県の那珂川が氾濫した際、住民の避難行動に重要な氾濫発生情報がタイムリーに公表されなかつたことが、大変残念ながら起きてしまいました。もう少し早ければ、被害を免れた方もいらっしゃると思います。この公表のおくれについて

は、しっかりと原因を検証して、一因と起こらなければ、再発防止を強く要望させていただきます。

それで、災害が全国で多発する中で、もちろん消防団が全国的に活躍をしております。今、その消防団の中である問題が起きています。

平成二十九年三月に施行された改正道路交通法によつて、普通免許と中型免許の間に準中型免許が新設されました。これにより、新たに普通免許を取得した方が運転できる車両の総重量が、これまでの五トン未満から三・五トン未満と縮小になりました。

この当時の法改正の背景をいろいろ調べますと、貨物自動車が交通事故を起こす割合がほかの自動車に比べて高い状況であったとか、物流の中的な立場にある貨物自動車が車両総重量五トンを超えることが多く、中型自動車免許が必要で、

取得可能年齢が二十以上であるため、高校を卒業したての十八歳の方は運転できないということです。

人手不足の事情などがあつて、普通免許と中型免許の間に準中型免許は創設されたというふうに聞いております。

しかし、この法改正によつて消防団が消防活動に使うポンプ車を運転できなくなるという問題が生じてきました。というのも、消防団が消防活動に使うポンプ車の総重量が三・五トンを超えるため、改正後の普通免許ではポンプ車を運転することができないからでございます。

改正後に普通免許を取得した者が消防団に入るとき、何とこの消防活動に使うポンプ車を運転することができるからでございます。もしかして、道路交通法改正の際にはこの点は気づかれず、抜け落ちていた論点かもしれません。

私は、この問題意識を改めて、与野党問わず、委員皆様と共有し、早目の対策として改善をお願いしたいわけでございます。地方自治体から多くの問題点が指摘され、国に対して制度改善の要望が多々出でております。

まずは、この法改正によりこういった消防団の問題が生じることを認識されていたのかどうか、その点について政府の答弁を伺います。

○武田国務大臣 先生御指摘のように、我が国の防災体制における消防団の役割というのは大変大きなものがあります。今の免許制度の問題で非常に消防団の活動に支障が出てきておるという御指摘でございました。

準中型免許の枠組みというのは、車両総重量三・五トン以上五トン未満の自動車一万台当たりの死亡事故数が三・五トン未満の自動車の約一・五倍となつていて実情等を踏まえ、交通の安全を確保するために導入されたものであります。実情は、平成二十年から二十三年のデータです。

消防士、自衛官及び警察官が職務上車両総重量三・五トン以上の車両を運転する場合であつても、消防車両又は消防団員に限つて例外を認める

ということは、これは困難であるうかと思いま

す。なお、現在、消防団員の方が準中型免許を取得する場合の地方財政措置による経費の助成制度が導入されており、引き続き、関係省庁と連携して

消防団の円滑な活動という観点にも留意して消防団が消防活動を行うことを留意しておられます。ことしも、私もポンプ操法大会で一番員も経験しました。

我々は、別にあくまでもそれぞれ皆さん仕事や家庭があつて、その中のボランティア活動でござります。もちろん消防士の方たちはまさにそれが本業ですので運転する機会も多い、ただし、消防団の方たちがまさにそのボランティア活動をするのに、もちろん今おっしゃつたように、じゃ、準中型免許を取りに行かせる必要、酷じやないですか、そんな負担を強いいていいんですか。

とはいって、もちろん全額国費で補うわけじゃないと思いますし、そうなると、じゃ、足りない分は消防団員が、今でもふだんさまざまなボランティア活動で持ち出ししている部分も多いのに、更に準中型を取るのに持ち出させるのか。もちろん、地方自治体によつては、国が面倒を見ない分を地方自治体独自で財源を補うかもしれない。ただ、それだつて地方自治体からすれば大きな負担でございます。

○武田国務大臣 我々が入手したデータによる準中型免許の取得の助成、私はそれ以外の方法があるのではないか、そのように思つていてます

が、どうでしようか。

○武田国務大臣 我々が入手したデータによると、各地域の消防団が保有する消防車両の約七割といふものは普通免許で運転できる三・五トン未満の車両というふうに伺つております。

今先生おっしゃるよう、助成制度以外の要領ということになれば、ポンプ車は、今、大きいポンプ車もありますけれども、小型動力ポンプを搭載した自動車というのもも今多數存在しておりますので、そうした部分に切りかえていただく等によりこの問題は解決できるのではないか、こういふふうに思つております。

○青山(大)委員 いや、大臣、それは申しわけない、ちょっとと現場のことを御理解されていない御答弁だというふうに私は思います。

大体、今、約五万台、消防団用の消防車両がございます。そのうち約三割が三・五トン以上五トン未満でございます。その約三割を全部更新する、そつちの費用の方がよっぽど大きいわけでござります。

ましてや、確かに、おつしやつたように、今、三・五トン未満の消防車両も開発をされていました。ただし、その場合、ポンプ車に水槽がつかなくなってしまします。御承知のように、消防活動は初動が一番でございます。消火栓にホースをつなぎよりも、水槽があるポンプ車の方が当然性能がいいわけでございます。そして、もちろん大臣も地元でポンプ車の操法大会に来賓で御参加されたことは多分何度もありますよね。ポンプ車操法大会、やはりその車両の統一性は大事です。片や三・五トン未満の車両、片や三・五トンオーバー、そういうばらつきがあつて公平なポンプ車操法の競い合いもすることはできません。

大臣 やはりその更新するような、また余計なお金じゃなくて、今、じゃ、どうやつたらこれに対応できるのか。

繰り返します。私は消防団が十数年になりますけれども、例えは、大臣、今きょう運転免許を取得しました、新しい法律で取りました、普通免許を。それで、例えは、消防団に入りました。その若者がすぐポンプ車を運転できるわけじやないんですね。ポンプ車を運転するには、一般的の消防団員から、何度も講習を受けて機関員になつて初めて運転ができるんです。私ももう消防団を十年

超えていますけれども、機関員になつたのは本当に数年前です。しかも、一人で運転、いわゆる消防団員が一人でポンプ車に乗つて運転することができないんです。幾ら火災現場の急場だといふふうに思つております。

○青山(大)委員 いや、大臣、それは申しわけない、ちょっとと現場のことを御理解されていない御答弁だというふうに私は思います。

私は、ぜひ、この問題に関しましては、消防団に閑では、ふだんの講習等でポンプ車に関するので、官房長官にちょっとと御見解を聞きたいんで、必ず複数で乗車して現場に向かう、そういうたルールも当然あるんです。

○菅国務大臣 消防操法大会に私も市会議員のときによく出ていました。そうしたことを見い浮かべながら、今質問を聞いておりました。

ただ、これは安全にかかることがありますから、なかなか簡単なことは言えないんだろうといふふうに思います。ただ、その支援策というものが、そこを拡充するとか、いろいろな対応も考えることもあり得るのかなというふうに思ひます。

○青山(大)委員 恐らく官房長官も、市会議員長、先ほど答弁したことに対するんだろうと思います。

いずれにしろ、防災担当大臣、国家公安委員長、先ほど答弁したことに対するんだろうと思います。

○青山(大)委員 これは今現在、平気ですよ。ただ、これはどんどんどんどん今後明らかに大きな問題になつていくともうわかっているんですけど、私は道路交通法を改正したことを批判しているわけじや全くないんですよ。もう将来、大問題だとわかっているじゃないですか。多分、皆さんたちも、各地で消防団の団員減少、みんな困つているじゃないですか。だから、各地方自治体がいろいろな工夫をして新たな勧誘をやつています。

それで、もう一つぜひひとつこの場でお伝えしたいんですけれども、先ほど、免許の取得の、いわゆる準中型を取る助成制度のお話でしたけれども、これは、お金、費用的な面もそうですけれども、じや、新しい道路交通法後の普通免許を取つた方が仮に準中型免許を取得するには、十八時間も講習が必要なんですね。十八時間の講習です。

今現在、各地でポンプ車操法大会も行われております。もちろん政府の皆さんもそうですが、それから、消防団離れを加速させてしまふんじやないか、そういうふうに思つております。

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。

まず、今般の災害によりお亡くなりになられました方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

その上で、御質問の控除の順番について御説明申し上げる、その手前で所得税の基本的な構造について申し上げますと、所得税、言うまでもなく、所得の大ささに応じて税負担を求めるというニユアルも、オートマ解除も含めて、やはり十八時間もの長時間にわたる講習を受けなくてはいけないんです。

若者が地域のために使命を持つて消防団へ入つて、そして経験を積んで、じや、ポンプ車両を運転できる立場になつて、わざわざ十八時間、彼は別にポンプ車を運転することでお給料をもらつているわけじやないんですよ。あくまでもボランティアなんです。

ここは、私はしつかり考慮するべきだと思いますけれども、改めて、大臣、いかがでしょうか。○武田国務大臣 先ほど委員がおつしやつたように、消防だけを特別にとることは、これはちょっとと、警察とか自衛隊の絡みもありますからこれはなかなか難しいと思ひますけれども、委員の、現場の声というものをしつかり念頭に置いて、我が國の防災に大きな役割を果たしていいる活動が円滑に行われるよう、引き続き、対策といふものを考えていただきたい、このように考えております。

○青山(大)委員 これは今現在、平気ですよ。ただ、これはどんどんどんどん今後明らかに大きな問題になつていくともうわかっているんですけど、私は道路交通法を改正したことを批判しているわけじや全くないんですよ。もう将来、大問題だとわかっているじゃないですか。多分、皆さんたちも、各地で消防団の団員減少、みんな困つているじゃないですか。だから、各地方自治体がいろいろな工夫をして新たな勧誘をやつています。

控除の順番について、まずは雑損控除、すなわち災害分の控除を行つて、その後にほかの控除を行つた後、うものとされていて、その額がゼロになつてしまつた後で課税所得金額がゼロになつてしまつたりして、翌年以降に繰り越すことができる損失額が減つてしまふ可能性がござります。

雑損控除については、私は、最大限の効果を与えるべきだと思いますが、まずはこの辺について政府のお考えをお願いいたします。

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。

まず、今般の災害によりお亡くなりになられました方々の御冥福をお祈りいたしましたとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

その上で、御質問の控除の順番について御説明申し上げる、その手前で所得税の基本的な構造について申し上げますと、所得税、言うまでもなく、所得の大ささに応じて税負担を求めるという

税金でございますので、まず計算の流れの中で、給与所得でありますとか事業所得でありますとか、そういう所の大きさを最初に計算をいたします。その上で、基礎控除、配偶者控除、扶養控除といった世帯構成に応じた所得控除を適用いたしまして、控除力の調整をするということになつて、いるわけでございます。

こういった中で、例えば個人事業主の方が所有する事業用の資産が被災をされた場合、この事業用の資産に関する損失については、所得を計算する段階で必要経費として収入から差し引くという考え方になつてございます。個人事業主の損失の場合には、必要経費として差し引いた上で、基礎控除、扶養控除などの人的控除を差し引くという順番でございます。

他方、今御指摘のありました雑損控除でござりますが、これは事業用の資産ではございませんで、個人の住宅でありますとか家財道具などの生活必需品につきまして、生活の基盤となる資産について災害等で損害が生じたということで認められていて、控除でございますが、事業用の資産の場合と同様に、納税者の世帯構成によって影響を受けるものではなく、世帯構成にかかわらず生じ得る損失であるということになりますとか、あるいは、個人の場合でございますので、店舗兼住宅といったようなケースもございまして、事業用の資産と個人の資産が密接不可分であるといつたようなケースもございます。こういったことで、必要経費に類似の性質を持つということで、基礎控除、扶養控除、配偶者控除等の人的控除よりは先に控除するという考え方になつていているものでございます。

○青山(大)委員 過去の委員会の質疑の答弁、まさに今おっしゃったような答弁がそのまま返つてきているんですけれども、どうでしようかね。この数年、これだけ大規模な災害が多発をしております。そもそも、まさに今の社会状況に鑑みて、いろいろ制度を見直す時期に来ているのかなと私は思います。

そもそも、今回の雑損控除にしても、いまだに災害と盗難と横領が三つワンセットなんですよ。やはり災害、盗難、横領とは性質が異なるものですし、盗難、横領と区別して、災害だけ別建にして新たに制度設計を見直すような時期に来ているのかな、私はそのように思います。

まずは、横領、盗難による控除と災害を切り離すべきということを、一点提案させていただきます。

そして、たしか東日本大震災のときには、まさにこの雑損控除の繰越しですけれども、通常三年のを五年に延長したわけでございます。今回の全国的な台風被害の場合、繰越期間を三年から五年に延長するなど、そういったことは御検討されているんでしょうか。

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。

まず、先に御質問ございました、盗難、横領と区別して、災害特別の取扱いという点についてございますが、現行の税制におきましても、災害により家屋等に損害が生じた場合につきましては、災害減免法という法律に基づきまして、雑損控除との選択適用でございますが、所得税額そのものを免除したり軽減したりする制度が設けられています。災害特別の対応がなされてござります。

さらに、熊本地震を契機といたしまして、平成二十九年度の税制改正におきまして、住宅ローン控除の特例など、こういった住宅等に損害が生じた場合の制度についても恒久化をするといつたようないふだを行つてきてるところでございます。

二つ目のお尋ねの、繰越控除の年限を三年から五年に延ばすことにつきましては、東日本大震災の際に震災特例法に基づいて措置をされたわけでございますが、その後の雑損控除の申告状況などを見ますと、発災から一年後にはこの雑損控除の申告件数が平年ベースに復帰をしていったといったことがございます。

○吉田委員 立憲民主党の吉田統彦でございます。

まずは、この一連の台風で被災された皆様の一時も早い生活再建を中心から祈念を申し上げます。また、このたびは、大臣御就任おめでとうございます。

きょう、五十五分ほどいただいておりますので、大臣が所信をお述べになられたこと、そしてまた、広く内閣府の施策についてお伺いをさせていただきたい、そのように考えております。

先日来、ことしのノーベル賞の受賞者が発表されております。本年度も我が国は、ノーベル化学賞を、旭化成株式会社名譽フェローで、私の地元名古屋の名城大学の大学院理工学研究科教授を務めておられます吉野彰先生が受賞されました。私も、これは大変喜ばしいこと、また誇りに思っております。

また、アメリカのメリーランド州のジョンズ・ホプキンス大学というところでフェローを私もしてました。私が、その際の共同研究者であつたドクター・セメンザという方が、細胞が酸素の欠乏した環境で適応することを可能にするHIF-1という遺伝子を発見したことによつてノーベル医

検討する必要があるものと考えております。

○青山(大)委員 質問時間、持ち時間が終わつてしまつたので、これで終わりにしますけれども、税の方もそうですねけれども、今回、私の質問で一番は、やはり消防団のところです。本当にこれは、当然、武田大臣も消防官房長官も、地元からたたき上げの政治家でございます。まさに消防団の方とは密接な関係だと思います。彼らは本当にこれからは、やはり消防団のところです。本当にこれ今わかっているんです、これはどうしようと思つて。なので、消防署員じゃないんです、消防団、ここは別ですから、ぜひしっかりと議論してもらつて、何らかの措置をぜひ講じてほしいということを要望し、私の質問を終了させていただきます。

○松本委員長 次に、吉田統彦君。

○吉田委員 立憲民主党の吉田統彦でございます。

まずは、この一連の台風で被災された皆様の一時も早い生活再建を中心から祈念を申し上げます。また、このたびは、大臣御就任おめでとうございます。

きょう、五十五分ほどいただいておりますので、大臣が所信をお述べになられたこと、そしてまた、広く内閣府の施策についてお伺いをさせていただきたい、そのように考えております。

先日来、ことしのノーベル賞の受賞者が発表されております。本年度も我が国は、ノーベル化学賞を、旭化成株式会社名譽フェローで、私の地元名古屋の名城大学の大学院理工学研究科教授を務めておられます吉野彰先生が受賞されました。私も、これは大変喜ばしいこと、また誇りに思っております。

また、アメリカのメリーランド州のジョンズ・ホプキンス大学というところでフェローを私もしてました。私が、その際の共同研究者であつたドクター・セメンザという方が、細胞が酸素の欠乏した環境で適応することを可能にするHIF-1という遺伝子を発見したことによつてノーベル医

学・生理学賞を受賞しました。

実は、このドクター・セメンザというのは、私の共同研究者と申し上げましたが、私が主著論文で、たしか二〇一〇年、ファセブジャーナルに掲載された「ジゴキシン・インヒビツチナル・イスキミアインデュースト・HIF-1アルファ・エクスプレッショーン・アンド・オキュラー・ネオバスキユラリゼーション」という論文、そして、私がから私のアメリカ時代の研究を引き継いで、ちょうど今、秋田大学の主任教授になつた岩瀬氏という方が主著で、私とノーベル賞のドクター・セメンザが共著となっているものが、二〇一三年にド・リリースに掲載されました。「サステーンメント・デリバリーオブ・ア・HIF-1・アンタゴニスト・フォーオキュラ・ネオバスキユラリゼーション」、こういった論文が出ていまして、これも今回のノーベル賞受賞に若干の寄与をさせていただいたと私も自負をしてるんです。

これが何を意味するかといいますと、要は、たとえ国籍が日本でなくても、有能な研究者を日本に集めれば、彼らの業績というものは、日本のアカデミアや日本の企業、そして日本国の業績になるわけです。そして、日本におけるトランスレーショナルリサーチ、ひいてはイノベーション、そして産業、雇用、税収に、大臣、つながるわけですね。

そのような中で、ただ、今、日本というのは、本当に、研究ですね、国際的な地位が低下しています。元三重大学学長の豊田長康鈴鹿医療科学大学学長が、五年に報告された「運営費交付金削減による国立大学への影響・評価に関する研究」というレポートですが、二〇〇〇年ごろから日本の論文国際競争力が低下し始めていて、一三年には人口当たり論文数が世界三十五位、先進国では最も低である、このようにされています。

日本の科学研究の失速が本当に問題視されていいる現状を踏まえた場合に、日本にブレーンセンター・キュレーション、大臣、よく聞かれる言葉ですよ

ね、ブレーンサー・キュレーションによって優秀な研究者を集めなければいけないし、全く今集まつていいのは、大臣、御存じですよね。この日本の現状は非常に深刻なんです。

大臣、アメリカだと、例えばN I Hという組織がございますね。これは優秀な研究者を招聘するところが、日本より本当に容易に招聘していくんです。欧米、日本からもいっぱいN I Hへ行っています。

これはなぜかというと、N I Hという組織が、N I H以外にもいっぱいアメリカはあるんですね。でも、有能な人材にポストと研究室を準備できる環境があるからなんです、大臣。また、研究者の待遇が日本よりはるかにまさっているからです。大臣、Ph Dという称号はアメリカでは非常に高い地位がありまして、社会的信用なんですよ。免許証、保険とかもPh Dは安いんですよ、大臣。ただ、日本では、清貧な研究者と言え言葉はいいですけれども、貧乏な学者の代名詞にPh Dはなりつつある状況でもあるんです。

ここで、日本、我が国が幾ら優秀な人材を招聘しようとしても、やはり、ポストがない、そして研究室を用意できない。これでは優秀な人材は集まらないですよ、大臣。

A M E Dは内閣府の担当、大臣の御担当ですよ

ね。A M E Dというのは、やはり医療分野の研究開発を総合的に推進する司令塔でなければなりません。A M E Dは当初、日本版N I Hというかけ声も、大臣、ございましたですよね。ただ、どうでしょ、これ。ちょっとと時間があれなので、大臣のお答えによつては詳細を申し上げますが、このN I Hは有能なハイエンド人材をどんどんN I Hとして一本釣りできる。それは、繰り返しになりますが、ポストと研究室を準備できるからなんです。しかしながら、A M E Dはできない。

A M E Dが真に医療研究、医学研究の司令塔を目指して、日本のブレーンサー・キュレーションの

メックのようになつてハイエンド人材を世界から集めるためには、やはり予算をつけて自前の研究室を構える必要が絶対にあると私は、一応私も世界を見てきた人間としては思うんですけど、大臣、どう思われますか。

○竹本国務大臣 先生はアメリカの大学でフェローとして深い研究をされて、そしてこの分野に非常にお詳しいということは私も耳にいたしております。

我が国にはすぐれた実績を出す既存の大学や研究所等が存在しているんですけど、それらは、貫して基礎から実用化まで切れ目なく支援する体制の構築が往年の課題であるわけです。

このため、A M E Dは、自前の研究所を持たない、研究管理の実務を担う中核組織として創設されたものでございまして、既存のすぐれた大学、研究所等と一緒に、基礎から実用化まで、世界最先端の研究開発を一貫して推進する機能を果たしております。

ブレーンサー・キュレーションについてでございますけれども、すぐれた人材の獲得競争が国際的に激化している中で、世界最先端の研究開発を推進するためには、我が国もブレーンサー・キュレーションの一角を占め、海外のすぐれた研究者の知見を取り込んでいくことが絶対重要だと私も考えております。

先ほど述べましたA M E Dが連携する大学や研究所等においては、御指摘のような第一線の海外研究者の招致等にそれぞれ取り組んでいるところです。加えて、A M E Dでも、研究支援機関として、国際的に活躍する研究者の育成事業を実施してまいりました。

具体的には、国内外のノーベル賞級の研究者をしている若手独立研究者をリーダーとした国際チームを形成しております。国際ワークショップを開催、国際共同研究につなげることに取り組んでおりま

す。また、A M E Dの公募におきましても、海外のすぐれた知見を生かして田舎機能を果たすため、海外研究者による評価の導入を進めております。

今後とも、我が国の研究環境を踏まえながら、A M E Dを中心に、国内外の大学や研究機関等と連携しつつ、戦略的に取り組んでいきたいと思つております。

要は、先生おつしやったように、A M E Dは、今申し上げたようなことで、いろいろな分野についてメンターをつくり、そして指導しているんですけども、先生の御意見は、A M E D自身がみずから研究したらどうかという御意見だと思います。それも一つの御意見だと思いますが、今の体制はこれでやつていて、そして、全体を見て、どの組織に幾らのお金を配分すればいいかと

いうことをA M E Dが判断して、そして、そのお金を受け取つたところが一生懸命その分野で研究していただく、こういうことをございます。そして、冒頭挙げられましたブレーンサー・キュレーション、私も全く同感でありまして、このたびは我が国は吉野さんがノーベル賞をいただかれまして、これで十八人だつたかな、二十一世紀になつてからですね。大体今までもらつた人の十人に一人が日本人だという、ちょっと聞くと、おつと思うような成績であります。中国は一人しかもらつていませんし、韓国はゼロです。それを考えると日本はすばらしいものなのですが、吉野先生もおつしやつていますように、上流は強いが下流が弱い、こういう現状であります。

ですから、この現状を直すためには、やはり、日本の研究機関も外部人材との交流を図りながら、その接觸の中でノーベル賞が出でてくるんだと私は思つております。その必要性は十分認めるところであります。

○吉田委員 最初、一生懸命答弁書を読まれて、お言葉で語つて。

大臣、これは、今ノーベル賞の話をされました

けれども、そんな悠長なことを言つていられないんですよ。いいですか、大臣、かつて日本は論文の数というのは世界一位だったんですよ。いいですか、そのときの遺産で今ノーベル賞をとつていんです。

私が何でさつき年のことを言つたか。私がドクター・セメンザと一緒に研究をしたのは、もう、データを集め、つくつていたのは二〇〇八年、二〇〇九年ですよ。しかし、論文になつたのは二〇一〇年。その後、私のやつていた研究を引き継いだ方が二〇一三年に論文を書いています。いいですか、既に十年たつているんです。このときはもうドクター・セメンザの研究というは円熟期です。もっと、このノーベル賞の本当に萌芽となるものは十年、二十年前、つまり、今から三十年、三十年というか二十年、それぐらい前に形成され、ついで、二十年、三十年といつても、それがいつまでつづつあります。

今ノーベル賞を得てているのは、二十年、三十年前の日本のすばらしいブレーンと研究によつて得ているんですよ、大臣。今の日本にその力があると本当に思いますか、大臣。一言言つてください、日本の研究者に対して言つてください。

○竹本国務大臣 論文の数が我が国は非常に、昔と違つておつしやるよう、急速に減つているのは、非常に私も心配をいたしております。中国が物すごい数の論文を発表しております。

ただ、それでいいというわけではありませんが、論文がもつと出るような状況は絶対必要なんですねけれども、ノーベル賞が全てではありませんけれども、ノーベル賞の数だけ見れば、先ほど言いましたように、今世紀に入つて日本はアメリカに次いで二番目のノーベル賞を出している。ただ、それが統かないのではないかという先生の御心配ですが、確かに論文がもつと出た方がいいことは間違いない。

その辺は、やはり基礎研究の支援体制が我が国に十分でないと、いうことに尽きるんだと思います。ですから、やがて補正予算、それから本予算、いろいろござりますが、その辺、しっかりと

頑張らなきやいけないと思つております。

○吉田委員 井上先生も、御家族、ドクターが多いですね。非常にお詳しいんですよね、実は井

上先生も。その横で大変恐縮ですが。

大臣、そうじゃないんです。日本の本当に構造的な問題なんですよ、今の研究の。本当に研究者の待遇も悪いし、研究をしっかりできない体制になつてゐるんです。

まず一つは、さつき言つたように、待遇の問題なんですよ。研究者の待遇が日本は悪過ぎる。

いいですか。ジョンズ・ Hopkinsで、私がい

たときに、日本人で UCLA からやはりスカウトされたきた若い、私より若い研究者でしたけれども、彼は非常に高い地位で獲得され、非常に有望な Ph.D. これは Ph.D. です、 M.D. じゃなくて。彼は、やはりどうしても大学に来てほしいということで、引っ越し代からペットの飛行機代まで出すから、全部出すから来てくれと。相応のかなり高い報酬をやはり出して引っ張つてくるんです。

日本で逆にそれが可能なんですか。さつき、アカデミアと連携して云々という話を大臣、いただきましたが、私は、それで日本でブレーンセーキュレーションで成功した例を存じ上げないんですが、大臣は、ブレーンセーキュレーションで日本が成功した例、いい成果を上げている例、あつたら、一例、二例でも結構ですが、挙げていただけませんか。

○竹本国務大臣 先生おつしやるように、待遇の差は物すごく大きいものがあります。その背景には、国の支援体制もありますけれども、やはり、大学別に見ますと、寄附文化が全然違いますよね。アメリカの私立大学とか、州立でも大きいところなんかは、大体、東京大学より、桁が違いますね。日本の場合は数百億円というような感じだと思います。ですから、お金が数兆円あるところと数百億では、やはり支援体制が違うでしょう。ですから、国は一生懸命応援をするつ

もりではありますけれども、それで従事する研究者の待遇も確かに違います。それはよくわかつて

います。

ですから、あらゆるところに手を尽くして、

もっと安んじて研究に若い人が没頭できるような環境をつくるのがやはり国の責務であろうと思つています。全て国が出すというわけではありませんけれども、民間にも協力していただきたい

けない、そういうことだと思います。(吉田委員「ブレーンセーキュレーションの成功例は」と呼ぶ)具体的に私は固有名詞は存じ上げませんけれども。

○吉田委員 いや、だから、大臣がそういうレベルじゃだめなんですよ。だから、それくらいのちゃんととしたバリュー、インパクトのある方を連れていかない、実績がないということなんです。

よ、大臣。あれば、ちゃんとときょうの時点でも絶対レクが入っていますよ。ないんですよ。うまくいっていない。ほとんど、逆に流出していますよ

ね、日本の頭脳は、流出しているんです。

例えれば、それは本当にいろいろあると思います

よ。大臣くしくも言つていただいたので、もう一年会費を払つたり学会に参加するときの費用というのは全部自費なんですよ。科研費から出せる学者もいますけれども、これはレベルがある程度高かつたり、P.I. わかられますよね、P.I. の方とかそういう方だけなんですよ。萌芽的な研究、いい研究に取り組んでいる若い Ph.D. 研究者たちが、なかなか本当にいい研究ができる環境にない

ですよ。

そういうものも例えば特定控除の対象にする

とか、こういった議論は前ありましたけれども、かけ声はよくてもうまくいっていないし、私はちょっと、本当にグローバルな視点で見させていた

ただくと、AMED は今、内閣府は成功している

と思つてゐるかもしれませんけれども、失敗していよいよ思います。というより、失敗と言ふと、

今やつていらつしやる方に失礼なので、失敗というよりも不十分だと思います。

ブレーンセーキュレーションを、じゃ、さつきのアカデミア、連携のアカデミアに入れるのは無理なんですよ。例えば、すぐいい研究をアメリカでしていますね、その同じ研究分野が日本でない場合は、日本の場合は、その研究者は日本に来られないんですよ。だから、自前の研究所をつくつて、そういうの一本釣りできるようにならなければなりません。

だから、もうと我が國も外国人の研究者を入れるべきだろうと思います。相互の交流の中で知恵が出てくるのであらうとうふうに思いますが、それは待遇が問題なんですね。

だから、そこは、寄附文化の違いもありますけれども、やはり我が國はいろいろな工夫をして、

もっと外国人が、あるいは外国で活躍した日本の優秀な研究者が日本に帰つてきて、日本でその力を發揮し、ノーベル賞をもらつていただけるよう

も、ただ、日本はそういう本当にいい研究を海外から呼んでくることが構造的に無理なんですよ。だから、そこをブレークスルーするためには、AMED が研究室を持つぐらいのブレークスルーをしなければいけないと、私は一例として挙げています。

切れ目がない研究、というのはすばらしいことですよ。トランフレーションに戻して、産業イノベーションにつなげていく。そうなんですか

けれども、日本はそういう本当にいい研究を海外から呼んでくることが構造的に無理なんですよ。だから、そこをブレークスルーするためには、AMED が研究室を持つぐらいのブレークスルーをしなければいけないと、私は一例として挙げています。

では、大臣、本当にすばらしい研究、逆に、こ

ういう人材がいますよ。海外ですごく業績を上げている、でも、日本に戻りたいけれども、ボストンもないし、自分の研究をする場所がない。こういった方を連れてくるためには、私が今言つたア

イデア以外で、大臣はどういうアイデアをお持ちですか。具体的に答えてください。

○竹本国務大臣 おつしやるよう、創造性豊かな若手研究者の育成、確保、それから優秀な研究者が安心して研究に打ち込める環境の整備が必要であることは間違ひありません。人材、資金、環境の三つの改革を行い、研究力の向上を図ることが重要でございます。

まず、人材面の改革として、若手研究者等の育成、確保、海外への研究者の派遣、海外の研究者の受入れ、資金面の改革として、申し上げたよう

見ている留学生、日本で業績を上げられるレベルの方であることはそんなに多くない

羽ばたいたり、日本で羽ばたいたりしていただければいいんですけども、その大臣が今、日本で

いるところは第三国、本当にまだ研究を見えて来るような方たちです。その方たちも、戻つて

いることが多い外国人の方とおつしやるけれども、来られるのは第三国、本当にまだ研究を見えて

いる留学生、日本で業績を上げられるレベルの方であることはそんなに多くない

羽ばたいたり、日本で羽ばたいたりしていただければいいんですけども、その大臣が今、日本で

いるところは第三国、本当にまだ研究を見えて

たばかりでも、外国人研究者が、外国の学生が三割ぐらいますよね。ハーバードもそうです。もつともかもしませんね。だから、それ

に比べれば、日本の大学は、最近でこそふえましたけれども、まだまだまだそういう国際交流が行われていない。

だから、もうと我が國も外国人の研究者を入れるべきだろうと思います。相互の交流の中で知恵が出てくるのであらうとうふうに思いますが、それは待遇が問題なんですね。

だから、そこは、寄附文化の違いもありますけれども、やはり我が國はいろいろな工夫をして、

もっと外国人が、あるいは外国で活躍した日本の優秀な研究者が日本に帰つてきて、日本でその力を發揮し、ノーベル賞をもらつていただけるよう

も、ただ、日本はそういう本当にいい研究を海外から呼んでくることが構造的に無理なんですよ。だから、そこをブレークスルーするためには、AMED が研究室を持つぐらいのブレークスルーをしなければいけないと、私は一例として挙げています。

では、大臣、逆に言えば、中国の方というの

は、昔、日本によく留学していましたけれども、今、日本に留学しないですよ。おわかりですよ

ね、大臣。本当にこれは深刻なんですよ。韓国の方も、昔、日本によく留学していたけれども、日本を飛ばしてアメリカに行きますね。それくらい

日本は魅力がなくなつちゃつてゐるんですよ。いつぱい外国人の方とおつしやるけれども、来る

ふうに思います。

○吉田委員 大臣、バークレーにいらつしやったなら、本當によくおわかりですよね。

大臣、だから、逆に言えば、中国の方というの

は、昔、日本によく留学していましたけれども、今、日本に留学しないですよ。おわかりですよ

ね、大臣。本当にこれは深刻なんですよ。韓国の方も、昔、日本によく留学していたけれども、日本を飛ばしてアメリカに行きますね。それくらい

日本は魅力がなくなつちゃつてゐるんですよ。いつぱい外国人の方とおつしやるけれども、来る

ふうに思います。

大臣、きょうちよつとたくさん議論させていた

だけ、ちょっと時間があれなので。これは、た

だ、すごく大事な問題なんですね。日本をここで地盤沈下させてしまうと、もう立ち直れないし、科

学に関する議論は、二流國、今、もう中國から見たら日本、英國、米国、フランス等のものである。

本は二流国、三流國なんですよ。本当に、だから、深刻な状況なので、何とか、大臣、本当に、バーカレーに留学されていたというのを、私もそういういえば思い出しました。大臣、そうですよね。そういうつた御経験をお持ちなので、何とか、日本のアカデミアを魅力的な場にするような施策を、先ほど待遇のことを何度も大臣はおっしゃっていました。必ずそれを、大臣御在任中に

わけではなくて、制限つきの給付を定めたものという理解でよろしいですね。

○衛藤国務大臣 給付つきの上限と……（吉田泰員「制限つき」と呼ぶ制限つきの、一定の上限を設けているということは、一部は確かにそうであります。しかし、ほとんどのところは、御承知のとおり、幼稚教育、保育の無償化の対象となる子供の大部分が利用されるということになつていま

ろでござりますが、こゝまで同じことをおつしやつて、「説明する際には、そのような保留をつけた上でしつかり説明させていただいておりります。」と、このときは答えているんですよ。つまり、私が言つたことをちゃんと、制限つきとそのときは認めているんですよ。「大宗が、児童教育、保育利用料金を無償といふことでござります。」これは議事録にありますので、大臣、御確認いただけます。
たゞ、この保留、こゝまで大事などいろいろなんですが、

のは、安易というより意図的にそういう無償化ということを使用しているのはやはり問題だと思ふので、もう少し丁寧な説明をなさつた方がいい。

やはり、お約束いただいたように、一部無償化とか、限定的給付とか、そういう形で正確に御説明をした方が問題が起ころにくいいし、理解が深まるのではないかと思いますが、大臣、いかがですか。

研究者が日本が魅力的だと思う、映るような施策を次々と打ち出していただくことを切にお願いいたしまして、次の質問に移ります。大臣、期待しておりますので、よろしく。一言どうぞ。

○竹本国務大臣　先生、どうもありがとうございます。全くその点は同感でござります。

幼稚園、それから保育所 認定こども園の利用料は
全て無償化されます。
そして、ただ、一方、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園、それから認可外保育所、保育施設等について、施設が自由に価格を設定することができるため、新制度の対象となつてている施設との公平性の観点から一定の上限を設

よ。やはりこれは、ここに闇して保留という言葉ですけれども、内閣府のホームページを見てもないですし、書いてないですよね。無償化といふことが前面に出てしまっている。ヤフー二ニュースとかでも全部、無償化、無償化、そうやって書いてあるんですよ。

だから、こういうのは答弁で、保留をつけて

部無償化というよりも、大半が無償化をいたしております。

あと、確かに、上限でお願いする、それからまだ、あと幼稚園の類似施設の分も今から、これは文科省に検討してもらつているところでございますが、一部残つてはいることは事実です。しかしながら大勢において、幼児教育、保育の無償化の方向であります。

で、日本は資源のない国であります。科学技術を伸ばして初めて世界に冠たる先進国になれるんだと思って、しつかりと頑張りたいと思います。よろしく。

幼稚園、それから保育所、認定こども園の利用料は全額無償化されます。そして、ただ、一方、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園、それから認可外保育施設等について、施設が自由に価格を設定することができるため、新制度の対象となっている施設との公平性の観点から一定の上限を設けているところであります。

子ども・子育て新制度に移行していない幼稚園の上限が三万五千七百円、それから、認可外保育施設の上限が三万五千七百円といふぐあいにやつていています。もうほとんどのところがこういうぐあいに無償化されていますので、上限を定めたと言うにはちよつと無理があるんじゃないのかと。

よ。やはりこれは、ここに閲して、保留という言葉ですけれども、内閣府のホームページを見て知らないですし、書いてないですよね。無償化ということが前面に出てしまっている。ヤフー・ニュースとかでも全部、無償化、無償化、そうやって書いてあるんですよ。

だから、こういうのは答弁で、保留をつけてちゃんと丁寧に説明すると言っているにもかかわらず、その保留が全くつかず、無償化が前面に出でて、世の中の方が勘違いを起こすようになつているということが問題だと私は言っているんです。だつて、保留をつけると内閣委員会で約束をしているのに、つけていませんね、大臣。

もつと言いますと、この質問の際の事前レクタ

あと、確かに、上限でお願いする、それからまだあと、あと幼稚園の類似施設の分も今から、これは文科省に検討してもらっているところでございまですが、一部残っていることは事実です。しかしながら大勢において、幼児教育、保育の無償化の方向で、いろいろ。そして、そのことについて、その保留のところは、今、必ず、これをクリックしてもらえば、特設のサイトや動画において、施設、対象ごとの給付額がどうだということをわかりやすく説明をさせていただいております。その保留のところについて、そういう御意見をいただきましたので、そういう説明を今させていただいている

次質問に移らせていただきます。
幼児教育、幼保無償化の本質というか、そこに関して、私が内閣委員会で質疑したこととちょっと違う方向に行っているんじゃないかなと思うので、そこを伺わせてください。

さきの通常国会で、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案が成立いたしました。この法案について、立憲民主党は、既に三歳から五歳の保育所などについては無償になつてていることを考えると、対象をふやすより、現実的には待機児童の解消に全力を注ぐべきだとずっとと言つてまいりました。その思いは私も今も持つておりますし、変わりありません。

○吉田委員 大臣、ありがとうございました。
実は、今大臣が答弁された答弁、全く同じ答弁を途中まで前回の委員会でされているんです。要は、私が問題だと思っているのは、そのときに、まさに政府参考人の方が大臣と全く同じ答弁をしたんですよ。

「今般の幼稚教育、保育の対象の大宗を占めるのは、子ども・子育て支援新制度の対象となつております施設を利用しておられるお子様でございまして、このお子様の利用料は全て無償化となります。一方、子ども・子育て支援新制度に移行していない、委員御指摘の幼稚園や認可外保育施設につきましては、施設が自由に価格を設定するこ

で、私が、これは無償化法案とは呼べない、たゞ一般的に無償化法案と呼ばれていると問題指摘をしているのですが、これに対して内閣府からは、こちらでそのようにお願いしたわけではなし、我々はそんな、無償化とは言つていいないとまで、これは記録に残っています、趣旨の発言を私の事務所でしていかれました。

内閣府はそのときには、事前レクでも、無償化ではないし、無償化法案とは喧伝をしていないし、マスコミにもそのようなことはお願いしていないし、と、これは記録に残っていますから、はつきり言つっているんです、私のところに、事務所に記録が残っているということです。

で、私が、これは無償化法案とは呼べない、たゞ一般的に無償化法案と呼ばれていると問題指摘をしているんですが、これに対して内閣府からは、こちらでそのようにお願ひしたわけではなく、我々はそんな、無償化とは言つていないとまで、これは記録に残っています、趣旨の発言を内閣府でしていかれました。

内閣府はそのときに、事前レクでも、無償化ではないし、無償化法案とは暗喩もしていないし、マスコミにもそのようなことはお願ひしていないと、これは記録に残っていますから、はつきり言つているんです、私のところに、事務所に記録が残つていいということです。

保留と言つているので、やはりこれは、政府が無償化、無償化と保留もつけずにおっしゃつていて

ところで、「吉田泰貴」といいます。
○吉田泰貴 きょう、ちょうどヤフーニュース
を、ヤフーニュースというかニュースをネットで
見ていたら、朝日新聞のニュースだったと思いま
すけれども、自己負担が世帯としてはふえちゃや
たなんていう記事もやはりあって、これは仕組み
によってやはりそういうことが起こり得るわけな
んですよね、さまざまなルールの中で。同じ園に
通っていたけれども、負担がふえちゃつた方もいる
んですよ。だから、これはルールの問題で、やはり
制限があつて、ルールがあつた上でやつてい
ることだから、それが起こり得るでしょうね、太
臣。
だから、そういう中で、無償化、無償化とい
うと、無償化なのにな、自分のところは、結局は

世帯は負担がふえちやつたなんといふこともあるので、保留というのは、大臣、本当の保留といふ意味でもないと思いますよ。この日本語の保留というのは、多分、注意書きをしつかりつけるとか、そういう意味を含んだ保留だと思う。どうも、今度の口にこなしてお歸り下さい。

うに、できるだけ注意をして推進してまいりたい
というふうに思つてゐる次第でござります。

の罹患率が高いんですよ。

らには寿命も短くなると

うか、まあこれは動物

ありがとうございました。

の罹患率が高いんですよ。

らには寿命も短くなると。
こういつた恐ろしいと、まあこれは動物

実験ですから、これが全て正しいとは言いませんが、やはりちゃんとした論文に査読を経て載つているものなので、ある一定程度の評価はしてもいい

だから、今講話中のところを保留と言つてゐる
んじやなくて、正確な理解を期すための保留とい
う意味の多分御答弁だったと思うので、大臣、そ
こはもうちよつとわかりやすい、だから、大半無
償化でもいいと思ひますけれども、もうちよつと
正確性を期して、また、御負担がふえちゃつた世
帯には、やはり相応のお考えを、多分、大臣、さ
れるおつもりはありますよね。負担がふえちゃつ
たところに對してはあると思いますので、ちょつ
とそこいら辺も含めて、もう一言、簡潔にお願いし
ます。

とてもうれしくて、真尋に懇意に応じたくとも、本当に無償化されるならその方がいいのでも、無償化していただいて、それが無理なら、の繰り返しになりますが、大半無償化とかいう言い方に変えるなり、どちらかだとす。本当に無償化するんだつたら、やはりみたいにふえちゃつたところ、それとともに児童の解消、そちらの方も、また今までどういうか、今までより更に加速度的にしつかでいただきたいということをお願いいたしまでは、次の質問に移らせていただきます。

次は、また竹本大臣に、スマートフォン

私が目も専門ですが、眼精疲労、あと、近視化さつきを誘導したり、井上先生も目のある意味専門家で、そういうらつしきいますけれども、あと、場合によつて加齢黄斑変性とか、目の疾病のリスクも高まるんだけです。

さらに、最近の研究で恐ろしい実験がされた。ショウジョウバエを使った研究で、目でブルーライトを見ていくなくても、老化を加速させて脳を損傷させるという研究結果がネイチャーシリーズの雑誌、ネイチャーじゃないですよ、ネイチャーの系列の雑誌に最近報告されています。

いたと思います。
また、議員立法で成育基本法も成立しましたね。とりわけ夜間にやはりブルーライトに囲まれて、影響を受けて育つ子供もふえている可能性があります。寝かしつけのときにスマホを使うこともお母様はやはりありますので、こういったブルーライトが体に与える影響とか生育に与える影響を大臣はいかがお考えになられるか。また、これは深刻な問題になってくる可能性があるので、国家戦略としてどのような対応をしていただけるかということを聞きたいたいんですが。

○衛藤国務大臣 一応、これは基準に合っていいで
て、ちゃんとして新制度に移行していかなければとか、
それは条件をつけていますけれども、そして、ど
うしても、一定の質が担保できるところは、これ
は契約ですから、それは一緒に上限規制を課さな
ければどうしようもない。それを全部ぱんと大麥
な金額に上げて、それを無償化なんということは
ならないでしようから、そういう意味で、あと、
漏れているところといえは、今、認可外、類似施
設のところ。

次は、また竹本大臣に、スマートフォンと、あと、ブルーライトというライトに関するお問い合わせです。厚生労働委員会で、当時の根本大臣に対しても類似の質問をさせていただいたので、そこをちょっと深掘りさせていただいて、改めて、健康・医療戦略を担当されている竹本大臣にお伺いしたいと思います。

列の雑誌に最近報告されています。研究チームはこう言っていますね。これは引用ですけれども、脳の老化に対して光が与える影響は考えられているより大きい。論文をそのまま読みますと、「デーリー ブルーライト エクスposure」 ジャーナルトーンズ ライフスパン アンド コージズ ブレーン ニューロディジエネレーション インドロソフィラ」、ドロソフィラってショウジョウバエのことなんですかけれども、あと、『デーリー エクスposure ジャーナル ブルー ライ

○竹本国務大臣 先生、ありがとうございました。
た。

今、このブルーライトが体に及ぼす影響が、そ
んなに悪いところがいっぱいあるんだと。うわさ
ではいろいろ聞いてるんですが、私自身も、体
内時計はしつかりしている方だと思っておりまし
たけれども、このブルーライト、要するにスマホ
を見ながら寝ることが多くて、夜中に目が覚める
んですよ。体内時計が狂ってきてます。だから
ら、そういう自分の考え方から見ましても、これは

それから、今、高くなるところがあるというのは副食費の件ではないかと思うんですが、副食費は今まで、市町村で上乗せ補助を出しているところもありますから、これを調査させていただいているところがございまして。若干出るかもしれないと思って、今調査をいたしておりますので、今月中か来月にはその調査をちゃんとやり、そして、そういうことの起こらないように、今、事前に一応、市町村の方には検討方をお願いしているところでございますので、その調査をまた見た上で、ちゃんとやらせていただきたいと思つております。

ブルーライトのものとなる青色LEDというのは、実は、これも私の母校であります名古屋大学の赤崎教授らの研究による、ノーベル賞をとった研究であります。これがすばらしい発明であるのは、もちろん言うまでもありません。

しかし、このブルーライトは、大臣、サーカス、ディアンソングはおわかりになりますね、体内時計。体内時計を狂わせるというのが最大の問題なんです。

例えば看護師さん、三交代をするので、体内時計が狂うわけですよ。こういった環境で働くといはり乳がんの発生率が明らかに高いことが、今、最近の疫学研究でわかっていますね。乳がん

トメイ・アケセレーレートエンジニアリング、イーブン・イフ・イット・ダズント・リーチュア・アイズ・スター・ディー、「こういったことが書かれています。要は、加齢を加速するこういった本当にちょっと恐ろしいデータが出てるんですね。

これは本当にちょっと引用してきたものでけれども、オレゴンの研究チームは、ブルーライトをショウジョウバエに一日十二時間照射して経過を見たら、ブルーライトを受けたハエは、暗闇若しくはブルーライトを取り除いた光を当てて飼育したハエに比べて、壁を上れないとか、加齢による症状が早く見られるようになって、網膜細胞の損傷、脳神経の変性、運動障害が確認された、さ

大変大きい問題なのかなと最近つくづく思つております。ましてや、生活習慣病とか加齢を促進するとか、いろいろな病気が発生する原因となるとなれば、なおさらしつかりとしなきやいけない。それは私個人のことではありますけれども、しかし、国民の健康、医療を考えると、絶対にしつかりとした研究が必要であろうというふうに思つております。

あり方を私の立場としては進めていきたいなどとふうに思っています。

ブルーライトの発生源でもあるデジタル機器につきまして、その浸透に伴い、例えば、厚生労働省では、健康づくりのための睡眠指針二〇一四において、携帯電話、メールやゲームなどに熱中する、目が覚めてしまい、さらに、就寝後に、長期間光の刺激が入ることで覚醒を助長することになると記載しております。

文科省では、児童生徒がスマートフォン等を安全、安心に使用できるよう、情報モラル教育を推進するといった対策も講じているというふうに聞いております。

いずれにいたしましても、原因及びその及ぼす影響については、まだまだ未明瞭なところがたくさんございますので、これは国を挙げてしっかりと対策を考えいく必要がある、先生おっしゃるところだと私も思っています。

○吉田委員 まず、済みません。さつき、論文の紹介のときにスタディーで終わつたんですが、스타디어 サジエスツが正しいので、済みません。

論文を引用される方がいらっしゃつたら、ちょっと間違いがあつたので訂正します。
大臣、ブルーライトは朝は浴びてもいいですよ、起きるときは、逆に、完全な悪といふわけじゃないんですよ。朝はブルーライトを浴びることで覚醒をするわけですよ。だけれども、大臣がおつしやるように、最悪なのはベッドで見る人ですね。しかも、大臣、近眼でいらっしゃいますよね。だから、眼鏡を外して近くで見ているとすると、一番悪いですよ。

パークレーにいらつしやつたのでお詳しいと思うんですけれども、光は距離の自乗に反比例して強くなりますので、距離が半分になると四倍、距離が四分の一になると十六倍の力になりますので、近眼でこうやって見ている人が一番危ないですよね。

ただ、さつき、大臣はエビデンスとかとおしゃつていますけれども、大臣、がんとか生活習

慣病にはもうありますよ、明確なエビデンスが。多分、役所が書いた答弁書を読まれたんだと思うんですけど、役所はいつもそういう書き方をしますけれども、もうエビデンスはありますから、これでエビデンスがない、まだブルーライト

は十分な知見がないと言っているようでは、科学音痴の政府だと思われちゃいますよ、本当に。いっぱいブルーライトを夜浴びて、サーカデイアリズムを狂わせると体に悪いし、がんになる、マリグナンシーを引き起こす。そういうことはもういっぱい、完全に確立されたことです。

だから、今は対策をやらなきゃダメなんですよ。科学的事象を集めてこれから対策しますでは遅くて、そういうものに関しては、今現在でも対策を考えないと、国家戦略を担当される大臣としてはまずいんじゃないかなと私は思います。

いつまでも、科学的データ、エビデンスを集めとてという言葉で役所がそういう答弁書を書かれたら、大臣、疑つてくださいよ。もうエビデンスはあるんじゃないのと思って読まれた方がいいです。

○竹本国務大臣 十分承つております。しっかりと研究して、いい知恵を出したいと思っております。ありがとうございます。

○吉田委員 しっかりとした御答弁をいただきまし

よ。起きたときは、逆に、完全な悪といふわけじゃないんですよ。朝はブルーライトを浴びることで覚醒をするわけですよ。だけれども、大臣がおつしやるように、最悪なのはベッドで見る人ですね。しかも、大臣、近眼でいらっしゃいますよね。だから、眼鏡を外して近くで見ているとすると、一番悪いですよ。

パークレーにいらつしやつたのでお詳しいと思うんですけれども、光は距離の自乗に反比例して強くなりますので、距離が半分になると四倍、距離が四分の一になると十六倍の力になりますので、近眼でこうやって見ている人が一番危ないですよね。

ただ、さつき、大臣はエビデンスとかとおしゃつていますけれども、大臣、がんとか生活習

とも、実はこれが研究で指摘をされています。確かに、この遺伝情報って怖いですよね。日本人大つて西洋化してきてますよね、体格が。こも常に、多分情報を集めるのはスマホだと思いまますので。こういったものが本当にそういうもの

だとすると、近眼もふえる。あと、スマホ斜視といつて目の位置がずれちゃうなんということもありますし、目の病気だけじゃなくて、うつ病を惹起するとさつき言いましたが、やはり、精神、心身に、神経に異常を来す。

これは、前頭葉に影響を与えるなら、なおさらです。前頭葉といふのは人間の活動性、昔、ロボトミーという手術は、活動性を絶つために前頭葉を切断していたのですから、連絡を。こういった前頭葉に与える影響は非常に怖いなと思うので、このスマホも、一言、現代社会はスマホなしでは生きていけない時代ですから、このブルーライトの関係、さまざま脳に対する影響が出ている中で、国家戦略を担当される大臣としていかがお考えか。

○竹本国務大臣 専門家の先生からいろいろ説があつて、非常に教えられたことが多々あります。各分野の専門家の御意見を十分聞いて、その問題の重要性を十分自覚して、しっかりと検討してまいりたいと思っております。

○吉田委員 ありがとうございます。ぜひお願

いします。

時間もだんだんなくなりつきましたので、次に行きたいと思います。

○吉田委員 ありがとうございます。ぜひお願

いします。

そうです。アジアでは、特に今後約六十年で近視人口は四倍になると予想されています。こういった状況に危機感を抱く国々は、既に対策をスタートしています。学校のカリキュラムに近視予防を取り入れる国もあります。

東アジアの国々では、十代の近視の割合は八〇%以上だそうです。二〇五〇年には全世界の近视人口は約半分になると。特にマイナス五度オブラーというある程度強い近視になると、世界の一〇%になると推計されています。

近視つて、昔は、眼鏡をかけておけばいいんじやないかなみたいな、先生方も、そう思われている方は多いですけれども、実は、緑内障といふ、視野が欠けちゃつて失明する病気を起こしたり、あと網膜剥離とともに起き手おくれなんです。特に緑内障つて、気づいたとき手おくれなんです。よく気づく前に見つけて治療しないと、眼鏡の先生方はぜひ、コンタクトの先生方もちょっと検診を受けた方がいいと思うんですけれども、引き起こす可能性があるんです。

こういったことと関して、今、アジアはかなりそういうことを、近視予防というのは力を入れているんですが、日本国、我が国はいかがでしょうか。

○竹本国務大臣 先生おっしゃるように、一般的に、近視であることで緑内障や網膜剥離のリスクが高まると言えられていることは私もわかつております。

目はカメラのような構造で、さまざまなもののが高まると言えられています。目の虹彩はカメラの絞りに、水晶体はレンズに、網膜はフィルムに相当するわけです。実際に物を見るときは、瞳孔から目に入った光が目の中を調整され、ピントを調節する水晶体で屈折、透明なゲル状の硝子体を通して網膜の黄斑に焦点を結びます。そして、その光が視神経を通じて信号として脳に伝達され、像として認識されるわけであります。

ちょっと、何か、読み上げましたですか

たことを実現できることも結構あるんですね。とにかく早期発見、早期治療なんですね、緑内障。加齢黄斑変性もそうですね。

そういった中で、こういった健診事業の中で、目にに関する検診などを、やり方はぜひ御検討いただきたいんですが、やるとか、そういう御見解とか、そういう展望というのはあるのか、副大臣、お伺いしたいと思います。

○橋本副大臣 議員御指摘いただきましたとおり、国民のQOLの維持などのために緑内障を早期発見をして失明を回避するということは、大変重要なことでございます。

一般論として申し上げますと、健診に、ある項目を導入するかどうかということについては、検査の安全性、有効性等が明らかであるか、医学的な効果みたいなことについての科学的な根拠に基づいて。また、それが想定される対象者数とか疾病の発症リスク、費用対効果なども勘案をして、これは医療経済学的な効果がどうかということだと思いますが、この適否を判断することが必要だというふうに考えております。

緑内障等に対する眼科検診の実施ということについてのお尋ねですが、今申し上げた医学的効果と医療経済学的効果の観点からの検討が必要であると考えております。現在、厚生労働科学研究費の補助金を使っている研究において、そうした研究を進めているところでございます。

今、その研究について行っているところでございまして、令和元年度から来年、令和二年度をめどとしていまして、その医学的、医療経済学的な研究というのを今しているところでございますから、その結果も踏まえて、実際にどうするかといふことはしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○吉田委員 時間になつたので終わりますが、本当につしやつたとおりで、やはり医療経済的な部分も非常に重要だと思います。ワクチン政策がその典型ですが、やはり、国民の健康、命を守る

ことと、そして医療費の削減にも寄与していくのが予防医療の政策でありますので、ぜひこういつたものは、ちゃんと調べればおわかりになることがありますので、国民の健康、命を守る。そして医療費も適正化をある程度していく、そういうことのためにまた副大臣が力を尽くしていくべきことを祈念をさせていただきまして、きょうの質問を終わらせていただきました。

ありがとうございました。

○松本委員長 次に、大河原雅子君。

○大河原委員 立憲民主・国民・社保・無所属

私は、この内閣委員会にこの臨時国会からも引き続き委員として籍をいただいておりまして、この間も、こうした大臣の所信の折に、野田聖子大臣、それから片山さつき大臣、それぞれの方の男女共同参画社会を目指す姿勢というものを伺つてまいりました。

私も、党内で今、ジェンダー平等推進本部の本部長ということで、もともと地方議会の議員をしているときに、とにかく女性議員が自治体議会に少ないということで、そういう女性議員をあらゆる議会にふやしたいと思つて活動してきた経験がござります。

そこで、そういう視点に立つて伺つていきたいと思います。男女共同参画、そしてジェンダー平等政策について伺いたいと思っております。

大臣は、もうスポーツ界では知らない人のいない超人、スターでございます。世界で輝かしい記録を残すとともに、国際社会でも大活躍されてきたという認識を持っておりまして、各種の連盟の会長、そして今現在もJOCの役員をしておられる、そして、女性が少ない分野で長年御活躍をしていらっしゃったことがあると思うんですけれども、これまでの長い御経験から、日本社会といふのは男女共同参画が進んでいると思われているでしようか。

いろいろな経験から、ギャップをお感じになることとか、もつとこういうふうにありたいといふことをお感じになっているんじやないかと思うんです。参議院議員としても、今回また継続で当選なさつたということから、大変議員経験も長くして、自民党的の中でも女性局長を務められたり、いろいろなことがございますので、ぜひ最初にそれをお聞かせください。

いろいろな経験から、ギャップをお感じになることとか、もつとこういうふうにありたいといふことをお感じになっているふうに思いますけれども、私は、この内閣委員会にこの臨時国会からも引き続き委員として籍をいただいておりまして、この間も、こうした大臣の所信の折に、野田聖子大臣、それから片山さつき大臣、それぞれの方の男女共同参画社会を目指す姿勢というのをそばで拝見させていただいて、私自身もしっかりとやらなければいけないという思いを抱いていたところでもあります。今回は衆議院の場でこのように答弁をさせていただくという機会に恵まれまして、大変光栄に思つております。

私自身、元アスリートという立場で活動をさせていただきまして、このたびはオリンピック・パラリンピック担当、そして男女共同参画、女性活躍の担当を拝命いたしました。大臣規範によりまして、各スポーツ団体の会長、副会長、理事等は全て辞職をしなければいけないという立場になります。今までとは完全に離れた立場での役割を果たすべく、この立場をいただきました。そういった観点からお話をさせていただければというふうに思つております。

そういった上にでありますけれども、日本としてまた世界を比べてみたときに、まだまだ多くの課題というものが残されているというふうに思つて見てきましたけれども、このところの安倍内閣においては、女性活躍の旗を高く掲げて、その政策を強力に推進してきた結果というのは一定の進化を遂げられているというふうには思つております。

少し数字を挙げさせていただいてもいいでしょうか。(大河原委員「どうぞ」と呼ぶ)よろしいです。

○大河原委員 御丁寧な答弁、ありがとうございます。

ところで、この第二百回国会で、安倍総理の、内閣総理大臣の大河原所信の中に、女性という言葉は一回しか出てこないんです。しかも、一億総活躍社会というところで、女性活躍、前回、法案も改正をしたということがあって、一段落と思つていらっしゃるのか。いや、これはまだまだ足りない、今世界にもおくれているという認識がおあります。

前回、片山大臣がこの役をされたときには、内閣の中にもお一人しか大臣、閣僚がおいでにならなかつたので、もう一人何役でもしてもらわなきやいけないんだと、地方創生から、ほかのところもですね。今回はお二人いらっしゃいますけれども。

オリンピックについても、それから女性活躍についても、まして男女共同参画社会をつくる、そういうような御発言はこの大臣所信にはなくて、

平成二十四年は一千六百五十八万人だった女性の就業者数というのが、今、六年たちまして二千九百四十六万人ということで、二百八十八万人がふえたということ。あるいは、第一子の出産後も働き続ける女性の割合が、四割前後と、推移してきたものが、近年五三・一%に上昇したということであつたり、上場企業の女性役員数が、二十四年から本年の七年間で三・四倍の二千百二十四人になったということなど、少しずつそういった進歩が見られてきているというふうに思いますけれども、政策の方針の決定過程における女性の割合というのは諸外国に比べて依然として低いということもありますし、長時間労働などにより仕事と育児の両立が大変困難であるといった理由ですとか、そういうたた、女性に対する暴力も含めてですけれども、男女共同参画実現に向けた環境というのは依然として日本と世界とのギャップはあるということは否めませんので、これをしっかりと進めいくべく努力をしていきたいと思っております。

橋本大臣が大臣をやつてくれと総理から言われたときには、何と何と何をやつてくれと言われたのか、ちょっとその辺、詳しく伺えるでしょうか。

○橋本国務大臣 今回の女性閣僚が二名ということがありました。女性活躍ということを掲げるところでもあります。

その上で、安倍総理からは、男女共同参画担当、そして女性活躍、女性の活躍というものを推進していく中で、働きやすさ、あるいは子育ての環境、そういうことを、地方議会やあるいは企業等々に、働きかけ、連携強化を図りながら、環境整備というものに取り組んでいくために、法的な整備と同時にやらなければいけないことの課題をしっかりと推進していくようについての指示のもとで受けさせていただきました。

○大河原委員 内閣府の特命担当大臣として、男女共同参画担当のことは、官房長官が議長

で、総理がこれを代表する、一番、日本の男女共同参画政策、施策の中で中心になる部署なんですね。

だから、これまでもおくれている部分がたくさんありますけれども、逆にまだまだ足りなくて、ここは本当に全力で当たらなければならない。特に、例えばオリンピック憲章でも、あらゆる差別をなくすというような中に入っていますけれども、いわゆる多様性という言葉の中に、実は男女の差別や格差、こういったところまで実は隠されてしまっているんじゃないかというおそれも私は抱きます。

この共同参画社会実現に向けては、既に基本法ができていて、基本計画も第四次まで来ていて、その四次計画に、男性の働き方を変えていくといふのが中心課題になってきたといふことも御確認をいただきたいと思うんです。

いま一度、大臣が目指されている社会といふのはどういう社会なんでしょう。コラムも読ませていただきまして、ぜひ、大臣がこれまで御自身で直面してきた今の日本の女性の課題といふ

のはあると思うんですけれども、そんなことも含め、目指す社会、少し、短くて結構ですので、か、ちょっとその辺、詳しく伺えるでしょうか。

○橋本国務大臣 やはり、政治は男性のものといふ意識であつたりですとか、あるいは議員活動どもは女性がみずから政治家を目指すための啓発活動ですか、そういうことも含めまして、女性がやはり、子供を産み、そして働き続けるといふ、どちらかを選択をしなければいけないというふうなことを迫られないような、そういう生き方の多様化、そして、それぞれの生涯にわたって女性活躍が推進されていくような、そういう社会を築き上げていくことが重要であるというふうに思つております。

一点、私自身の経験からいたしまして、ここはしっかりとやはり社会全体が理解をしていくべきだなというふうに思つたことではあるんですけど、平成の十二年ですけれども、現職の国会議員として、参議院において、初めて出産をするという経験をさせていただくことができました。そのときに、出産といふことを、国会を欠席する事由でお休みをいただくことが参議院規則の中に、改正されておりませんで、出産の一ヶ月前に参議院の場において、参議院規則が、出産という事由で欠席届を出すことが認められたという経験をいたしました。

そのときに、園田天光光先生という方が、日本初の女性国会議員、代議士になられたお一人でありますけれども、さかのぼること約五十年前、二〇〇〇年から五十年前ですけれども、初めて現職の女性議員として出産をされたという経験のときには、国会内には、議員会館内にも女性のトイレが一つもなかつた、お休みをする場所も女性のためにはなかつたということで、大変な時代だったんだだ、だからこそ、今こそ、女性国会議員がみずから身をもつて経験したことしつかりと訴えています。

そして、GII、ジェンダー不平等指数もジェンダーギャップ指数も、この指数を上げていく評価をされるというところの中には、女性国会議員の割合というのも入ってきますし、ジェンダーギャップ指数の方でも、国会議員に占める女性の割合、閣僚の比率、こういうものが上がらないと、この格差、世界的な格差がおさまっていかないということがあります。

そして、このジェンダー平等などといふことがどれほど大事なことかというのは、これは差別をなくすということだけではなくて、女性がしつかりとお話し下さい。お話を聞く限りでは、家庭生活の両立のための環境整備ですか、あるいは女性がみずから政治家を目指すための啓発活動ですか、そういうことも含めまして、女性がやはり、子供を産み、そして働き続けるといふ、どちらかを選択をしなければいけないというふうなことを迫られないような、そういう生き方の多様化、そして、それぞれの生涯にわたって女性活躍が推進されていくような、そういう社会を築き上げていくことが重要であるというふうに思つております。

課題は山積みで、諸外国と比べましても、例えれば列国会議に参加いたしますと、既に、ジェンダー視点で議会 자체を変えていくことでも、これはハウスの、院の問題にはなりますけれども、そういう視点が明確に示されています。これが、なかなかできないことがあります。

資料の一、「じらん」いただきますと、人間開発指数とかジェンダー不平等指数とかジェンダーギャップ指数、一番最後のジェンダーギャップ指数などが有名でございますけれども、その中には、人間開発指数は、長寿で健康な生活、知識及び人間らしい生活水準という人間開発の三つの側面で測定をする。そして、日本では、長寿になつてきていますけれども、そこまでにたどり着くのにまだまだいろいろな障害があつて、女性の場合も、長生きはしますけれども、日本女性の高齢者の単身の方の半分は貧困ということも出てきております。

そして、GII、ジェンダー不平等指数もジェンダーギャップ指数も、この指数を上げていく評価をされるというところの中には、女性国会議員の割合というのも入ってきますし、ジェンダーギャップ指数の方でも、国会議員に占める女性の割合、閣僚の比率、こういうものが上がらないと、この格差、世界的な格差がおさまっていかないということがあります。

そして、このジェンダー平等などといふことがどれほど大事なことかというのは、これは差別をなくすということだけではなくて、女性がしつかりとお話し下さい。お話を聞く限りでは、家庭生活の両立のための環境整備ですか、あるいは女性がみずから政治家を目指すための啓発活動ですか、そういうことも含めまして、女性がやはり、子供を産み、そして働き続けるといふ、どちらかを選択をしなければいけないというふうなことを迫られないような、そういう生き方の多様化、そして、それぞれの生涯にわたって女性活躍が推進されていくような、そういう社会を築き上げていくことが重要であるというふうに思つております。

そのことも踏まえながら、男女共同参画というものが、真の男女共同参画を引き上げるために努めをしなければいけないという気持ちであります。そして、何より、途上国の課題もありますけれども、何人かの方はSDGsのバッジをつけていらっしゃいますよね。ターゲットの五、これがジェンダー平等を実現をする。特に女性や女児、女の子のエンパワーメントというのが非常に大きくなりたすんだところで、私は、この点でも日本は、先進国と自分で言つていい割にまだその部分は足りないと、いうふうに思つてます。

女性が元気に豊かに働いていくため、生きていくためにも足りない部分があると思いますけれども、SDGsの課題としても、御認識はおありになりますよね。

○橋本国務大臣 もちろん、その課題は大変大きな課題だというふうに思つております。

委員が示されたこのジェンダーギャップの指

数、これにつきましても、資料を見させていただい

ておりますけれども、日本は百四十九カ国の中百十位ということがありますので、このことにつ

いては、健康の分野ですとか教育の分野では高い

水準を示しておりますけれども、問題は、経済分

野における女性の管理職の割合、あるいは政治分

野における女性の割合ということがネットになつておりますけれども、日本は百十位といふことになつております。

このことをしつかりと、この順位を上げていく

とともに、成熟した国家としての責務であると私は思つておりますので、女性活躍の推進法に基づいて、企業への、行動計画の策定ですか、ある

いはそれを公表して女性活躍の取組の状況を更に見える化をしていただくことであつたりですと

か、昨年の五月に施行されました政治分野における男女共同参画の推進に関する法律も踏まえて、

取組を各党にお願いするなどして、こういったこ

とを、SDGs、持続可能な社会をつくり上げていくために努力をしていかないといけないというふうに思います。

そして、さらには、そういうことがなされる事によって、姿を見ていく子供たちに大変大きな影響が及ぼされるというふうに思います。日本全体がそのような配慮のある状況でいくとしたときにロールモデルとなりますので、そのロールモデルをたくさんつくることによって、子供たちがその姿を見ることが更にこのジェンダーギャップ指数というものをしっかりと確立させていくものになるんだというふうに認識しております。

○大河原委員 私はそんなに指標が低過ぎるからと、それはあくまでも日安、本当にこの国で女性も男性も朗らかに生きていたいなど。その面では、女性活躍推進法というのは、働く分野に重きを置いて、その壁を取っていくと、ところに重きがあると思うんですね。

この働くという意味と、それから、差別というのが本当にまだ隠されていたんだなというのだが、昨年、医学部の入試で女子受験生の点数、これが下げられている現実がありました。そういうところもきちんと丁寧に見ていく、そして、それに合わせて、しっかりと政府がだめなことはだめなんだというような姿勢で法律をつくる、こういう姿勢がない限り、潜っていくだけどんどん隠れてしまうんじゃないかというふうにも思いました。

ILOでは、六月に、職場での暴力、あらゆる暴力やハラスメントを根絶させる、その目標で国際条約が制定され、日本もその初の国際条約を採択したわけですが、これから私たちの国がこれを批准していくに当たって、まだまだ課題があると思うんです。国内法の整備ということがありましたが、大臣はどういう御見解をお持ちでしょうか。

○橋本国務大臣

ILO総会、ジュネーブで開催されたこの会議において、仕事の世界における暴力とハラスメントは働く方の尊厳や人格を傷つけ

る、あつてはならないということで、これをなくしていくために新たな国際労働基準の必要性や意義は大きいと考えたために、条約と勧告の採択に賛成したという経緯がありますけれども、そして、ことしの五月は、我が国においても、ハラスメント防止対策を強化する法律が成立しまして、ハラスメントのない職場づくりに向けた前進が図られたこととなりました。

しっかりとこれを批准していくためにどうするべきかということは非常に大事だと、いうふうに思つております。先ほど委員も御指摘をいただきましたとおり、国内法の制定との整合性を今後更に検討する必要があるというふうに承知しておりますが、厚生労働省を中心とした検討について、内閣府としてその動きを注視してまいりたいとうふうに思つております。条約の保障の対象に求められるのはインターネットやボランティアなどの雇用関係のない者が含まれているということ、こういったことにについて、国内法制との整合性について慎重に検討することが必要であるということになつておりますので、そのことを今後、各省庁、しっかりと検討していくべきだというふうに提えております。

○大河原委員 一つ一つ課題は、確かに、厚労省

職者あるいはインターネットやボランティアなどの雇用関係のない者が含まれているということ、こういったことにについて、国内法制との整合性について慎重に検討することが必要であるということになつておりますので、そのことを今後、各省庁、しっかりと検討していくべきだというふうに提えております。

また、性暴力、性犯罪の被害者のためのワансトップ支援センター、この機能の充実というものをしっかりと図つていく。あるいは、メールやSNSの活用などで若年女性が相談しやすい仕組みですね。なかなか声に出すことができない、どこに相談に行つたらいのか、そういうような、悩みながら、悩み続けて、結果的には外に出ること

ができないくなったりといふようなことは決してあつてはならないことであると思いますので、そういうふたたびに、心に寄り添う支援というのも積極的に強化をしていきたいというふうに思つております。

○大河原委員 一つ一つ課題は、確かに、厚労省

の、内閣府です。

そして、私ちょっとと先ほど聞き損ないましたけれども、例えば、あらゆる暴力を根絶をするとい

う中に、あらゆるハラスメントを根絶するというう間に、例えば、前の大臣の片山さつき大臣は、民間のシェルターの支援をしていくんだというよう

でも、この旗振り役をぜひしなければならないのは内閣府です。

○大河原委員 一つ一つ課題は、確かに、厚労省

の、内閣府です。

そして、私ちょっとと先ほど聞き損ないましたけれども、例えば、あらゆる暴力を根絶をするとい

う中に、あらゆるハラスメントを根絶するとい

うう間に、例えば、前の大臣の片山さつき大臣は、民間のシェルターの支援をしていくんだといふ

うふうに思つてます。

○大河原委員 女性への暴力をなくすというの

は、それこそ古い、長い問題ですよね。一九九五年の北京JAC以来、北京会議以来、各国はその

根絶のためにアクションを起こそうといふことで取り組んできましたけれども、残念ながら、日本

でもこの問題は、DV法ができましたけれども、

今おつしやつたような児童虐待との関係性がまだ

まだ認識が薄いこととか、実際に、資料の二につけましたけれども、配偶者暴力相談支援セン

ターや、この設置がまだまだ足りないというふうに思つてます。

○橋本国務大臣 今御指摘いただきましたDV被

害者の対応に当たる職務の関係者が被害者の人権

を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持ということを十分配慮しながら、ハラスメント、暴力というものは絶対的ではなくしていかなければいけないというふうに思つております。

その中で、片山大臣から引き継ぎまして、この新規の予算の確保のためにあらゆる方策の中で支援をしていくということを掲げさせていただ

いておりますけれども、例えばDV対策と児童虐待防止法との連携というのは非常に重要なことで

いうふうに思つております。D-V、そして児童虐待

待防止法との連携というのは非常に重要なことで

いうふうに思つております。D-V対策と児童虐待

待防止法との連携というのは非常に重要なことで

ことを、総務省にも、機会を捉えて伝えていただきたい、徹底してこの通知を守るようにというふうに思つていています。

この住所漏えいというものについては、子ども手当の担当課とか、本当に、住民票だけじゃなくて、書類の誤送付というものもあって、慎重にやらなければならぬんですね。

このDV問題は、長年女性たちが苦しんでいたがら、DVというものがどういうものなのかといふものを外に出せないということで、家の内で起これば、加害は夫であるとか、あるいは恋人であるとか、内縁の関係者であるとか、いろいろなことがあります。プライバシーにかかるるといふとでは慎重を期しますけれども、でもやはり、多くの命が、子供も失っているということから考えれば非常に大きな問題ですので、ぜひ声を担当大臣からも上げていただきたいというふうに思いました。

それで、先ほども若年女性への被害ということがありますけれども、女性の中でも、大臣の姿勢の中に、実はスポーツ界というのは非常に、指導者とそれから選手という立場、権力を持ち、そしてキャリアもある、特に女子選手の場合は、男性のコーチとか監督とかお医者さんとかですね。アメリカのスポーツ界で明らかになつたあの事件は、性暴行まであって、刑事罰にしたら百七十五年分という、そんなことまで起っています。

スポーツ界ではさまざま暴力が実は日常茶飯事あるよねと多くの人たちが思つていてまして、このスポーツ界における暴力の根絶、ハラスメントの根絶に向けてどんなことを発信できるのか、私はもう既に発信されてきたと思うんですが、いかがでしょうか。

この間、池江選手が白血病になられたときには、大臣も腎臓病を克服されてここまで来られているので、ちょっとと時間がなくなりましたので、もう一つ。

ふうに捉えております。でも、その発言の続きのうちに、コンプライアンスとかガバナンスとか言つてゐる場合じやないという御発言があつたので、いま一度それを、今のこととも含めて、ちょっとと御訂正をいただいた方がいいかなと思いますので、このよろしくお願ひします。

○橋本国務大臣 国内外ともに、女性に対するハラスメントというものが、スポーツ界においても非常に大きな問題になつてきたというのは承知しておりますし、私自身も長い間そいつた世界で活動をしてきた一人なものですから、この問題は絶対的に根絶していくかなければいけない問題だと

いう認識の中で取り組んできた一つでもあります。その中で、ことしの六月ですけれども、スポーツにおいて、中央団体への、適切な組織運営に向けて、スポーツ団体ガバナンスコードを策定して、その中で、女性理事の目標割合を四〇%以上に設定することを、具体化を求めてきました。それはいまだに、まだ実は一五・六%というようなことなんですねけれども。

このガバナンスコードも、いろいろな問題がありますけれども、まず、私自身が、女性の理事の目標といいますか、そういうものを掲げることを、ガバナンスコードに入っているということを今御紹介させていただきたい理由の一つは、そういった女性の理事ですか、あるいは現場に、直接的に選手と密接に取り組んでいくことの立場であるトレーナー、コーチ、監督、そういった、スポーツ界はそれに倣つて取り組んでいくべきだ

ところなんですねけれども、まず、私自身が、女性の理事の目標といいますか、そういうものを掲げることを、ガバナンスコードに入っているということを今御紹介させていただきたい理由の一つは、そう

性として生涯にわたつてしつかりとした活躍ができることがありますので、そのことをしつかりとやつていただきたい、やらなければいけないということを、内閣府としてもしっかりと促進するよう進めたいきたいというふうに思います。

先ほど御紹介いただきました池江選手のことに関しても、私は、当時、その発言のときはJOCの副会長がありました。高校三年生の彼女が負うこの問題というのは非常に大変な問題であると……(大河原委員「そつちじやなくて、コンプライアンスとガバナンスが大事という

ことです」と呼ぶ)コンプライアンス。はい。そのことで、私自身も腎臓と肝臓の持病を持つてやつてきたということもありまして、自分自身に重ねてしまつたといふことがあつた発言を招いてしまつて反省をしているんですけども、そのときに、だからこそ、コンプライアンス、ガバナンスというものを言つてゐるようではないと

いうのは、やらないといふのではなくて、コンプライアンス、ガバナンスというものを当然しつかりとやるべき姿に変えていかなければ池江選手がこれだけ自分自身の体のことにおいて公表をしないといふことは、やらないといふのではなくて、コンプライアンス、ガバナンスといふのを当然しつかりとやるべき姿に変えていかなければ池江選手がこれだけ自分自身の体のことにおいて公表をしないといふことは、やらないといふのではなくて、コン

私がつけさせていただいた資料の四番のところにはこのことが書いてありますけれども、第四次共同参画基本計画から、これから五次になつてくわけですけれども、改めて強調している視点、一、二、三と、七つまであります。困難な状況に置かれている女性の実情といふときに、若い女性の被害者を救う、これが六枚目の、困難な問題を抱える女性への支援ということで、昨年の七月から検討されてきて、十月の四日にちょうど中間まとめができたところです。令和の時代になつて、この年度で取り組むべきものとしてこれらが挙げられております。

男性の働き方だけではなくて、日本が男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づける、国際的な評価を得られる社会といふのは、私は、まだまだ遠い、まだ麓にまで行つていらないんじゃないかといふふうな思い今まで持つわけで、来年、オリンピックを迎えるに当たつて、日本への注目度といふのは非常に高くなります。そこで何が起ころるといふことがありますので、こうした、若者たちが未来に希望が持てるような、困難を抱えた女性たちが自立をしていく、支援法の改めての新しい法律が必要だという認識もこの中間まとめて示されております。

ぜひ御担当の大臣として、全庁の、全府省の司令塔だというふうに思つていてください、発信を強

する環境というものをつくり上げていく、このこと非常に重要であるといふふうに思います。

そのことによつて、健康であり、あるいは、女性とともに生きたいというふうに思います。

全員に伝わらなければこれはもうできないことだけいうふうに思います。

スポーツ団体のガバナンスコードをつくられたが、指導者のあらゆる研修、これも見ましたけれども、女性スポーツ促進に向けたスポーツ指導者のハンドブック。スポーツ指導者と言われる方は多種多様におられますので、ここでのハラスメント研修はもう必須にしていただきたいし、そのことをやはり生徒も選手も知つて、指導者だけじゃなくて、看護者という意味ではドクターなどもそうですし、これを徹底していただきたいといふふうに改めてお願いをします。

私がつけさせていただいた資料の四番のところにはこのことが書いてありますけれども、第四次共同参画基本計画から、これから五次になつてくわけですけれども、改めて強調している視点、一、二、三と、七つまであります。困難な状況に置かれている女性の実情といふときに、若い女性の被害者を救う、これが六枚目の、困難な問題を抱える女性への支援ということで、昨年の七月から検討されてきて、十月の四日にちょうど中間まとめができたところです。令和の時代になつて、この年度で取り組むべきものとしてこれらが挙げられております。

男性の働き方だけではなくて、日本が男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づける、国際的な評価を得られる社会といふのは、私は、まだまだ遠い、まだ麓にまで行つていらないんじゃないかといふふうな思い今まで持つわけで、来年、オリンピックを迎えるに当たつて、日本への注目度といふのは非常に高くなります。そこで何が起ころるといふことがありますので、こうした、若者たちが未来に希望が持てるような、困難を抱えた女性たちが自立をしていく、支援法の改めての新しい法律が必要だという認識もこの中間まとめて示されております。

ぜひ御担当の大臣として、全庁の、全府省の司令塔だというふうに思つていてください、発信を強

力にしていただきたいとお願いをさせていただい
て、質問を終わります。

○松本委員長 大河原雅子さんの質疑は終了いた
しました。

次回は、来る二十五日金曜日午後一時五十分理
事会、午後二時委員会を開会することとし、本日
は、これにて散会いたします。

午後四時三十六分散会